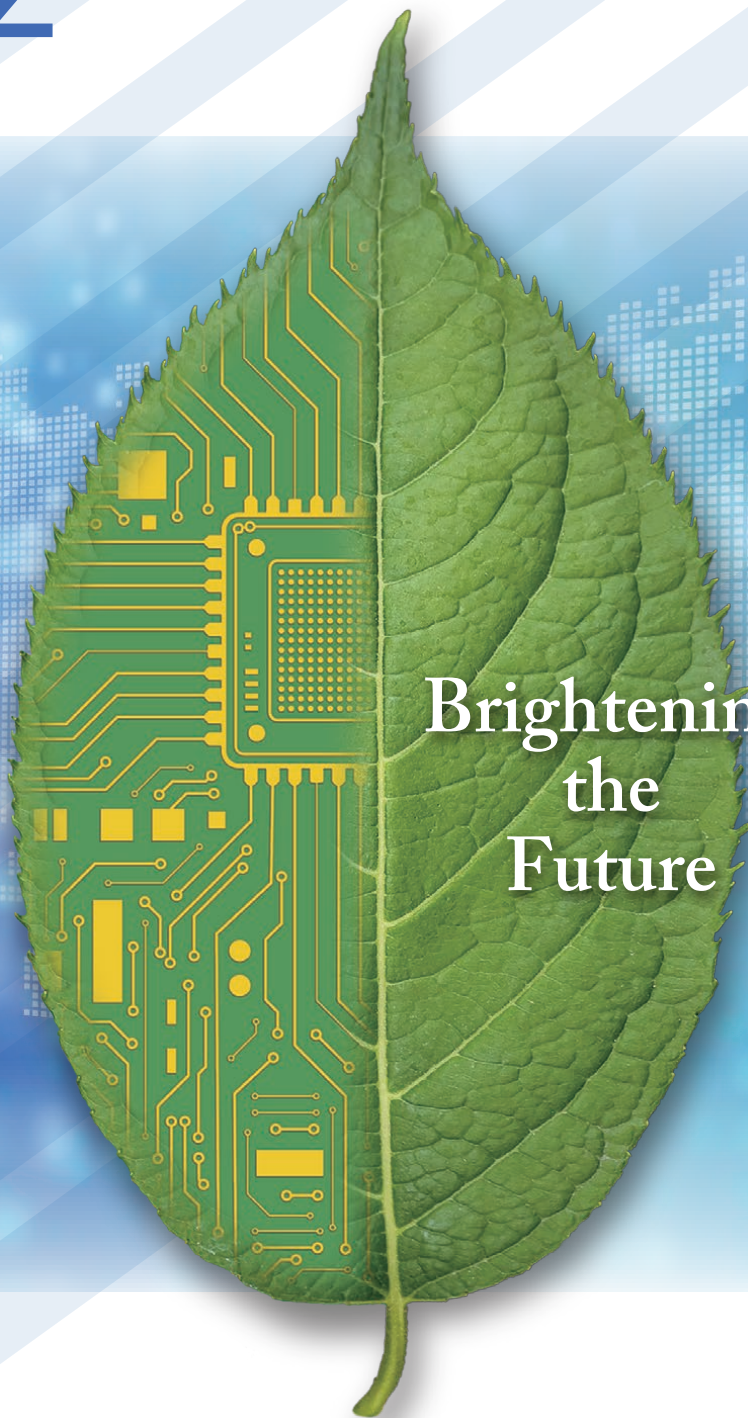


Sustainability Report 2022

サステナビリティレポート



Brightening
the
Future

 SHINKO

新光電気工業株式会社

Contents

Contents	1
編集方針・お問い合わせ先	2
トップメッセージ	3-4
新光電気グループ概要	5-8
SHINKO Way	9

サステナビリティマネジメント	10-17
----------------	-------

環境課題への取り組み

Environment

環境方針	18
環境ビジョン2050	19
中長期環境目標	20
環境行動計画	21
環境マネジメント	22-26
気候変動	27-31
資源循環	32-34
自然共生	35-37
海外拠点の取り組み	38

社会課題への取り組み

Social

人権の尊重	39-40
活力ある企業風土づくり	41-43
ダイバーシティの尊重	44-45
人材の育成と活用	46-47
労働安全衛生	48-51
地域社会への貢献	52-55
品質による信頼性の向上・お客様への貢献	56-58
サプライチェーンによる社会的責任の推進	59-63

ガバナンス

Governance

コーポレート・ガバナンス	64-67
コンプライアンス	68-70
リスクマネジメント	71-76
知的財産	77-79
財務・非財務データ	80-86
第三者保証報告書	87
GRIスタンダード対照表	88-92

編集方針

本報告書は、新光電気グループにおける「環境」「社会」「ガバナンス」を中心とした活動について、ステークホルダーの皆様にご理解いただくことを目的として、毎年発行しています。

【対象期間】

2021年度(2021年4月1日から2022年3月31日まで)の活動を中心に、一部それ以前の取り組みや直近の活動を含みます。

【対象範囲】

原則として新光電気グループ全体について掲載していますが、グループ全体を把握できていない項目については、個別に対象範囲を記載しています。

なお、本報告書における表記は以下の通りとしています。

- ・新光電気工業株式会社を含む全グループ会社：新光電気グループ
- ・新光電気工業株式会社を含む国内のグループ会社：新光電気グループ(国内)
- ・新光電気工業株式会社：当社

【発行日】

2022年9月(次回発行予定：2023年9月 前回発行：2021年9月)

【参考ガイドライン】

- ・ GRI Sustainability Reporting Standards
- ・ 環境省 環境報告ガイドライン(2018年版)

お問い合わせ先

新光電気工業株式会社

〒381-2287 長野県長野市小島田町80

サステナビリティ推進室 CSR推進部 (電話 026-283-6450)

トップメッセージ

高度化する市場のニーズに対応する製品の提供と
多様化するサステナビリティ課題への取り組みを通じて
持続可能な社会への貢献を目指します

新光電気工業株式会社
代表取締役社長
倉嶋 進



新型コロナウイルスの世界的な感染拡大が依然として収束しない状況下にあつて、社会・経済におけるデジタル化の急速な進展や、働き方やライフスタイルにおける劇的な変化などに代表されるように、現在、時代はかつてないスピードで大きく変わろうとしています。また、パリ協定やSDGs（持続可能な開発目標）等の国際的な枠組みを背景に、脱炭素社会の実現に向けた世界的な潮流がさらに強まるなど、企業においては社会課題の解決に向けた取り組みがより一層重要な課題となっています。こうした環境の下、半導体は、社会におけるデジタル化やニューノーマルの進展を支え、脱炭素化に向けた省エネルギー・省電力等を実現するキーデバイスとして、そのニーズはさらに高度化・多様化することが見込まれています。新光電気グループは、半導体の進化を支え、半導体デバイスの優れた機能を最大限に引き出す役割を担う先進的な製品の開発・製造・販売を展開するとともに、多様なサステナビリティ課題に対する活動を推進することを通じて、世界中の人々の豊かなくらしや輝かしい未来の創造に貢献することを目指しています。

地球環境とともに

新光電気グループは、環境保全を経営の最重要事項の一つと位置づけ、これまで地球環境と企業活動の調和を念頭に、ものづくりを通じて地球環境や豊かな社会に貢献することを目指してきました。さまざまなサステナビリティ課題のなかでも、気候変動への対応は私たちが最優先で取り組むべき喫緊の課題です。当社グループにおいては、昨年、カーボンニュートラル実現に向けた中長期目標を新たに策定し、推進体制も改めて整備のうえ、全社一体となった活動を開始しました。事業活動における脱炭素化へ向けた取り組みをさらに加速させるため、推進する専門部署を新たに設置するとともに、このほど中長期目標の見直しを行うなど、活動のさらなる強化に取り組んでいます。今後も、グループ全体での取り組みを加速させることにより、事業活動におけるカーボンニュートラルの早期達成をはかり、脱炭素社会の実現へ貢献してまいります。

また、気候変動が事業に及ぼすリスクと機会を分析のうえ、経営戦略に反映するとともに、適切な情報開示を進める観点より、このほど気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）提言への賛同を表明しました。今後もTCFD提言に基づき、情報開示の充実をはかってまいります。

多様性をもった社員とともに

新光電気グループは、創業以来一貫して「人への温かさ」を念頭においた経営姿勢に基づき、多様性を持った社員が能力や専門性を高め、自己成長を達成することができる企業風土の醸成に努めてまいりました。

現在、当社グループは、高い成長が見込まれる市場向け製品の生産能力拡充を目的として、新たな生産拠点の開設や新棟の建設等に着手し、市場の成長を当社グループの飛躍に繋げるべく、事業基盤の拡大を進めています。こうした企業としての成長の基礎となるものは人材であり、さまざまな個性や考え方を持った社員が新たなイノベーションを創造し、企業価値を高める原動力となります。引き続き多様性を持った人材の確保や育成に努めるとともに、社員一人ひとりが自らの価値を高め、誇りとやりがいを持って働くことのできる職場環境の整備や、環境や社会の変化に対応した人事制度の構築を進めてまいります。

強固な企業基盤を目指して

環境変化の激しい半導体産業にあって、新光電気グループが持続的に成長し続けるためには、企業基盤の強化が不可欠です。高い透明性を確保しつつ迅速な意思決定がはかられるガバナンス体制の構築に努めるとともに、当社グループの存在意義や価値観、行動の原理原則を具体化したSHINKO Wayに沿ったコンプライアンスの徹底や、多様化・高度化するリスクへの対応をはかるためリスクマネジメント体制の強化に注力しています。

さらに、グローバルに事業を展開する企業の責務として、深刻化する社会課題への対応をはかり、地域社会・国際社会の一員として社会的責任を果たすため、サステナビリティ課題への対応を全社横断的に推進する部署を今年新たに設置し、当社グループにおける活動の強化をはかっています。

こうした取り組みを通じて、より強固な企業基盤を構築することにより、引き続き持続的な企業価値の向上を目指してまいります。

皆様におかれましては、ここに紹介する新光電気グループの取り組みにご理解をいただき、さらなるご支援とご鞭撻をいただければ幸いです。

新光電気グループ概要

(2022年3月31日現在)

商号	新光電気工業株式会社 (SHINKO ELECTRIC INDUSTRIES CO., LTD.)	
本社所在地	長野県長野市小島田町80番地	
設立	1946年(昭和21年)9月12日	
資本金	242億2千3百万円	
決算期・上場市場	3月31日・東京証券取引所(プライム市場)	
主な事業内容	プラスチック・ラミネート・パッケージ/リードフレーム/ガラス端子/ ヒートスプレッダー/セラミック静電チャックなどの製造・販売、IC組立	
工場	更北・若穂・高丘・新井・京ヶ瀬	
営業所等	東京・大阪・名古屋・福岡・マニラ	
連結子会社(国内)	新光パーツ株式会社(長野県長野市) 新光テクノサーブ株式会社(長野県長野市)	
連結子会社(海外) (製造)	KOREA SHINKO MICROELECTRONICS CO., LTD. (大韓民国) SHINKO ELECTRONICS(MALAYSIA) SDN. BHD. (マレーシア) SHINKO ELECTRIC INDUSTRIES(WUXI) CO., LTD. (中華人民共和国)	
(販売)	SHINKO ELECTRIC AMERICA, INC. (アメリカ合衆国) SHINKO ELECTRONICS(SINGAPORE) PTE. LTD. (シンガポール共和国) KOREA SHINKO TRADING CO., LTD. (大韓民国) TAIWAN SHINKO ELECTRONICS CO., LTD. (台湾) SHANGHAI SHINKO TRADING LTD. (中華人民共和国)	
関連会社(海外)	SHINKO MICROELECTRONICS (THAILAND) CO., LTD. (タイ王国)	

主な製造拠点

国内

更北工場（長野市）



若穂工場（長野市）



高丘工場（長野県中野市）



新井工場（新潟県妙高市）



京ヶ瀬工場（新潟県阿賀野市）



海外

KOREA SHINKO MICROELECTRONICS CO., LTD.(大韓民国)



SHINKO ELECTRONICS (MALAYSIA) SDN. BHD.(マレーシア)

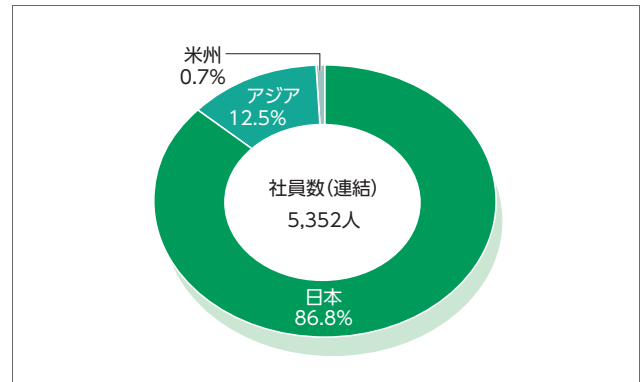


社員数

< 社員数推移 >

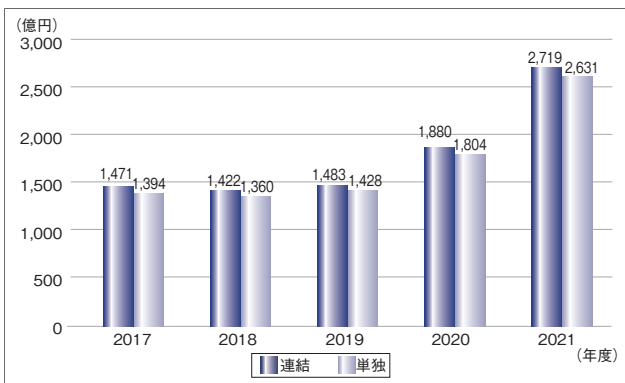


< 地域別社員割合 2022年3月末 >

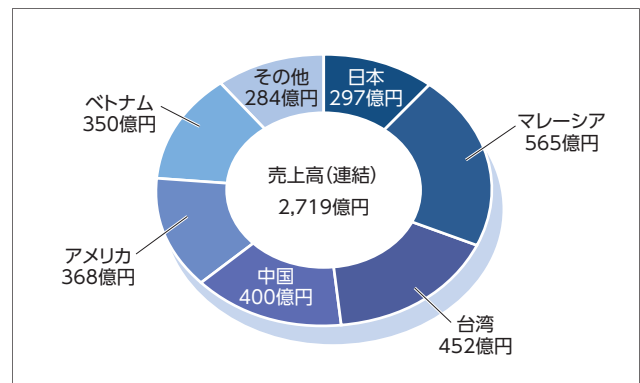


売上高

< 売上高推移 > (億円)

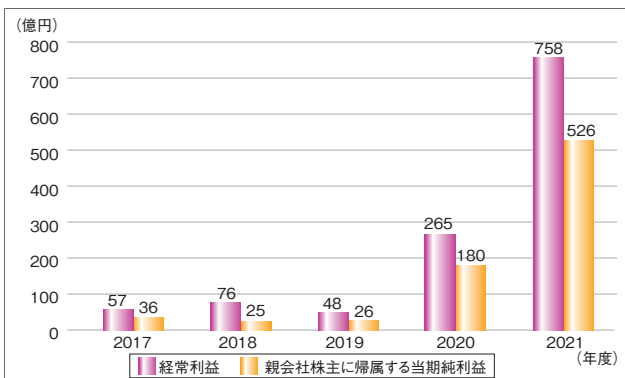


< 地域別売上高 2021年度 >



利益(連結)

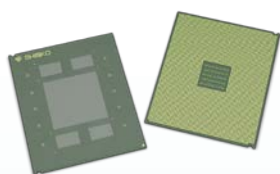
< 経常利益/親会社株主に帰属する当期純利益 > (億円)



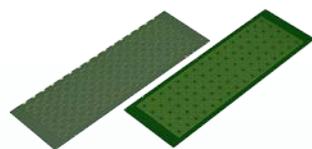
セグメント別概況

プラスチックパッケージ

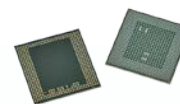
プラスチックパッケージは、フリップチップタイプパッケージやプラスチックBGA基板、IC組立から構成されています。



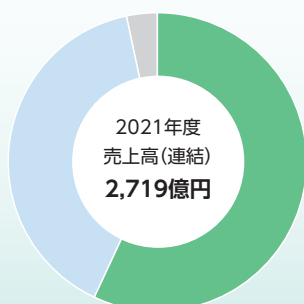
〈フリップチップタイプパッケージ〉



〈プラスチックBGA基板〉



〈IC組立〉



プラスチックパッケージ
1,694億円(62.3%)

主な搭載品例

パソコン、サーバー、スマートフォン、
自動車、民生機器 他

メタルパッケージ

メタルパッケージは、リードフレーム、ヒートスプレッダー、セラミック静電チャックおよびガラス端子等から構成されています。



〈リードフレーム〉



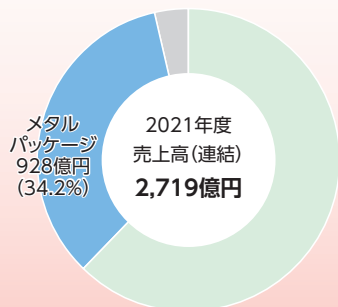
〈ヒートスプレッダー〉



〈セラミック静電チャック〉



〈ガラス端子〉



メタル
パッケージ
928億円
(34.2%)

主な搭載品例

自動車、スマートフォン、パソコン、
民生機器、半導体製造装置、通信機器 他

SHINKO Way

SHINKO Wayは、社会における新光電気グループの存在意義、大切にすべき価値観、および日々の活動において世界の社員がどのように行動すべきかの原理原則を示したものです。新光電気グループは、SHINKO Wayの実践を通じ、グループとしてのベクトルを合わせ、企業価値を持続的に向上させてまいります。

私たちは、お客様や社会に製品やサービスを提供することを通じて、世界中の人々の豊かな生活の実現に貢献するとともに、社員一人ひとりがSHINKO Wayを実践することにより、企業としての社会的責任を果たし、社会の健全な発展に寄与することを目指しています。

企業理念

技術力	当社は創業以来「技術開発」を経営の最重点指針の一つとして掲げてきました。新しいテクノロジーの開発とその蓄積を原動力として、さらなる飛躍に挑戦します
ものづくり	企業の利益の源泉たる製造現場に、知恵と創意を結集し、世界一のものづくりを目指します
発展性	めざましい進歩を続けているエレクトロニクス分野で、常に創造への情熱と未来への夢を抱きながら、限りなき発展を目指します
国際性	国際企業の一員として、グローバルに多様化するニーズに応え、国際社会での共存共栄を念頭に置いた事業展開を図っていきます
温かさ	社会そして企業は人間の集団であり、人間の存在を忘れては成り立ちません。いつも「人への温かさ」を考えた経営姿勢で事業を推進していきます

創業者精神

質素儉約	現場主義	片手にロマン、片手にソロバン	温かさ
------	------	----------------	-----

企業指針

目指します

社会・環境	社会に貢献し地球環境を守ります
利益と成長	お客様、社員、株主の期待に応えます
株主・投資家	企業価値を持続的に向上させます
グローバル	常にグローバルな視点で考え判断します

大切にします

社員	多様性を尊重し成長を支援します
お客様	かけがえのないパートナーになります
お取引先	共存共栄の関係を築きます
技術	新たな価値を創造し続けます
品質	お客様と社会の信頼を支えます

行動指針

良き社会人	常に社会・環境に目を向け、良き社会人として行動します
お客様起点	お客様起点で考え、誠意をもって行動します
三現主義 チャレンジ	現場・現物・現実を直視して行動します 高い目標を掲げ、達成に向けて粘り強く行動します
スピード	目標に向かって、臨機応変かつ迅速に行動します
チームワーク	組織を超えて目的を共有し、一人ひとりが責任をもって行動します

行動規範

- 人権を尊重します
- 法令を遵守します
- 公正な商取引を行います
- 知的財産を守り尊重します
- 機密を保持します
- 業務上の立場を私的に利用しません

サステナビリティマネジメント

当社は、1946年（昭和21年）に、戦後の混乱期にあつて地域の雇用を守ることを主な目的として、使えなくなった電球の再生・リサイクルから事業をスタートしました。新光電気グループは、その後も今日に至るまで、地域社会との共生や地球環境への配慮、人への温かさ等を常に念頭において事業を展開してまいりました。

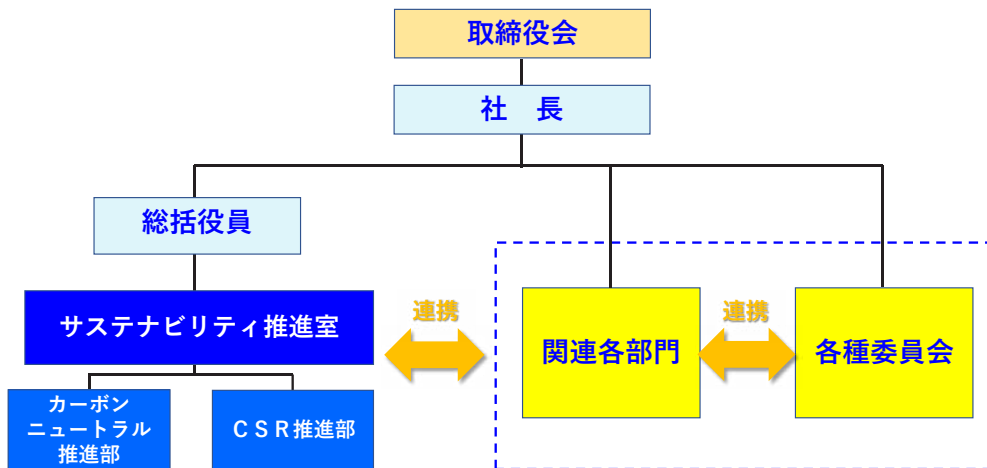
創業時から受け継いできたこれらの精神をふまえ、社会における当社グループの存在意義、大切にすべき価値観、および日々の活動における行動の原理原則を具体化したものがSHINKO Wayです。私たちは、優れた製品や技術の提供を通じて世界中の人々の豊かなくらしに寄与するとともに、社員一人ひとりがSHINKO Wayを実践することにより、企業としての社会的責任を果たし、地域社会・国際社会から信頼され続ける企業として、持続可能な社会の実現に貢献することを目指しています。

こうした新光電気グループの基本姿勢は、国連が提唱するSDGs（持続可能な開発目標：Sustainable Development Goals）とも方向性を同じくするものです。私たちは、気候変動への対応や持続可能な生産消費形態の確保、働きがいのある人間らしい雇用の促進をはじめとして、SDGsにおける目標もふまえた活動を今後も展開してまいります。

推進体制

新光電気グループにおけるサステナビリティ課題への取り組みを加速するため、2022年4月にサステナビリティ推進室を新たに設置し、活動を推進しています。

サステナビリティ推進室は、専属の室員のほか、事業部門や環境・資材調達・人事・総務部門等に所属する管理職から構成されており、グループ全体におけるサステナビリティ課題に対する活動強化をはかるとともに、当社グループの企業価値向上、持続的成長実現に向けて取り組んでいます。



重要課題の選定

重要課題の選定にあたっては、企業指針や経営方針等の内部的要因と主要な国際標準や社会的要請等の外部的要因よりサステナビリティ課題（社会的課題）を抽出し、それらについてステークホルダーにおける重要性と新光電気グループのビジネスにおける重要性の2つの視点による重要性評価を行うプロセスとしています。選定した重要課題については、妥当性の確認を行うとともに定期的に見直しを実施しています。

なお、選定プロセスにおいては、サステナビリティ課題の抽出にあたり、SDGs目標をはじめとして多様な指標を参考にしています。

【重要課題選定プロセス】

サステナビリティ課題抽出

内部・外部的要因に基づき
171項目の課題を抽出

重要性評価

ステークホルダーと自社ビジネスの
2つの視点より重要性を評価

重要課題選定

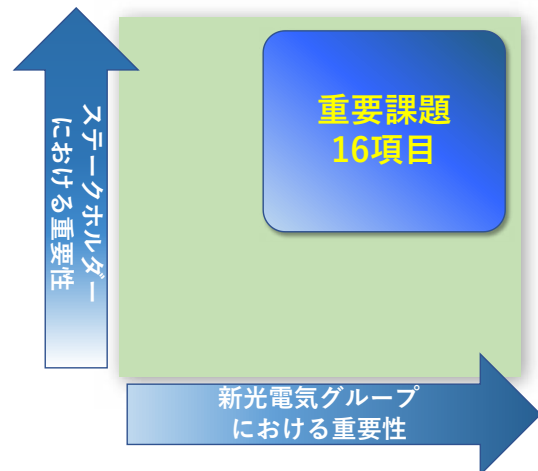
重要性評価に基づき
16項目を重要課題に選定

妥当性確認・見直し

参考にしたサステナビリティ関連標準類

- ① GRIサステナビリティ・レポート・スタンダード
- ② RBA（Responsible Business Alliance）行動規範
- ③ ISO26000
- ④ 国連グローバル・コンパクト
- ⑤ SDGs（Sustainable Development Goals）
- ⑥ SASB（Sustainability Accounting Standards Board）

【重要性評価による重要課題の選定】



<重要課題（16項目）>

- 環境負荷低減活動
 - ① 気候変動への対応
 - ② 廃棄物削減
 - ③ 水使用量削減
 - ④ 生物多様性保全
 - ⑤ 資源・エネルギー使用低減
- 環境マネジメントシステム
 - ① 環境法規制遵守
 - ② 有害物質管理・削減
- 地域社会との共生
- 社会貢献活動
- 多様性尊重
- 活力ある企業風土づくり
- 人材の雇用・育成・活用
- 安全・快適な職場環境
- 人権の尊重
- 品質に基づく顧客・社会の信頼性
- サプライチェーンによる社会的責任推進

ステークホルダーとのコミュニケーション

新光電気グループにおけるビジネスは、お客様、お取引先、株主・投資家や地域社会の皆様、および社員等、さまざまなステークホルダーの皆様によって支えられています。

ステークホルダーの皆様とのコミュニケーションを通じて、当社グループに対するご期待やご要望等を把握するとともに、社会的課題を理解することなどにより、企業としての社会的責任を果たすとともに、社会の持続的成長への貢献を目指してまいります。


















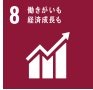











サステナビリティ活動目標および進捗状況

当社では、重要課題への対応や企業価値向上、ガバナンス強化等の観点より活動目標を毎年設定のうえ、活動を展開しています。

目標の達成を通じて、SDGs（持続可能な開発目標）に貢献することを目指しています。

2021年度活動目標および実績
















SHINKO Way 企業指針	テーマ	2021年度目標	2021年度実績	関連する SDGs目標
社会・環境	環境負荷低減活動の推進	●CO ₂ 排出量 基準年(2020年度)の4.2%以上削減	●CO ₂ 排出量 基準年(2020年度)の8.3%削減	       
		●再生可能エネルギー使用量 4%	●再生可能エネルギー使用量 20%（国内製造拠点）	
		●廃棄物発生量 7,269t以下に抑制	●廃棄物発生量 6,648t発生	
		●水資源使用量 19,000m ³ 削減	●水資源使用量 56,671m ³ 削減	
		●生物多様性の保全 ①長野県「森林(もり)の里親促進事業」への参加(年2回) ②栗田総合センターにおける生物多様性保全活動 ・自然調査100% ・生態系の実態調査100% ・実態調査に基づく指標選定100% ③生物多様性意識の醸成のための環境教育および啓発活動の実施(年5回)	●生物多様性の保全 ①長野県「森林(もり)の里親促進事業」への参加 実績：2回参加 ②栗田総合センターにおける生物多様性保全活動 実績 ・自然調査100% ・生態系の実態調査100% ・実態調査に基づく指標選定100% ③生物多様性意識の醸成のための環境教育および啓発活動の実施 実績：6回実施	
	●グリーン調達活動推進(CO ₂ 排出量削減・水資源保全) ・対象取引先100%への環境調査実施 ・調査票回収率90%以上 ・二次取引先を持つ一次取引先100%へのCO ₂ 排出量削減依頼・支援	●グリーン調達活動推進 ・対象取引先への環境調査実施：100% ・調査票回収率：100% ・二次取引先を持つ一次取引先へのCO ₂ 排出量削減依頼・支援：100%		
	地域環境保全活動の実施	●飯綱町「森林(もり)の里親促進事業」における労使共催による環境ボランティア活動の実施	●飯綱町「森林(もり)の里親促進事業」において植樹、下草刈り実施(6月、10月)	 
		●各工場における環境美化活動の実施	●各工場において環境美化活動を実施(4月～6月)	
	地域社会との共生・対話	●地域社会との人材交流、地域の人材育成・社会活動への貢献	●近隣大学への講義・授業の協力、近隣高校生による工場見学の受入れ等	
		●社員による社会貢献活動の支援	●社員ボランティア休暇制度による活動支援	
●地域の文化・社会基盤への貢献		●地元行事への協賛・参加、はがき・切手の植林活動寄付等		
株主・投資家 利益と成長	コーポレートガバナンス強化	●コーポレートガバナンスコード改訂への対応、コーポレートガバナンスに関する情報開示の充実等	●コーポレートガバナンスコード改訂への対応、情報開示の充実等	  
	株主・投資家とのコミュニケーション充実・強化	●株主・投資家との建設的な対話促進	●電話やウェブ会議を活用した機関投資家との対話の充実、ウェブサイト充実等	
		●ステークホルダーへの情報発信の充実	●ウェブサイトの情報更新による充実等	
	コンプライアンス強化	●コンプライアンスリスク軽減施策実施	●コンプライアンス関連各種教育の実施等	
情報管理強化	●情報保護・個人情報保護マネジメントシステム運用	●情報保護・個人情報保護マネジメントシステムの運用、情報セキュリティ教育の実施等		












SHINKO Way 企業指針	テーマ	2021年度目標	2021年度実績	関連する SDGs目標
株主・投資家 利益と成長	リスクマネジメント	●エスカレーション体制の強化、重要リスク把握・対策検討	●緊急連絡体制強化、潜在リスクマネジメントレビュー等	  
		●リスク対応力強化	●新型コロナウイルス感染症への対応、台風・水害タイムラインの運用開始等	
グローバル	海外拠点コンプライアンス体制強化	●グローバル・コンプライアンス・プログラム(GCP)に沿ったコンプライアンス強化、リスク低減	●全拠点におけるコンプライアンスe-Learning実施等	 
	能力開発の機会提供・積極的支援	●グローバル人材養成に向けた教育プログラムの充実	●英会話講座コース拡充、社内TOEIC回数増加および無料化	
社員	個人の生活と仕事の調和に配慮した活力ある企業風土づくり	●働き方改革への取り組み強化による生産性向上とワークライフバランス実現	●長時間労働削減に向けた取り組み強化(時間外労働管理基準の見直し、定時退社日の構内放送等)	 
		●女性の活躍推進に向けたキャリア形成支援・就労環境整備	●意識向上に向けた各種教育・セミナー実施	
	災害のない安全・快適な職場環境の実現	●法令等を順守した安全衛生・防火防災活動の推進	●RBA行動規範に基づく活動推進、不安全行動防止のための啓発・教育実施、年間計画に基づく防火・防災活動の実施等	 
		●社員の安全意識・安全行動の徹底、不注意・不安全行動による災害の未然防止	●全社員対象の安全教育、安全衛生委員等による定期的な職場巡回・点検、交通安全啓発活動・教育・指導等	
	●継続的なリスク低減活動の推進	●全作業対象のリスクアセスメント実施、類似災害防止措置の全社展開		
	●社員の健康管理意識向上、健康でいきいきと働くことができる職場環境づくり推進	●健康経営優良法人認定、喫煙率低減活動、特定保健指導、長時間残業抑止に向けた取り組み等		
お客様	お客様起点、お客様との長期的信頼関係の構築	●安全保障輸出管理体制、特定輸出申告制度に関する関係部門への周知・教育によるコンプライアンス意識向上	●安全保障輸出管理体制、特定輸出申告制度に関する各種教育実施	
お取引先	サプライチェーン全体におけるCSR推進	●お取引先への資材方針の周知	●国内・海外全お取引先への周知実施	 
		●主要お取引先を対象としたCSR調査実施	●主要お取引先へのCSR調査・フィードバック実施(実施率100%)	
	●構内請負お取引先を対象としたCSR状況確認	●CSR調査に基づく実態確認(年2回・実施率100%)		
	紛争鉱物調査・デュー・ディリジェンス推進	●RMI※1 テンプレートをを使用した原材料源流調査、デュー・ディリジェンス推進	●RMIテンプレートをを使用した調査実施、調査結果に基づくヒアリング、リスク評価、調達率改善要請	
	購入品BCP※2 調査、BCP構築推進	●BCPアンケート調査、BCP構築によるリスク低減	●BCPアンケート調査実施、調査結果に基づくヒアリング、リスク評価、リスク改善要請	










※1 RMI : Responsible Minerals Initiative

※2 BCP : Business Continuity Plan

2022年度活動目標

取り組み分野	テーマ	2022年度目標	関連するSDGs目標
Environment 環境	気候変動	●事業所におけるCO ₂ 排出量を基準年(2020年度)の11.2%以上削減	
		●再生可能エネルギー使用量を8%に拡大	
		●市場・お客様の要求を収集し社内関係部門と情報共有	
		●主要取引先における温室効果ガス排出量の調査および実態把握 ・生産材主要取引先10社への調査実施	
	資源循環	●廃棄物の発生量を7,254t以下に抑制	
		●水使用量を19,329m ³ 以上削減	
	自然共生	●地域の生物多様性保全活動推進 ・長野県「森林(もり)の里親促進事業」への参加(年2回)	 
		●栗田総合センターにおける生物多様性保全活動 ・自然調査実施 ・生態系の実態調査 ・実態調査に基づく保全活動	 
		●生物多様性意識の醸成のための環境教育および啓発活動の実施(年5回)	  
	地域における環境保全	●「森林(もり)の里親促進事業」での環境ボランティア活動の継続・拡充	
●各工場における環境美化活動の継続・拡充			
グリーン調達活動の推進	●サプライチェーン上流におけるCO ₂ 排出量削減および水資源保全の取り組みを推進 ・対象取引先100%への環境調査 ・調査票の回収率:90%以上		

取り組み分野	テーマ	2022年度目標	関連するSDGs目標
Social 社会	人権尊重	●全社員を対象とする人権教育の推進	
	ワークライフバランス	●働き方改革への取り組み強化による生産性向上とワークライフバランスの実現	
		●男性育児参加率の向上	
	ダイバーシティ & インクルージョン	●女性の活躍推進に向けた就労環境の整備	
		●プラチナくるみん認定の取得	
		●海外留学生の採用	
		●障がいのある社員が能力を発揮し働きやすい職場環境づくり	
	人材育成	●働く意欲のある高齢者が能力を発揮し活躍できる制度の整備	
		●将来を担う人材育成のための教育体系整備	
		●グローバル人材養成に向けた教育プログラムの拡充	
	労働者の安全・健康経営	●女性の活躍推進に向けたキャリア形成支援	
		●法令等を順守した安全衛生・防火防災活動の推進	
●安全意識の向上と作業手順・作業ルール遵守による災害の未然防止			
●重篤な災害の発生件数0件			
●危険・有害要因の特定、評価による継続的なリスク低減活動の推進			
●社員の健康管理意識の向上、心身ともに健康でいきいきと働くことができる職場環境づくりの推進			
地域貢献／青少年育成／スポーツ振興	●特定保健指導実施率75%		
	●各工場における工場見学の実施		
	●地元行事への積極的参加・協賛		
ステークホルダーとのコミュニケーションの充実	●サッカーチームへの協賛		
	●株主・投資家との建設的な対話の促進		
サプライチェーン全体におけるCSRの推進	●ステークホルダーへの情報発信の充実	 	
	●お取引先への資材方針の周知		
	●主要お取引先へのCSRアンケート実施		
「責任ある鉱物調達」の取り組み、推進	●構内請負お取引先のCSR状況確認		
	●RMI テンプレートを使用した原材料の源流調査およびデュー・デリジェンス推進に向けた改善活動		
購入品のBCPアンケート調査およびBCP構築の推進	●BCPアンケート調査およびBCP構築によるリスク低減に向けた改善活動		

取り組み分野	テーマ	2022年度目標	関連するSDGs目標
Governance ガバナンス	コーポレートガバナンスの強化	●東証プライム上場会社としての対応(特別委員会の設置、TCFD開示) ●未実施原則への対応	
	コンプライアンス強化	●コンプライアンスリスク軽減のための施策実施 ・コンプライアンス関連各種教育実施 ・内部通報制度の運用 ・リスク把握のためのモニタリング	
	海外拠点におけるコンプライアンス体制強化	●富士通グループ・グローバル・コンプライアンス・プログラム(GCP)に沿ったコンプライアンス強化、コンプライアンスリスク低減	
	お客様との信頼関係の構築	●安全保障輸出管理体制、および特定輸出申告制度について関係部門へ周知と教育を実施	
	リスクマネジメントの強化	●潜在リスク調査によるリスク把握、重要リスクへの事前対策検討・見直し	
		●全社教育の実施・充実によるリスク意識向上	
		●気候変動リスクへの対応	
		●新型コロナウイルス感染症への対応力強化	
	自然災害リスクへの対応力強化	●自然災害リスクへの対応力強化	
		●情報(自社・他社・個人)保護マネジメントシステムの運用 ・定期棚卸実施 ・社員の情報管理に対する意識向上 ・域外適用される海外法制度への対応	
情報管理強化	●情報(自社・他社・個人)保護マネジメントシステムの運用 ・定期棚卸実施 ・社員の情報管理に対する意識向上 ・域外適用される海外法制度への対応		
自社知的財産の保護と強化	●技術創造活動の推進による特許出願の強化		
	●製品市場をふまえた積極的な外国出願		
他者知的財産の尊重	●当社の技術に関連する他者特許の定期調査による侵害防止		
	●知財教育の実施による知財に関する意識の向上		



次世代へと引き継ぐ“豊かな環境”と“豊かな社会”への貢献を目指し、地球環境に対する私たちの責務を環境方針として掲げています。

1994年1月に、環境保全に対する基本的な姿勢を明確にするため「環境憲章」を策定し、2002年12月には、環境問題が多様化し、環境経営の重要度が増している状況をふまえ「環境方針」へと改訂しました。

環境方針

SHINKO Wayの実践を通じ、地球環境と企業活動の調和を基本理念とし、
「ものづくり」を通じて地球環境の維持向上に貢献する。

【行動指針】

1. 環境保全を経営の最重要事項の一つと位置づけ、環境負荷を低減する。
2. 自然環境の汚染と健康被害につながる環境リスクを予防する。
3. 国内外の環境規則および要求事項を順守し、社会的責任を遂行する。
4. 環境パフォーマンスを向上させるため、環境マネジメントシステムの継続的改善をはかる。
5. 気候変動対策や資源の有効利用、生物多様性保全により豊かな社会づくりに貢献する。

この環境方針を達成するために環境目標を設定するとともに、環境方針および環境目標の見直しを年1回以上行う。

新光電気工業株式会社
代表取締役社長



(栗田総合センター)

環境ビジョン2050



2022年、新光電気グループは、「環境ビジョン2050」を策定しました。

「パリ協定^{※1}」や「持続可能な開発目標(SDGs)^{※2}」など 国際的に持続可能な社会の実現に向けた動きが加速しており、日本においても「2050年にカーボンニュートラル、脱炭素社会を目指す」ことが宣言されました。また、サーキュラーエコノミー（循環型社会）への移行や海洋プラスチック問題、水資源や生物多様性保全への取り組みなど、社会課題の解決に向けた動きが加速しています。

こうした中、ものづくりを行う企業の責務として、持続可能な社会の土台となる地球環境について「目指す姿」を明確にしました。

※1 パリ協定：2015年にパリで開かれた第21回国連気候変動枠組条約締約国会議（COP21）で合意された地球温暖化防止の国際的な枠組み。

※2 持続可能な開発目標（SDGs）：2015年に国連で採択された、国際社会が持続可能な発展のために2030年までに達成すべき17の社会的目標

環境ビジョン2050

新光電気グループは、ものづくりを行う企業の責務として
環境負荷低減に取り組み、持続可能な社会の実現に貢献します

【新光電気グループが目指す姿】

気候変動	温室効果ガス排出量を削減し、 脱炭素社会の実現を目指します
資源循環	資源の有効活用・リサイクルの最大化をはかり、 循環型社会の実現を目指します
自然共生	事業活動による生物多様性への影響を低減し、 自然共生社会の実現を目指します

中長期環境目標



「環境ビジョン2050」に掲げた3つの分野における「新光電気グループが目指す姿」を実現するために、新光電気グループ(国内)は中長期環境目標(2030年度、2050年度)を策定し活動しています。

特に「気候変動」は、これ以上リスクを深刻化させないために、温室効果ガス削減のさらなる強化が求められています。そこで、温室効果ガス削減を早期に進めるため、2022年9月、2030年度目標の見直しを実施しました。温室効果ガス実質排出量削減は、「2020年度比42%削減」という目標から「2020年度比56%削減」とし、再生可能エネルギー使用率は、「2050年度100%」という目標から20年前倒しをした「2030年度100%」とし、大幅な上方修正をしました。また、「資源循環」「自然共生」に関しては新たに2050年度目標を定め、グローバルな社会課題に対応した活動を長期的な視点とともに推進していきます。

気候変動

	2030年度	2050年度
温室効果ガス実質排出量	56%削減 (2020年度比)	実質排出量 ゼロ
再生可能エネルギー使用	使用率100%	使用率100%維持

活動内容は「気候変動」(P27) 参照 対象：新光電気グループ(国内)

資源循環

	2030年度	2050年度
廃棄物	50%削減 (2020年度比)	最小化
水使用量	5%削減 (2020年度比)	最小化

活動内容は「資源循環」(P32) 参照 対象：新光電気グループ(国内)

自然共生

	2030年度	2050年度
地域社会	地域社会と連携した生物多様性保全活動の継続による貢献	地域社会と連携した生物多様性保全活動の継続による貢献
社内緑地	栗田総合センターの生態系を健全に保全する	栗田総合センターを含む各工場の生態系を健全に保全する
社員	社員一人ひとりの生物多様性に対する意識の向上をはかる	社員一人ひとりの生物多様性に対する意識の向上をはかる

活動内容は「自然共生」(P35) 参照 対象：新光電気グループ(国内)

環境行動計画



新光電気グループ(国内)は、「中長期環境目標」を実現するための短期目標である「環境行動計画」を定めています。環境行動計画では、中長期環境目標の達成に向けた具体的な活動を定め、実績や効果を評価しています。

第10期環境行動計画

「第10期環境行動計画」は、2021～2022年度の2年間で達成すべき目標です。これまでも行ってきた「気候変動」「資源循環」に、新たなテーマ「自然共生」を加え活動しています。

2021年度では特に再生可能エネルギー使用量拡大、水使用量削減で、目標を大きく上回る成果を出すことができました。

第 10 期 環 境 行 動 計 画		2021年度		
		目 標	実 績	達成率
気候変動 	温室効果ガス排出量の削減 (CO ₂ 削減) ●事業所におけるCO ₂ 排出量を毎年基準年の4.2%以上削減する。 (基準年2020年度) 	4.2%以上削減 (2020年度比)	8.3%削減	196%
	●再生可能エネルギー使用量を毎年4%ずつ拡大する。 	再生可能エネルギー電力比率 4%以上	20%	500%
資源循環 	廃棄物削減 廃棄物の発生量を2022年度末までに、7,254 t以下とする。 	発生量 7,269 t以下	6,648 t	109%
	水使用量の削減 水使用量を2022年度末までに2020年度使用量の1% (38,000m ³) 削減する。 	0.5%以上削減 (19,000 m ³ 以上)	1.5%削減 (56,671 m ³)	298%
サプライチェーン 	グリーン調達活動の推進 ●サプライチェーン上流におけるCO ₂ 排出量削減の取り組みの推進 ●サプライチェーン上流における水資源保全意識の強化 	対象取引先 100%対応	100%実施	100%
自然共生 	事業活動が生物多様性からの恵みを受け、また影響を与えているとの認識のもと、持続可能で豊かな社会を目指し、事業活動を通じて生物多様性の保全に貢献する。 			
	生物多様性の保全	●長野県「森林(もり)の里親促進事業」の実施	森林整備 2回	2回実施 100%
		●栗田総合センターにおける生物多様性保全活動	自然環境調査 指標選定	調査実施 指標選定 100%
		●生物多様性意識の醸成のための環境教育および啓発活動の実施	環境教育 3回 啓発活動 2回	教育 3回 啓発 3回 120%

※温室効果ガス排出量の削減について
中長期環境目標の見直しにより、2021～2022年度の2年間通算では「基準年(2020年度)の11.2%を削減」と上方修正し、活動を推進しています。

※水使用量の削減について
2021年度実績を反映し、2021～2022年度の2年間通算では「水使用量を2022年度末までに2020年度使用量の2%(76,000m³)削減する」と上方修正し、活動を推進しています。

環境行動計画の目標管理対象は環境マネジメントシステム(EMS: Environmental Management System)活動範囲です。

環境マネジメント



新光電気グループでは、「環境方針」のもと環境に配慮した事業活動を実践するため、環境マネジメントシステムを構築し、PDCAサイクルを通じて継続的改善と環境パフォーマンスの向上に努めています。ISO14001については、新光電気グループ(国内)は富士通グループとして統合認証を取得、海外の生産子会社は各社において認証を取得しています。ここでは、新光電気グループ(国内)の活動内容についてご報告します。

環境活動推進体系

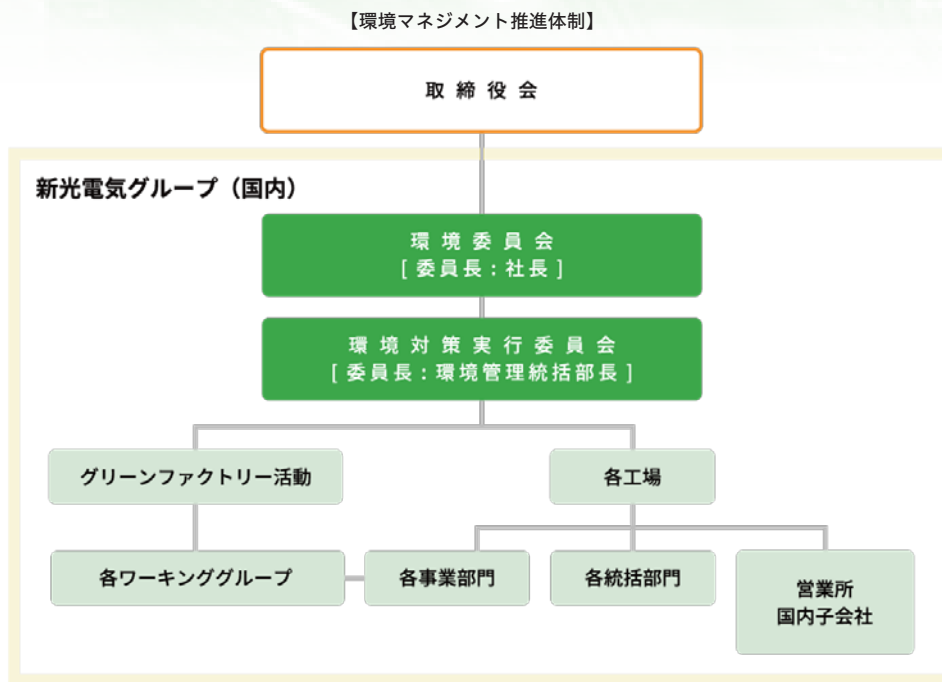
環境保全を経営の最重要事項の一つと位置づけ、グループの基本理念であるSHINKO Wayに基づき構築した推進体系のもと、環境保全活動に取り組んでいます。



環境マネジメント推進体制

環境経営を推進するため、社長を委員長とした「環境委員会」を設けています。同委員会は、環境対策に関わる最高審議機関として、中長期的な課題の検討や方針の策定、気候変動による事業リスク・機会への対策などをはじめとした環境経営に関する事項の立案・審議・決定を行っています。これらの結果は環境委員会を通じて取締役会に報告されます。

また、環境委員会の下部組織として「環境対策実行委員会」を設置し、環境目標達成のため、活動の進捗等の審議を行っています。このような推進体制を構築して環境マネジメントシステムの維持・向上をはかり、環境負荷低減活動と事業活動を一体化する取り組みを推進しています。



環境課題の把握

環境に配慮したより良い事業活動を実践するため、毎年、新光電気グループ（国内）が取り組む環境課題を決定しています。新光電気グループ（国内）の事業活動が環境に与える要素の特定のほか、環境に関連する課題とステークホルダーからの要求事項を明確にし、リスクと機会の重要性・緊急性を考慮して、その年に取り組む課題としています。それら環境課題は、環境マネジメントシステムの活動に反映させ、解決に向けた取り組みを展開しています。

【主な環境課題に関するリスク・機会】

■ 気候変動

政策・法規制リスク	温室効果ガス排出量の規制強化により、炭素税等のコスト負担増加やエネルギー調達コストが増加するリスク、および違反した場合の企業価値低下リスク
市場リスク	低炭素製品・環境に配慮したサービスの需要拡大に伴い、対応遅れによりビジネス機会を逸失するリスク、および原材料調達コストが上昇するリスク
評判リスク	気候変動への対応遅れなどによるステークホルダーからのネガティブ評価に伴い、企業価値が低下するリスク
物理的リスク	風水害・洪水などの災害発生による生産設備の停止、生産拠点の操業停止リスク、取引先の被災やサプライチェーンの分断による部材調達・出荷遅延のリスク
資源効率の機会	製造プロセスの効率化、製造設備の省エネ設計推進、ユーティリティ設備の高効率化などによるエネルギーの削減、および再生可能エネルギーの導入・創出などによる低炭素製造工程の実現
製品およびサービスの機会	市場ニーズにマッチした環境価値の高い製品・サービスの提供による売上増、高機能化・高速化・省電力化に貢献する半導体パッケージなどの省エネ製品の提供による売上増

■ その他

	リスク	機会
廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> ◆廃棄物処理費値上げなどのコスト増 ◆廃棄物処分先不足 	<ul style="list-style-type: none"> ◆製造プロセスの省資源工程化、廃棄物削減・廃棄物のマテリアル化推進によるコスト減
水資源	<ul style="list-style-type: none"> ◆地下水枯渇、取水制限による工場の稼働制限・出荷遅延 	<ul style="list-style-type: none"> ◆製造プロセスの節水・効率化推進による節水製造工程の実現 ◆水使用量削減によるコスト減
生物多様性	<ul style="list-style-type: none"> ◆生物多様性損失による気候変動・資源の枯渇 	<ul style="list-style-type: none"> ◆生物多様性保全による持続可能な事業活動
資源・エネルギー	<ul style="list-style-type: none"> ◆資源・エネルギーの枯渇による原材料不足・調達遅延、工場の稼働制限、出荷遅延 ◆原材料高騰によるコスト増 	<ul style="list-style-type: none"> ◆サーキュラーエコノミーへの対応による稼働制限回避 ◆製造プロセスの効率化・設備の省エネ設計推進による省資源工程の実現 ◆使用量削減によるコスト減
環境法規制	<ul style="list-style-type: none"> ◆法規制強化による対応コスト増、違反した場合の企業価値低下、生態系への影響 	<ul style="list-style-type: none"> ◆法律の順守によるステークホルダーからの信頼維持 ◆法規制対応による環境保全、省資源の実現、廃棄物削減、コスト減
有害物質	<ul style="list-style-type: none"> ◆化学物質使用による生態系への影響 	<ul style="list-style-type: none"> ◆化学物質の適正管理・使用量削減による生態系への影響低減、生産拠点周辺の環境保全

環境監査

毎年、社内および富士通グループによる内部環境監査を行い、ISO14001への適合性、マネジメントシステムの有効性および法令順守の確認を実施しています。

監査は、環境マネジメントシステム審査員資格を持った者を含む内部環境監査員により実施し、マネジメントシステムの継続的改善をはかっています。

2021年度も前年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、リモートによる監査を行いました。デジタルネットワークを活用することにより、現地監査と同等の監査を実施しています。

環境関連法規制への対応

環境関連法令・県市条例のほか、公害防止協定・業界指針・お客様からの環境要求等への順守に努めています。2021年度においては、届出の遅れ1件、苦情2件が発生しておりますが、適切に対応し是正しました。その他については、海外生産拠点も含め、法規制違反や環境に重大な影響を与える事故の発生はありません。

環境測定データ（水質）(P86) 参照

環境教育

企業活動を行ううえでも、社会人として生活するうえでも、社員一人ひとりが常に環境に配慮した行動をするよう、国内のすべての社員を対象とした環境教育を年1回以上行っています。教育資料にはSDGsやパリ協定など世界動向を盛り込み、視野を広く持ち「持続可能な発展」につながる人材の育成に努めています。

【2021年度 環境に関する教育実績（新光電気グループ（国内））】

研修名	受講者数
環境一般教育	4,952人
環境業務従事者教育	3,537人
階層別教育	152人

環境啓発活動

社員向けに、季節にあわせた身近なテーマや、当社を取り巻く環境課題など、さまざまな情報を毎月発信しています。また、6月の環境月間では、持続可能な地球環境について考える機会とし、工場周辺美化活動をはじめ、環境クイズなどの行事を行い環境意識の向上をはかっています。

環境リスクへの対応

新光電気グループでは、環境マネジメントシステムを通じて環境リスクの未然防止と最小化に向け継続的な改善をはかるとともに、災害発生時の被害を最小限にとどめるよう備えています。

●環境汚染防止への対応

排気処理

製造装置や排水処理設備から発生する一部の排気には、有害物質が含まれています。これらが含まれた排気を「スクラバー」という装置に通すことで有害物質を除去し、大気に放出するよう、徹底した管理を行っています。

排水処理

製造工程から出る排水は、排水処理設備で無害化処理を行い徹底した管理のもと、下水道または河川へ放流しています。

放流する水は、水質汚濁防止法・下水道法で規制されていますが、国および県の排水基準値より厳しい自主基準値を定めて定期的に水質測定を行い、管理を徹底しています。

薬液・廃液の漏洩防止

薬液・廃液の保管については、安全管理を徹底しています。保管するタンクは、材質や内容物により更新年数を定めて計画的に更新をしているほか、タンクには防液堤を設置し敷地内外への漏洩対策をしています。また、防液堤やタンク・配管等の劣化や異常を早期に発見できるように定期的に点検を実施し、漏洩の未然防止につなげています。さらに、漏洩を想定した実践的な対応訓練・保護具装着訓練を実施し、環境リスク最小化に向け備えています。

工場の安全点検

各工場の施設管理部門では、順法・環境保全・事故の未然防止の観点から、各設備等について毎月安全総点検を実施し、不具合への早期対応をはかっています。



(漏洩対応訓練 (新井工場))

●災害への対応

水害対策

近年の豪雨や台風による水害の多発を受け、ハザードマップも参考にした浸水対策を実施しています。屋内への浸水対策として防水止水板を設置しています。また、屋外では架台の設置やかさ上げを行い、水害が発生した場合でも被害が最小限にとどめられるよう備えています。

地震対策

旧耐震基準で建てられた建物に対しての耐震補強工事は全工場で終了し、現在は屋上設備（配管・ダクト）の耐震工事を進めています。

大規模停電への備え

事業継続計画の一環として事故や災害等による大規模停電の発生に備えて、各工場に非常用発電機を設置しています。停電時にも、照明・火災報知設備等、必要な電源を確保することができます。

事業継続マネジメント（BCM）の推進

気候変動に伴う自然災害などの発生に備え、事業継続マネジメント（BCM）を推進しています。「全社防災ガイドライン」に基づき、不測の事態が発生しても環境に関するリスクが最小限になるよう対策・訓練を実施しています。

[リスクマネジメント（P71）参照](#)

気候変動



2020年以降の地球温暖化対策の国際的枠組みとして、「産業革命前からの平均気温上昇を2℃未満に抑える」ことを掲げたパリ協定^{※1}が、2016年11月に発効しました。この2℃目標を達成し、また1.5℃に抑えることを目指すため、「今世紀後半に温室効果ガスの排出と吸収のバランスを達成する」という目標も示され、2050年以降の脱炭素社会への転換が求められています。

グローバル社会においても、CO₂排出規制の強化や炭素税等炭素価格付けの適用国の拡大、炭素税の高騰などが予測されています。また、ESG(環境・社会・ガバナンス)投資の拡大も進み、マーケットルールにも大きな影響を与えています。

こうした中、新光電気グループ(国内)では、温室効果ガス排出量を削減し、脱炭素社会の実現を目指すため、中長期環境目標を定め取り組んでいます。

※1 パリ協定：2015年にパリで開かれた第21回国連気候変動枠組条約締約国会議（COP21）で合意された地球温暖化防止の国際的な枠組み。

報告範囲：新光電気グループ(国内)

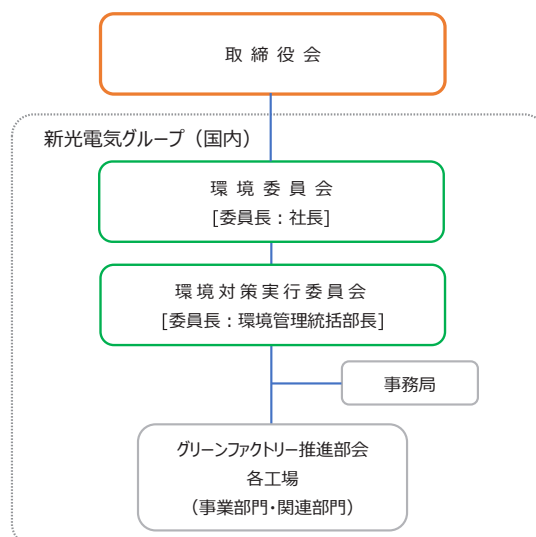
中長期環境目標

	2030年度	2050年度
温室効果ガス実質排出量	56%削減 (2020年度比)	実質排出量 ゼロ
再生可能エネルギー使用	使用率100%	使用率100%維持

気候変動対策推進活動

新光電気グループ(国内)では、気候変動への対応を重要な経営課題の一つと位置づけ、中長期環境目標実現のため、全事業部門と関連部門で構成されたグリーンファクトリー推進部会を工場ごとに設置しています。グリーンファクトリー推進部会では、CO₂排出量削減をはかるために、製造工程やユーティリティ設備の省エネ・高効率設備の導入、保温強化等による空調負荷低減などの気候変動対策を進めるとともに、廃棄物・水使用量削減にも取り組んでいます。なお、気候変動をはじめとする環境保全に関する取り組みについては、取締役会に随時報告を行っており、取締役会による適切な監督がはかれる体制となっています。

【気候変動対策推進体制】



気候変動に関する国際的なイニシアチブへの参加

当社は、2022年5月に「気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）^{※2}」提言への賛同を表明しました。



加えて、富士通グループとしてSBT^{※3}に認定、RE100^{※4}に加盟しています。グループの一員として新光電気グループも果たすべき役割を認識し、脱炭素社会の実現に向け貢献していきます。



RE100

CLIMATE GROUP

CDP

- ※2 気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）：Task Force on Climate-related Financial Disclosures の略。気候変動に係る金融市場の不安定化リスクを低減するため、G20の要請で金融安定理事会（FSB）が設立。2017年6月に、気候変動がもたらすリスク、および機会についての情報を企業・団体等が自主的に把握、開示することを推奨する提言を発表。
- ※3 SBT：Science Based Targets パリ協定が求める水準に整合した温室効果ガス排出削減目標
- ※4 RE100：Renewable Energy 100% 事業活動で消費するエネルギーを100%再生可能エネルギーで調達することを目標とする国際的イニシアチブ

TCFD提言に沿った情報開示

新光電気グループでは、気候変動に関わる金融市場の不安定化リスク低減を目的として、金融安定理事会（FSB）により設立された気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD:Task Force on Climate-related Financial Disclosures）が2017年に公表した提言に対応し、提言に沿った開示に努めるとともに、新光電気として、2022年5月にTCFD提言への賛同を表明しています。

●ガバナンス

環境経営推進体制として、代表取締役社長を委員長とした環境委員会を設置し、環境方針や具体的な環境目標、環境マネジメントシステム（気候変動による事業リスク・機会の評価や管理を含む）等についての検討、気候変動をはじめとする環境課題への取り組みの共有や進捗管理を行っています。また、それらの結果は、取締役会に報告されます。

さらに、全社レベルのリスクマネジメント体制として、代表取締役社長を委員長としたリスク管理委員会を設置し、グループ全体のリスクマネジメントを推進しています。気候変動を含め事業活動に影響を及ぼすリスクを適切に把握・対応するため、グループ全体のリスク分析と対応を行っています。抽出・分析・評価された重要リスクについて、定期的に取り締役に報告しています。

また、新光電気グループ（国内）は富士通グループとしてISO14001に基づく環境マネジメントシステム（EMS）を構築しており、EMSによる活動結果は、取締役会に報告されます。

●戦略

新光電気グループは、2℃以下シナリオおよび4℃シナリオを用い、2050年までを考慮したシナリオ分析を実施しています。その結果、下表のようなリスクと機会が示されました。2℃以下シナリオでは規制強化や炭素税導入

などのリスクが想定される一方、省エネ製品や脱炭素エネルギー技術などにより売上拡大という機会も期待できます。4℃シナリオでは、特に風水害や洪水などの災害発生による物理リスクが大きくなることが想定されます。これらの機会の実現とリスク対応をはかるため、「中長期環境目標」を策定しました。脱炭素社会の実現および気候変動への対応に貢献するため、2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにするカーボンニュートラルの実現に向けて取り組んでいます。

リスク／機会	内 容
政策・法規制リスク	温室効果ガス排出量の規制強化により、炭素税等のコスト負担増加やエネルギー調達コストが増加するリスク、および違反した場合の企業価値低下のリスク
市場リスク	低炭素製品・環境に配慮したサービスの需要拡大に伴い、対応遅れによりビジネス機会を逸失するリスク、および原材料調達コストが上昇するリスク
評判リスク	気候変動への対応遅れなどによるステークホルダーからのネガティブ評価に伴い、企業価値が低下するリスク
物理的リスク	風水害・洪水などの災害発生による生産設備の停止、生産拠点の操業停止リスク、取引先の被災やサプライチェーンの分断による部材調達・出荷遅延のリスク
資源効率の機会	製造プロセスの効率化、製造設備の省エネ設計推進、ユーティリティ設備の高効率化などによるエネルギーの削減、および再生可能エネルギーの導入・創出などによる低炭素製造工程の実現
製品およびサービスの機会	市場ニーズにマッチした環境価値の高い製品・サービスの提供による売上増、高機能化・高速化・省電力化に貢献する半導体パッケージなどの省エネ製品の提供による売上増

●リスク管理

気候変動を含め新光電気グループの事業活動に影響を及ぼすリスクを適切に把握・対応するため、グループ全体のリスクの識別・評価・管理を実施しています。全社共通のリスクアセスメントを定期的実施するため、ツールを作成し、各部門およびグループ会社のリスク管理責任者に配布、回答を収集します。各部門およびグループ会社は、このツールを用い、リスクの脅威に関し、影響度および発生可能性、対策状況等の項目について、アセスメントを実施し、リスクの脅威を回答します。気候変動関連リスクについては、全社から収集した情報を用い、政策、評判、自然災害、サプライチェーン、製品・サービス等の観点よりアセスメントを実施しています。各部門が回答したアセスメントの結果は、一元的に、影響度および発生可能性の2側面でマトリクス分析され、全社レベルでの優先順位の高いリスクが抽出されます。この結果は取締役会に報告されます。

環境委員会では、気候変動による事業リスク・機会や対策を共有し、進捗管理を行っています。また、新光電気グループ(国内)は富士通グループとしてISO14001に基づく環境マネジメントシステムを構築しており、この体制の下で、法令遵守等のリスクのモニタリングを行っています。

●指標と目標

新光電気グループは、気候関連のリスク対応において、温室効果ガス排出量の削減および再生可能エネルギーの導入が重要であるとの認識のもと、温室効果ガス排出量および再生可能エネルギー導入比率を指標としています。中長期的な目標として温室効果ガス実質排出量ゼロを目指した2050年度目標と、再生可能エネルギー利用率100%および2050年度目標からバックキャストした2030年度削減目標を定めるとともに、短期的な目標として「環境行動計画」を定め、指標をモニタリングし、戦略の進捗管理およびリスク管理を実施しています。

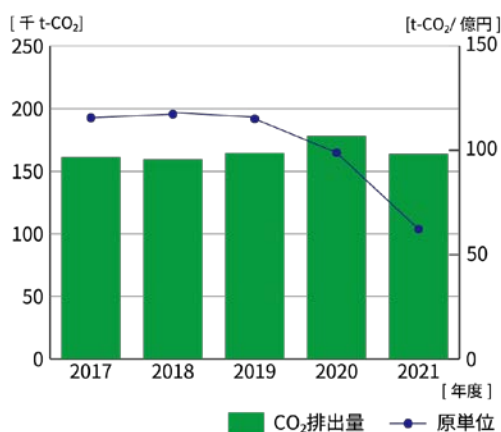
省エネルギーの推進

●活動実績

2021年度のエネルギー使用に起因するCO₂排出量は、省エネ・効率化によるエネルギー削減活動や再生可能エネルギーの創出・導入によって2020年度比約15,000 t-CO₂減となり、売上高あたりの原単位^{※5} CO₂排出量では2020年度比36.7 t-CO₂/億円を削減することができました。

今後、生産体制強化により、さらなるエネルギー使用の増加が見込まれています。このような状況をふまえ、エネルギーの省エネ・効率化に注力し、より一層省エネルギーの推進をはかっていきます。

【CO₂排出量推移】



※5 売上高あたりの原単位：売上高1億円あたりのCO₂排出量

※6 CO₂排出量算出係数：0.444 t-CO₂/MWh（当社活動実績把握用）
（基準年2020年度実績算出に使用した2019年度のロケーション基準を使用）
ただし、再生可能エネルギー由来の電力に対する係数は0 t-CO₂/MWh

<省エネ活動事例>

事業部門では、製造部門と設計・技術部門が協力し、日々試行錯誤を重ねながら、省エネ活動に取り組んでいます。その一例として、製造工程における製品処理時間の短縮や製造設備の待機電力削減があります。これはCO₂排出量削減のみならず、生産性向上およびコスト削減にも貢献しています。

【製造工程における製品処理時間の短縮および製造設備の待機電力削減の効果（2021年度）】

- ・削減電力：870MWh
- ・CO₂削減量：380 t-CO₂
- ・削減コスト：17百万円

このほか、工場や事務所の照明LED化など、地道な活動の積み重ねを継続的に行いながら、インターナル・カーボンプライシング（ICP）^{※7}の試行なども始めています。ICPはエネルギー効率化と低炭素設備導入推進の視点から、設備投資によるCO₂削減量を金額換算し、投資判断の情報として活用します。取り組み結果を検証し今後のCO₂排出量削減につなげていきます。

※7 インターナル・カーボンプライシング（ICP）：企業内で独自にCO₂排出量に価格を付け投資判断などに活用する仕組み

再生可能エネルギーの創出

2021年度新設された若穂工場倉庫棟屋上に太陽光パネルを設置しました。既存棟に設置されている太陽光パネルと合わせ、工場で使用する電力の一部を担っています。今後も太陽光による発電など再生可能エネルギー創出にも力を入れていきます。



[若穂工場 倉庫棟屋上に設置された太陽光パネル]

再生可能エネルギーの導入

2021年度より再生可能エネルギー電力の導入を新たに開始し、2030年度において再生可能エネルギー使用率100%を達成することを中長期目標に掲げ、取り組みを進めています。

2021年度は、使用率4%以上の目標に対し、20%の使用率となり、目標を大幅に上回りました。その結果、CO₂排出量を約29,000 t-CO₂削減し、温室効果ガス実質排出量削減にも貢献しました。

Topics

長野県より事業活動温暖化対策計画書制度 優良事業者として表彰されました

2022年3月、長野県「事業活動温暖化対策計画書制度」において、温室効果ガス排出量削減に積極的に取り組む企業として、優良事業者表彰を受けました。

温室効果ガス排出量抑制計画の内容や、2050年度温室効果ガス実質排出量ゼロに目標を設定し活動している点などが評価されました。



[優良事業者表彰式]

気候変動や森林破壊、新興国・途上国の人口増加や経済成長などに伴い、資源確保および資源循環が重要な課題となっています。持続可能な社会の形成と事業継続のリスク低減をはかるため、「廃棄物の削減」と「水使用量の削減」について中長期環境目標を設定のうえ、資源の有効活用・リサイクルの最大化をはかり、循環型社会の実現を目指した活動を推進しています

報告範囲：新光電気グループ(国内)

中長期環境目標

	2030年度	2050年度
廃棄物	50%削減 (2020年度比)	最小化
水使用量	5%削減 (2020年度比)	最小化

廃棄物削減

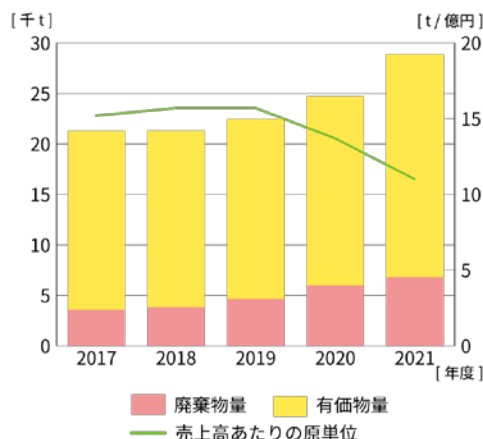
●活動実績

フリップチップタイプパッケージやプラスチックBGA基板等の増産による廃棄物の増加に加え、廃プラスチック類を中心に有価売却できず廃棄物化するなど総廃棄物量（廃棄物量＋有価物量）は、2020年度比約17%増となりました。総廃棄物量としては増加していますが、主に下記の6つの廃棄物削減対策を行うことにより売上高あたりの原単位^{※1}は減少しています。引き続き削減活動に取り組んでまいります。

<廃棄物削減事例>

1. プロセス改善による端材や廃棄品の削減
2. 薬品変更による洗浄溶剤の全廃
3. 洗浄液・めっき液等の延命化、廃液の再利用
4. フィルター等の延命化
5. 含水率低減による重量低減
6. 社内処理化

【総廃棄物量と原単位の推移】



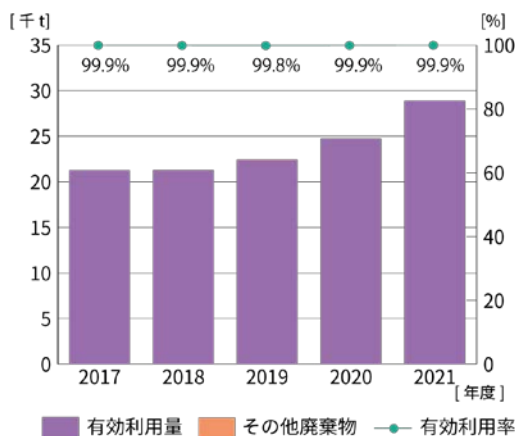
※1 売上高あたりの原単位：売上高1億円あたりの廃棄物量

●廃棄物の有効利用

循環型社会形成のため、廃棄物の埋立処分や単純焼却（焼却時の廃熱や焼却後の残渣物を有効利用しない処理）をゼロにするゼロエミッションを2003年度に達成しています。廃棄物の有効利用率はほぼ100%に近い水準で推移しており、現在もゼロエミッションを維持しています。

※有効利用方法がない廃棄物および有効利用していない自治体処分場への搬入分（事業系一般廃棄物）はゼロエミッションの活動（算定）対象外のため、有効利用率は100%になりません。

【廃棄物の有効利用率 推移】



●廃棄物の適正処理

『廃棄物の処理及び清掃に関する法律』に基づき、産業廃棄物処理業者へ適正な処理委託を行うとともに委託先への現地確認を年1回実施し、適正処理を確認しています。2021年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、委託先に対しリモートと書類で確認を行いました。また、新光電気グループ（国内）保有のPCB使用機器は、『ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法』に基づき、適正に処理を行っています。

水使用量削減

●活動実績

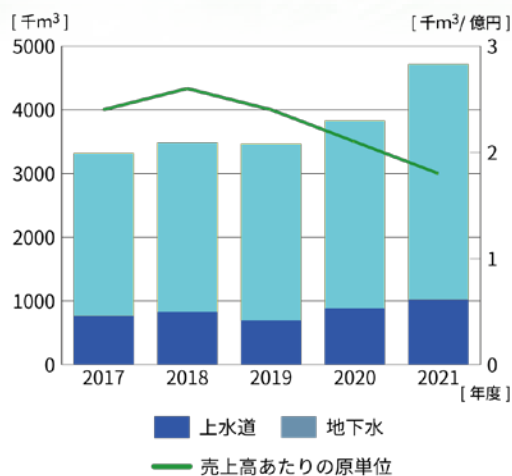
2021年度は、「水使用量を2020年度使用量の0.5%（19,000m³）削減する」という目標に対し、それを大きく上回る1.5%（56,671m³）を削減し、目標を達成することができました。

この活動は、設備面とプロセス面からアプローチをし、製造工程で使われた水の再利用と、製品洗浄等に使用する水の給水量見直し強化を中心に行っています。

これらの対策が大きな成果を上げたことから、第10期環境行動計画の目標を「2%（76,000m³）以上削減する」に上方修正し、2022年度も取り組んでいきます。

増産により、総取水量は増加していますが、売上高あたりの原単位^{※2}は減少しています。引き続き削減活動を推進していきます。

【総取水量と原単位の推移】



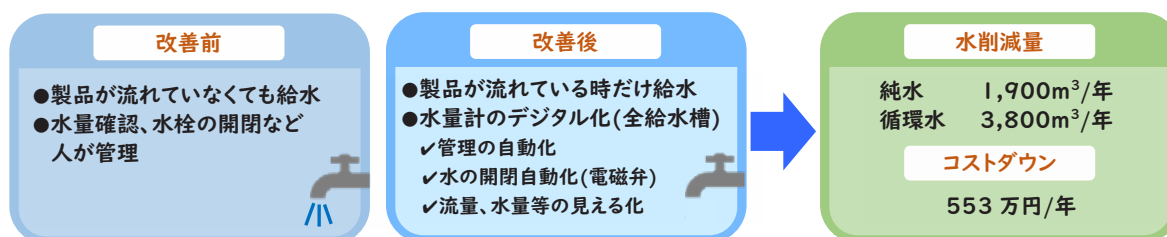
※2 売上高あたりの原単位：売上高1億円あたりの取水量

活動の一例をご紹介します。

<水管理の自動化による水削減>

事業部門は、施設管理部門と連携をはかりながら、製造工程の設計から製造装置の仕様確立までを一貫して行っています。

高丘工場では、電解バレルめっき装置の更新時に給水槽の管理を自動化しました。水管理を槽ごとに行うことで、それぞれの槽に最適な条件を設定でき、年間5,700m³の水使用量を削減できました。環境負荷低減を目的とした対策ですが、同時に、作業者の負担軽減や水管理に関するヒューマンエラー削減などの業務改善にも好影響をもたらし、「ものづくり」と環境負荷低減の両立をはかることができました。





新光電気グループでは、環境方針に「気候変動対策や資源の有効利用、生物多様性保全により豊かな社会づくりに貢献する」と掲げています。

「事業活動が生物多様性からの恵みを受け、また影響を与えている」との認識のもと、事業活動による生物多様性への影響を低減し、自然共生社会の実現を目指すため、中長期環境目標を定め取り組んでいます。

報告範囲：新光電気グループ(国内)

中長期環境目標

	2030年度	2050年度
地域社会	地域社会と連携した生物多様性保全活動の継続による貢献	地域社会と連携した生物多様性保全活動の継続による貢献
社内緑地	栗田総合センターの生態系を健全に保全する	栗田総合センターを含む各工場の生態系を健全に保全する
社員	社員一人ひとりの生物多様性に対する意識の向上をはかる	社員一人ひとりの生物多様性に対する意識の向上をはかる

生物多様性の保全

持続可能で豊かな社会の基盤となる生物多様性の保全を目指し、社会と連携をとりながら人と自然のあるべき姿を追求し行動するために、生物多様性行動指針を定めています。

生物多様性行動指針

1. 自らの事業活動における生物多様性の保全と持続可能な利用の実践
2. 生物多様性保全を実現する社会づくりへの貢献
3. 生物多様性保全を通じた人材育成



●活動実績

1. 長野県「森林（もり）の里親促進事業」の実施

当社および新光電気労働組合は、長野県が推進する「森林（もり）の里親促進事業」に参画し、飯綱町霊仙寺湖周辺の町有林の整備を実施しています。

活動	2021年度目標	実績
森林整備	2回実施	2回

また、2021年度から新たに長野県森林CO₂吸収評価認証制度を活用し、整備した森林における1年間のCO₂吸収量を見える化（数値化）しました。

- ・2021年度認証分：0.1 t-CO₂/年（0.19ha）

これらの活動を通じて、地域社会と連携した生物多様性保全活動の継続と貢献に努めます。



(森林(もり)の里親促進事業(苗木植樹)の様子)

2. 栗田総合センターにおける生物多様性保全活動

長野駅からほど近い場所に、市街地のオアシスのように広がっているのが当社「栗田総合センター」です。

ここでは継続的に「自然環境調査」を行っています。2021年度の調査では植物258種、生きもの102種が確認され、2020年度に実施した調査よりも多くの種を確認することができました。しかし、その中には既存の生態系を脅かすとされる外来種も見つかっています。これらを指標種として駆除およびモニタリングを行い、問題点の抽出・改善などにつなげています。引き続き栗田総合センターの生物多様性の向上に向け活動していきます。

活動	2021年度目標	実績
自然環境調査	調査実施	調査実施
指標種選定	選定実施	選定実施



(栗田総合センター(長野市栗田))



(栗田総合センターの生きものたち)

3. 生物多様性意識の醸成のための環境教育および啓発活動の実施

社員一人ひとりが生物多様性の重要性と事業活動との関係性を理解し、各自の業務や日常生活などにおいて、身近なところから行動することができる人材を育成するため、生物多様性に関する教育や啓発活動の強化をはかっています。

活動	2021年度目標	実績
環境教育	3回実施	3回
啓発活動	2回実施	3回

化学物質管理

化学物質は、人々の生活を便利にする一方で、使い方を誤ると人の健康や生態系に悪影響を及ぼすものがあります。新光電気グループ(国内)では、人や生態系への悪影響をなくすため、化学物質を適正に管理・使用しています。

●化学物質管理

製品の開発や製造で使用する化学物質は、PRTR制度^{※1}に基づき取り扱い量や環境(大気、水、土壌)への排出量・移動量を管理しています。また、新たな化学物質を使用する際は、リスクアセスメントを実施し、環境への影響などのリスクを特定した上で適正な使用に努めています。

※1 『特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律』で化学物質を扱う事業者^{※2}に課せられた、化学物質の排出量・移動量を集計・公表する制度

●製品含有化学物質管理

購入品の含有化学物質情報は、chemSHERPA[®]^{※2}を用いて管理し、お客様からのご要求や、各種法規制に対応できる体制を構築しています。また、当社製品に有害物質を「入れない」対策として、部材系の主要お取引先を対象に製品含有化学物質管理システム(CMS:Chemical substances Management System)の構築をお願いするとともに、管理状況を確認する監査を定期的実施し、不十分な点がある場合は、是正の要請と支援を行っています。

[製品含有化学物質の管理\(P62\)参照](#)

※2 原材料の調達から完成品になるまでに関わる事業者全体で、製品に含有する化学物質情報を把握・伝達するためのデータ作成ツール

海外拠点の取り組み



新光電気グループの海外生産拠点においても、各国・地域状況に即したさまざまな活動を展開しています。環境に負荷を与えない事業を持続的に進めるよう、環境マネジメントシステムを構築し、環境負荷低減活動や環境教育の実施、工場周辺の美化活動などを行っています。

KOREA SHINKO MICROELECTRONICS CO., LTD.(KSM)

	2021年度目標	2021年度実績
エネルギー削減	エネルギー消費CO ₂ 排出量を2020年度比2%削減し、年間5.33 t-CO ₂ /億ウォン(売上高原単位)以下に抑える。	5.50 t-CO ₂ /億ウォン (達成率96.8%)
廃棄物削減・リサイクル	廃棄物発生量を2020年度比2%削減し、年間0.121 t/億ウォン(売上高原単位)以下にする。	0.064 t/億ウォン (達成率147.1%)
水使用量削減	水使用量を2020年度比2%削減し月当たり199.6 t/百万個(生産個数原単位)以下にする。	209.9 t/百万個 (達成率94.8%)

SHINKO ELECTRONICS(MALAYSIA) SDN. BHD.(SEM)

	2021年度目標	2021年度実績
エネルギー削減	空調用電気使用量を2020年度比2%削減し、3,480 MWh/年以下に抑える。	2,861 MWh/年 (達成率117.8%)
	エアコンプレッサー電気使用量を2020年度比2%削減し、4,289 MWh/年以下に抑える。	4,231 MWh/年 (達成率101.4%)
	重油使用量を2020年度比2%削減し、944千L/年以下に抑える。	1,034千L/年 (達成率90.5%)
廃棄物削減・リサイクル	梱包材リサイクル率を月当たり63%以上にする。	48% (達成率76.2%)
水使用量削減	水使用量を月当たり47.1m ³ /百万個(生産個数原単位)以下に抑える。	43.6m ³ /百万個 (達成率107.4%)

SHINKO ELECTRIC INDUSTRIES(WUXI) CO., LTD.(SEW)

	2021年度目標	2021年度実績
エネルギー削減	LED照明への交換により電力の消費量を300kWh削減する。	300kWh削減 (達成率100%)

人権の尊重



新光電気グループ共通の価値観を示すSHINKO Wayでは、行動規範の一番目に「人権を尊重します」と掲げています。これは、「あらゆる企業活動の中で、『人権尊重』の精神を根底に据えて活動する」という企業の姿勢を明示したもので、全グループ社員が、この精神を実際の行動で示していくことを徹底するよう努めています。

SHINKO Wayの行動規範を社員の行動ベースにまで詳細化したガイドラインとして、統一的に「GBS」(Global Business Standards)を運用し、人権尊重の考え方についても全世界の新光電気グループで共有しています。また、「新光電気グループ 雇用における人権尊重に関する指針」を定め、雇用における機会均等と人権尊重、差別の排除、強制労働や児童労働の禁止などに取り組んでいます。

新光電気グループ 雇用における人権尊重に関する指針

新光電気グループ（以下SHINKO）は、人権の尊重を根底に据えた企業活動を展開するにあたり、それぞれの国や地域におけるさまざまな人権問題に取り組み、人権問題の本質を正しく理解・認識し、差別のない明るい企業づくりに向けて組織的に取り組めます。

1. 雇用における機会均等と人権尊重

SHINKOは、雇用における機会均等に努めます。

SHINKOは、人種、皮膚の色、宗教、信条、性別、社会的身分、門地、障がい、性的指向、およびその他のビジネス上の正当な利益と関係しない要素に基づく差別を致しません。

2. 雇用における法令遵守

SHINKOは、社員の雇用において、事業活動を行う各国・各地域の適用法令を遵守します。

3. 強制労働、児童労働の禁止

SHINKOは、強制労働をさせません。

SHINKOは、児童労働をさせません。

4. 働きやすい職場環境

SHINKOは、社員の安全と健康に配慮し、働きやすい職場環境づくりに努めます。

人権啓発活動の推進

当社では、年間を通して、階層別の人権啓発研修や全社員向けのe-Learning、社外で催されるさまざまな人権研修会への積極的な参加により、人権啓発活動を推進しています。2021年度は全社員向けにSHINKO Way教育を実施し、人権に関わるハラスメントや障がい、アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み・偏見）などのテーマについて理解を深めました。この教育は休職者を除く全社員（派遣社員を含む）が修了しています。また、新任管理職研修ではパワーハラスメント、セクシュアル・ハラスメント、妊娠/出産/育児/介護に関するハラスメントを中心に、事例を用いたハラスメント防止教育を実施しました。

毎年12月の人権週間には、イントラサイトへの関連記事の掲載を行い、一人ひとりが人権について考え、話し合う環境づくりに取り組むことで、人権尊重の意識向上をはかっています。

人権に関する教育や啓発を通し、誰もが能力を十分に発揮しやすい組織風土づくりを推進しています。

2021年度 人権に関する教育実績（新光電気グループ（国内））

研修名	受講人数
SHINKO Way教育	4,996人
ビジネスと人権	2,232人
階層別研修	689人

人権相談窓口の設置

新光電気グループでは、国内においては人権相談窓口として「企業倫理ヘルプライン（社内／社外相談窓口）」を設置しています。特に、セクシュアル・ハラスメントなどに関する相談については、各工場にも相談窓口を設置し、社員が相談しやすい体制づくりに努めています。また、海外拠点向けにも内部通報制度を整備し、全海外拠点において通報・相談できる体制を構築しています。

これらの相談窓口は、新光電気グループで働くすべての社員が利用することができ、相談・通報の際の個人情報やプライバシーの保護、相談者に対する不利益取り扱いの禁止などを社内規則で明確に定めています。人権に関する相談・通報が企業倫理ヘルプライン等に寄せられた場合は、あらかじめ相談対応者として定められている人事部門管理職が対応し、調査や対応が必要と認められた場合は、関係者への事実確認と問題解決に向けた対応を迅速に進めることとしています。

今後も職場において、円滑なコミュニケーションがとれるような体制づくりや指導を行うとともに、問題の早期発見、早期対応のため、人権相談窓口の利用を促進してまいります。

なお、2021年度、当社グループ内部通報制度において、労働者の権利を侵害する深刻な事例はありませんでした。

新光電気グループは、SHINKO Wayにおいて「個人の生活と仕事の調和に配慮し、活力ある企業風土づくりを行う」ことを企業指針として掲げ、誰もが働きやすい職場づくりに取り組んでいます。

個人の生活と仕事の調和

当社では、仕事と家庭の両立支援について継続的に取り組んでおり、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画を策定し、「くるみん」(次世代認定マーク)を取得しています。年次休暇の一斉取得や所定外労働の制限強化など継続的な取り組みに加え、育児や介護をはじめとする多様な事情に応じた制度の拡充を進め、柔軟な働き方の実現に向けた取り組みを推進しています。さまざまな取り組みにより、当社では女性の平均勤続年数が男性を上回っており、全国でも高いレベルとなっています。



今後もさまざまな事情を持つ社員が、どのライフステージにおいても活躍できるよう、諸制度の充実および企業風土の醸成に力を入れてまいります。

■仕事と家庭の両立支援に関する主な制度

事 情	制 度	概 要
育児	育児休職	子が1歳を迎えるまで取得可能。また、保育所の事情により子の2歳の誕生日以降最初の4月20日までを最長とする必要な期間に延長可能
	短期育児休職(有給)	休職が1ヶ月以内である場合、保有する多目的休暇の残日数の範囲で有給にすることが可能
	育児短時間勤務	子が小学校1年生の3月31日まで利用可能。また、会社が定める事由に該当する場合は、小学校6年生3月31日まで利用可能
	所定労働時間外勤務の免除	小学校卒業時までの子をもつ場合に所定労働時間を超える労働を免除
	出産育児サポート休暇	配偶者の産前産後8週以内に20日間取得することが可能
介護	介護休職	対象家族につき1年を最長に取得可能
	介護短時間勤務	介護の事由が消滅するまで取得可能
	所定労働時間外勤務の免除	要介護状態にある対象家族を介護する場合に、所定労働時間を超える労働を免除
退職	育児・介護・配偶者の転勤による再雇用	育児、介護、配偶者の転勤に伴い本人の希望で退職しても、退職前に登録した場合は再雇用可能
治療	休職(不妊治療)	会社が必要と認めた期間について取得可能(最長で1年)
	短時間勤務	ガン、脳卒中、心疾患、糖尿病、肝炎、腎不全および厚生労働省の指定難病の罹患や不妊治療を行っている社員が希望する場合は、治療プランに応じた短時間勤務が可能
多目的	積立休暇	年5日支給され20日を上限として積立てることができる多目的休暇。以下の事由のいずれかに該当する場合に取得可能(1日または1時間単位) ①連続3日以上私傷病の療養 ②公的機関へのボランティア活動 ③子の看護 ④子の養育 ⑤家族の介護 ⑥妊娠中の諸症状 ⑦不妊治療 ⑧ガン、脳卒中、心疾患、糖尿病、肝炎、腎不全および厚生労働省の指定難病に関わる治療

働きやすい職場環境の提供～働き方改革～

当社は、会社の発展・成長と社員一人ひとりの充実した健康的な生活の実現に向けて、「働き方改革」に取り組んでいます。2017年に「働き方改革労使会議」を立ち上げ、労使トップによる「働き方改革」労使共同宣言を行い、「長時間労働を前提としない働き方」や「多様で柔軟な働き方」の実行・実現に向けて全社一丸となって取り組んでいます。新型コロナウイルス感染予防対策の一環として開始した在宅勤務制度は、災害時等においても事業継続が可能となることに加え、子育てや介護などの多様な事情を抱える社員も活躍し続けやすい働き方であることから、2020年8月に正式に制度導入しました。社内会議、社内研修等の各イベントのオンライン開催が定着し、紙資料のデジタル化などのさらなる効率化に向けた業務改善も進んでいます。

今後も、「生産性の向上」と「ワークライフバランスの実現」の両面から「働き方改革」を推進し、活力ある企業風土の構築と誰もが働きやすい職場環境づくりの実現を目指してまいります。



■労働時間削減に向けた取り組み

- ・ 時間外労働の上限時間の引き下げ
- ・ 週労働時間の上限設定と管理
- ・ 連続勤務日数の上限設定と管理
- ・ 定時退社日（毎週水曜日および第2・4金曜日）の徹底
- ・ 勤務間インターバル制度による休息時間の確保
- ・ 管理職も含めた労働時間の把握 など

■休暇の取得促進に向けた取り組み

- ・ 年次休暇取得促進に向けた具体的な数値目標を労使で設定
- ・ 年次休暇の一斉取得日を設定
- ・ 半日年次休暇の上限回数を撤廃
- ・ 多目的休暇制度の整備（時間単位取得や中抜けが可能） など

■「多様で柔軟な働き方」の実現に向けた勤務制度の整備

- ・ 育児、介護、治療と仕事の両立支援に関する各種勤務制度の整備
- ・ 在宅勤務制度
- ・ コアタイムのないフレックスタイム勤務制度 など

労使関係

当社は、ユニオンショップ制を採用していることから、一般社員は全員、新光電気労働組合の組合員となり、全社員に占める労働組合員比率は89.4%^(注)となっています。組合と締結している労働協約に基づいて、労使の代表者による労働協議会などを定期的かつ必要に応じて随時開催し、経営方針や事業状況などに関する説明や、各種労働条件に関する協議を実施しています。また、組合の団体交渉権も定め、交渉にあたっては相互に相手方の立場を尊重し、健全な労使関係をもとに、さまざまな課題の解決に取り組んでいます。

賃金水準や各種制度に関する交渉をはじめ、働き方に関する課題解決に向けた「働き方改革労使協議会」、各事業所における安全・快適な職場づくりを目的に労使で組織する「安全衛生委員会」など、定期的に情報を共有し、会社の発展・成長と社員一人ひとりの充実した健康的な生活の両立に向けて、労使一体となった継続的な取り組みを展開しています。

(注) 労働組合員比率：89.4%は、正規社員（管理職を含む）のうち、一般社員の比率。

ダイバーシティの尊重



さまざまな個性や考え方をを持った社員がその能力を結集することにより、企業価値が高まるとの認識に立ち、「SHINKO Way」において、社員の多様性を尊重し成長を支援することを企業指針の一つとして定めています。当該指針に基づき人材育成方針を制定し、教育体系整備に取り組んでいます。また、社員一人ひとりが自らの価値を高め、誇りとやりがいを持って働くことができる企業風土の醸成に努め、誰もが働きやすい職場づくりに取り組んでいます。

女性の活躍推進に向けた取り組み

女性活躍推進法に基づく第二期行動計画のもと、若年層や育児事情を抱える社員向けの研修を毎年実施しています。2021年度において、育児事情を持つ男女社員を対象にした「ワークライフバランスセミナー」では、育児経験のある管理職の体験談や、働く親と子供の健康管理など、仕事と育児の両立実現や中長期的なキャリア形成の意識づけを行いました。

入社2年目の社員を対象とした「若年層向けのキャリア形成支援セミナー」では、今後のキャリア形成意識と男女共同参画の基礎を重点的に学びました。

また、女性リーダーの育成を目的として、女性リーダー層を対象とした「女性リーダー研修」と女性リーダーの上長を対象とした「女性リーダー育成研修」を実施しました。「女性リーダー研修」では、リーダーシップの多様なスタイルや周囲からの期待を理解することで、仕事へのモチベーション向上をはかりました。「女性リーダー育成研修」では、抱えている課題を共有しながら、女性リーダー育成の重要性と、育成を支援するためのコミュニケーションスキルを学びました。

そのほかにも、階層別教育や中途入社時導入教育においてもダイバーシティ推進の観点から研修を実施し、男女共同参画の社内浸透を推進しています。

なお、女性活躍推進法に基づく第二期行動計画に掲げる女性管理職比率について、2025年3月末における目標値6.6%に対し、2022年4月時点の実績値は5.6%となっています。今後も継続的な取り組みを通して、女性の活躍推進をはかり目標の達成を目指します。

【女性活躍推進法に基づく第二期行動計画(抜粋)】 (計画期間：2020年4月1日～2025年3月31日)

《目標》

- (1) 2025年3月末人員における女性管理職比率を2020年3月末比2倍にする。
- (2) 計画期間を通じ、月平均時間外労働時間について30時間以下を維持する。

《取り組み内容》

- ・女性管理職候補の育成のための研修プログラムの実施
- ・若年層や育児事情を抱える従業員向けのキャリア形成支援セミナーの継続実施



(女性リーダー研修)

外国籍人材の受け入れ

当社では、イノベーション促進のため人材の多様性向上を進めており、海外留学生の採用や新光電気グループの海外拠点で働く人材の受け入れ、海外技能実習生の受け入れを行っています。

海外技能実習生の受け入れにおいては、社内での日本語研修や受入部門の日本人社員向けコミュニケーション研修などを通し、異なる文化や言語を持つ人材が国籍を越えて積極的に信頼関係を深められるよう支援しています。

管理職として活躍する外国籍社員も1名在籍しており、今後においても現状以上とすることに努めてまいります。



〔海外技能実習生の研修風景〕

中途採用社員

当社は、将来の成長に向けて積極的な投資を行っており、今後も新工場開設や既存工場における新棟建設を予定しているため、中途採用を積極的に行っています。当社では、従来から管理職登用に関し、中途採用社員および新卒採用社員に分け隔てなく機会を提供しており、管理職における中途採用社員の比率は17.6%を占めています。今後も管理職登用において、等しく機会を提供することにより現状水準を維持していくことに努めてまいります。

シニア層人材の活躍支援

当社は、社員が長年培ってきた知識や技術・技能を活かすため、「定年後再雇用制度」を導入しており、2022年7月時点で402名の社員がこの制度を利用しています。2022年4月には、働く意欲のある社員が年齢に関わらずその能力を十分に発揮し活躍できるよう制度の見直しを行い、会社ニーズと本人の意欲やスキルが合致する場合は65歳以降も継続して勤務することが可能となっています。また、定年後再雇用制度を利用して就業する全員が働きがい・やりがいを持って会社へ貢献していけるように、60歳以降の報酬基準の見直しを行いました。

人材の育成と活用



社員は新光電気グループの最大の財産であるとの認識のもと、社員が仕事を通じてその能力や専門性を高め、自己の成長を実現できるよう支援することを「SHINKO Way」の中で企業指針の一つとして定めています。

人材育成のさらなる推進を目的として、人材育成方針のもと教育体系を整備し、教育プログラムの充実と個々の研修の向上をはかっています。

また、当社では学歴、年齢、勤続年数や性別によらず、各人が担う職責とその重さを明確にし、職責に応じた公正かつオープンな報酬体系を土台とした人事制度を導入しています。

人材育成方針および教育体系

人材育成方針

社員は新光電気グループの最大の財産です。新光電気グループは、SHINKO Wayの理念に基づき、社員が仕事を通じてその能力や専門性を高め、自己の成長を実現できるよう支援します。

プロフェッショナル

仕事に誇りを持ちそれぞれの専門分野において常に進化を追求する人材の育成

自律・挑戦

新たな価値創造のために自己成長に挑み続ける人材の育成

誠実・信頼

健全な倫理観と誠実さをもってステークホルダーと信頼関係を築ける人材の育成

新光電気工業株式会社
代表取締役社長

教育体系

	階層別	選択型	選抜型	テーマ別	グローバル		
管理職	階層別 マネジメント研修 新任管理職研修	ビジネススキル eラーニング	選抜型 マネジメント 研修	職場 マネジメント SHINKO Way 教育 安全衛生 教育 (ほか)	各種英語 講座 社内TOEIC 海外赴任前 研修		
中堅社員	管理職候補研修 階層別リーダー 研修 キャリア形成支援 研修 中途入社者教育		選抜型 グロー バル 研修			女性 リーダ ー 研修	ワーク ライフ バラン ス セミナー
新入社員	OJT教育 新入社員 導入教育		新入社員向け eラーニング				
	社外派遣 大学等研究機関 社外セミナー 法定資格試験 法定講習会	専門教育 統計教育 品質システム教育 環境教育 情報教育	技能・知識強化 新光テクノアカデミー 生産士 技能検定 部門内教育				

各職場における「OJT (On-the-Job-Training)」および体系的な教育を通じ、将来を担う人材の育成を推進しています。

2021年2月に製造現場で働く社員の知識を高め、技能を磨く社内教育機関として、「新光テクノアカデミー」を設立しました。

社員の職責に応じたビジネススキル強化を目的とする「ビジネススキルeラーニング」を開設し、多くの社員が業務

遂行に必要なスキル・知識を多様なコースから自ら選択することで自律的に学ぶ機会を提供しています。

2021年度は、人材基盤強化に向けた教育施策のさらなる充実、事業部門のサポート強化をはかるため、教育実施部門と事業部門で構成する教育推進委員会を設置しました。また、マネジメント層を対象とした教育プログラムを再構築し、「新任事業部長研修」、「新任部長研修」、部長職・課長職それぞれを対象とする「選抜型マネジメント研修」を実施するなど、教育機会の拡充をはかりました。社員一人当たり平均の教育費用は10.6千円、教育時間は19.2時間となりました。

人材育成方針のもと、高度化する半導体市場のニーズに対応し、優れた人材を育成するべく、今後も継続的に教育プログラムの充実化と個々の研修の向上をはかってまいります。

グローバル人材養成に向けた取り組み

グローバルビジネスを担う人材の育成を目的として、社員の外国語学習支援を継続的に推進しています。外国語通信教育講座、ビジネス外国語講座、英語ビジネススキル専門講座を実施し、受講料を会社が補助しています。

2021年度は、受講者のニーズをもとにビジネス外国語講座のコース拡充を行いました。また、社内TOEICにオンライン方式を導入し、3か月ごとに開催することで受験機会の拡大をはかりました。今後も社員のグローバルなビジネス能力の向上に向けた積極的な環境整備をはかってまいります。

公正な評価と適正な報酬で報いる人事制度

社員一人ひとりがその能力を最大限発揮し、目標に向かって挑戦し、会社の目標や業績に貢献したときはその成果に適正に報いることが、真の意味の公平性につながるものと考えています。当社では、年功や学歴といった属人的な要素ではなく、担うべき「職責」や仕事の「成果」に基づく処遇の徹底をはかっています。目標管理制度・業務目標面接制度を通じて、よりチャレンジングな目標の達成を目指すとともに、各期の評価の内容については上司からフィードバックを受け、上司と部下とのコミュニケーションを通じた「部下育成」の機会としています。

管理職登用予定者には登用前に評価者研修を実施し、公正な評価と目標管理制度・業務目標面接制度の適切な運用がなされるように取り組んでいます。また、当社は、法令に定める同一労働同一賃金の原則に基づき、雇用形態の異なる社員間の各種労働条件について確認を行っており、不合理な待遇差は認めていません。

製造現場の改善につなげる表彰制度

製造現場におけるさまざまな気づきを吸い上げ、製品の不良や製造工程における障害・事故リスクの低減につなげることを目的とした表彰制度を導入しています。毎月、社員による価値ある気づきが「Good Job賞」として表彰されており、表彰内容はイントラサイトで共有され、高いものづくり意識に基づく行動が社内に広がっています。

新光電気グループは、SHINKO Wayの企業指針に基づき、社員が安全・快適に働くことができる職場環境を提供するとともに、社員の安全確保をはかっています。当社においては、全社的な安全衛生・防火防災推進体制を整え、マネジメントシステム型の管理手法を導入・運用し、全社員の安全衛生・防災活動への積極的な参画による、安全衛生・防災水準の継続的な改善をはかっています。

安全・快適な職場環境づくり

当社では、「全社安全衛生・防火防災基本方針」を策定し、安全衛生・防火防災活動を推進しています。

新光電気工業株式会社 全社安全衛生・防火防災基本方針

当社は、社員の安全と健康確保を経営の最重要課題の一つと位置づけ、すべての事業活動において、「安全と心とからだの健康を守る」ことを最優先に取り組む。そして以下の方針に基づき、全社一体となって安全衛生・防火防災活動を積極的に推進し、災害のない安全で快適な職場環境の実現を目指す。

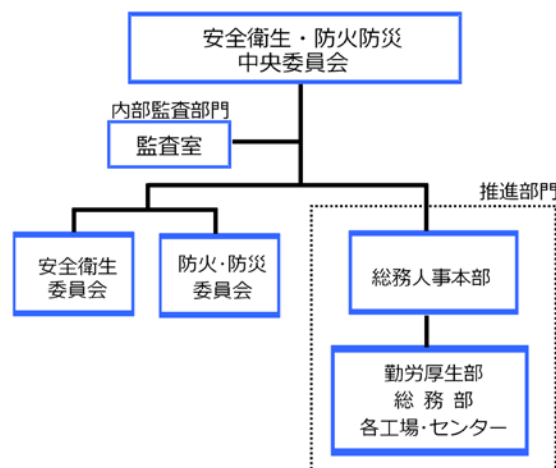
1. 安全衛生・防火防災関連の法令・規則および要求事項を順守した安全衛生・防火防災活動を推進する。
2. 社員一人ひとりが安全意識を高め、作業手順・作業ルールを順守し、不注意・不安全行動に起因する災害の未然防止をはかる。
3. 本質安全に向けて職場の危険・有害要因を特定・評価し、継続的なリスク低減活動を強化・推進するとともに、残存リスクに対しては、安全ガードの設置、「見える化」の推進、適正な保護具の使用、作業手順の明確化と必要かつ十分な教育等により、リスクを適切に管理し、災害の未然防止をはかる。
4. 社員の健康管理意識の向上をはかるとともに、社員が心身ともに健康でいきいきと働くことができる職場環境づくりを推進する。
5. 「全社防災ガイドライン」を基本とした防火防災体制を確立し、社員に対し、必要かつ十分な教育・訓練を継続的に実施することにより、災害発生時の被害の最小化をはかる。

新光電気工業株式会社
代表取締役社長

安全衛生・防火防災推進体制

当社では、安全衛生・防火防災活動推進体制として、各工場に「安全衛生委員会」、「防火・防災委員会」を設置し、安全衛生・防火防災に関する工場別の取り組みを審議・実行するほか、社内で発生した災害や対策について工場間で情報共有し、類似災害の防止の取り組みを行っています。また、社長を委員長とする「安全衛生・防火防災中央委員会」を設置し、各工場の活動を総括するとともに、発生した災害の分析、安全衛生・防火防災に関する全社的な施策・目標の策定、施策の進捗管理、施策の効果検証・改善によるPDCAサイクルを回し、安全衛生水準の向上をはかっています。

【安全衛生・防火防災推進体制】



社員の安全衛生意識向上への取り組み

日常の安全指導のほか、製造現場で働く新卒者・中途入社者を対象とした技能実践教育、年1回の安全衛生に関する全員教育、階層別研修での安全衛生教育、定期的な緊急時対応訓練等を実施しています。また、全国安全週間（7月）や全国労働衛生週間（10月）等の全国活動にあわせ、安全・衛生標語の募集を行う等、安全衛生活動への全員参加を促しています。このような取り組みを通して、安全衛生意識の向上をはかっています。

2021年度 安全衛生教育実績（新光電気グループ（国内））

研修名	受講人数
入社者技能実践教育	198人
安全衛生一般教育	5,188人
階層別研修	689人
交通安全講習	581人

製造現場における自立的な安全衛生活動の展開

「リスクアセスメント運用基準」を制定し、作業方法変更時や新規設備導入時のほか、年1回全作業を対象としたリスクアセスメントを実施し、潜在するリスクの洗い出しと評価、危険箇所改善の取り組みを推進しています。抽出されたリスクは、計画的にリスク低減できるよう、各工場では是正状況の進捗管理を行い、「安全衛生・防火防災中央委員会」で報告しています。

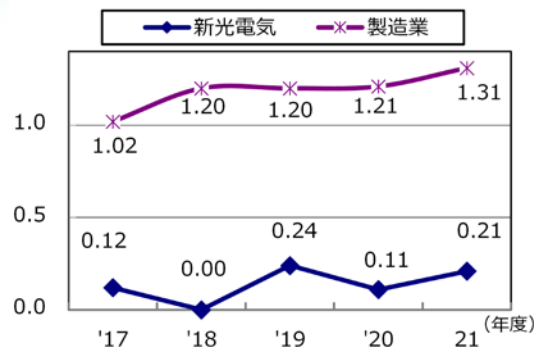
リスク抽出表 —2021年度安全週間—（直接部門用）				年	月	日
従業員№	氏名	所属				
工程・装置名	場所		棟	階		
作業内容	頻度					
リスク内容	危険性のある作業について、具体的に記入してください。（〇〇なので〇〇になる、〇〇した時に〇〇になる等）					
リスク低減対策案	リスクを低減するための対策について、提案を記入してください。					
◎所属記入欄						所属長
<input type="checkbox"/> 「リスクアセスメント実施報告書」に記載しリスクアセスメント改善対応を行う <input type="checkbox"/> 自部門の対応が困難で、他部門・安全衛生事務局と連携し、対応を行う <input type="checkbox"/> 表示等による注意喚起済み <input type="checkbox"/> 既に改善済み <input type="checkbox"/> その他（ ）						
※いずれかにチェックをつけてください。						

〔製造現場のリスク収集に用いる「リスク抽出表」〕

労働災害の発生状況

労働災害度数率（災害発生率）は、全国製造業平均を下回る水準で推移しており、2021年度は死亡・後遺障害およびこれに準ずる重大災害は発生していません。2022年度についても、死亡・後遺障害およびこれに準ずる重大災害の発生ゼロを目標とし、各種安全衛生活動を推進してまいります。

【度数率（災害発生率）推移】（新光電気）



衛生管理・健康管理・健康増進の取り組み

当社では、社員が安全・快適に働くことができる職場づくりを推進するため、定期的な作業環境測定（騒音・照度・熱中症指標）のほか、各工場の産業医、および看護職（保健師もしくは看護師）により、以下の活動を推進しています。

- 法定の一般・特殊健康診断のほか、年齢に応じて特定健康診査を実施し（受診率100%）、結果に基づき特定保健指導に取り組んでいます。特定保健指導は、2021年度に国の基本指針における目標値（45%）を上回る対象者の70.1%の指導が完了しました。2022年度は、実施率75%を目標として取り組んでまいります。
- 健康診断結果の分析等をふまえ、定期的に「医務室便り」を発行し、健康増進に関する情報提供を行うことで、社員一人ひとりのセルフケア意識の醸成をはかっています。なお、2021年度は、健康教育として「頭痛の正しい知識と対処法」を実施し、4,706名が受講しました。
- 早期発見・早期治療を目的とした「婦人科健診」・「脳ドック」・「肺ドック」の費用補助のほか、感染症対策として、季節性インフルエンザ予防接種の社内実施・費用補助を行っています。
- 社内の休憩エリアには「健康測定コーナー」を設置し、万歩計・メジャーの貸し出しのほか、体組成計・血圧計の設置など、社員が自由に健康測定機器を利用できる環境を整えています。

また、スマートフォンアプリを活用したウォーキングイベント、禁煙推進イベントなどの健康増進活動を実施しているほか、社員食堂では、健康に資する要素を含む栄養バランスのとれた「スマートミール」や「食育の日（毎月19日）」に健康テーマに合わせたメニューを提供するなど、健康保険組合や社員食堂等と協働し社員の健康維持・増進に努めています。



（社員食堂メニュー：スマートミールの提供）

メンタルヘルスケア

各工場の医務室に相談窓口を置き、産業医や看護職が社員の心のケアにあたっています。また、メンタルヘルスに対する意識の向上を目的として、管理職・中堅社員・新入社員などの階層ごとにメンタルヘルス教育を実施し、社員のメンタル疾患の未然防止に努めるとともに、セルフケア・ラインケアによる早期発見・早期対応をはかっています。そのほか、メンタルヘルス不調の未然防止（一次予防）を目的に、年1回ストレスチェックを実施し、集団分析結果を各部門責任者へ適切にフィードバックするとともに、リーダークラスを対象とした職場環境改善・コミュニケーション向上のためのスキル開発研修を実施するなど、積極的な職場環境改善活動を推進しています。

「健康経営優良法人2022」に認定

当社は、2022年3月、経済産業省と日本健康会議が選ぶ「健康経営優良法人（大規模法人部門）」に4年連続で認定されました。当社では、社員の安全と健康確保を経営の最重要課題の一つと位置づけ、各種取り組みを行うとともに、その効果を検証・評価することで、実態に合わせたより効果的な施策となるよう今後も継続的な改善をはかってまいります。



地域社会への貢献



新光電気グループは、企業活動を通じて豊かな社会づくりを担ってまいります。

また、地域活動等の社会貢献活動を通じ、地域に根ざした企業として地域社会との共生をはかります。

栗田総合センター

かつての本社工場であった栗田工場は、昭和32年（1957年）の開設以来約半世紀にわたり、主力工場として数々の製品を市場に送り出してきました。工場開設当時は、周囲一面に水田が広がるのどかな環境でしたが、その後急速に開発が進み、住宅等が立ち並ぶ環境へと大きく変貌を遂げたことに伴い、地域社会との共生をはかるため、工場をすべて取り壊し、豊かな緑に包まれた「栗田総合センター」として再整備されました。

栗田総合センターは、春の桜や秋の紅葉等、道行く人々が四季折々の自然の息吹を感じることができる地域における憩いの場となっています。



（栗田総合センター）

地域社会との共生・対話

地域に根ざした社会貢献

新光電気グループは事業活動を通じて地域社会との共生をはかるとともに、創業以来雇用の維持・安定と新たな雇用機会の創出に取り組んでまいりました。

今後も地域の皆様から信頼され、必要とされる企業を目指すとともに、事業活動および地域活動を通じて地域社会へ貢献してまいります。

交通安全の街頭啓発活動

「全国交通安全運動」に合わせて、交通安全の街頭啓発活動を実施しています。地域の小学生が安全に登校できるよう、声を掛けながら見守り活動を行い、子供の交通事故防止に取り組んでいます。今後も交通事故ゼロ社会の実現に向け、地域の皆様と一丸となって、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践に取り組んでまいります。



（交通安全街頭啓発活動）

地域環境保全活動

森林(もり)の里親促進事業

長野県が推進する「森林(もり)の里親促進事業」を活用し、飯綱町と協働して、霊仙寺湖周辺の町有林の森林整備を進めています。2014年に飯綱町との間で「森林(もり)の里親契約」を締結し、2019年10月には再締結を行いました。

2021年度は、労働組合との共催で6月と10月に苗木の植樹、下草刈りなどの森林整備を行いました。新型コロナウイルス感染症防止のため、ソーシャル・ディスタンスを確保するなど十分な感染対策を実施し、例年に比べ人数規模を縮小して開催しました。今後も地域と連携した森林づくり活動を続けてまいります。

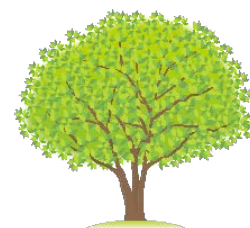


(6月の植樹活動)

プリペイドカード等の回収・寄付

当社では使用済みのプリペイドカード・切手等を回収し、植林活動のための基金に寄付を行っています。

2005年7月に回収を始め、2021年度末までに1000本の苗木に相当する分を回収・寄付しました。



工場周辺美化活動

当社は、毎年6月に実施する環境月間を中心に、工場周辺においてゴミ拾いや土手・河川沿いの草刈り、枯れ枝整理等を行っています。今後も工場周辺地域の美しい環境が次世代に引き継がれるよう、地道に活動を行ってまいります。



(工場近隣の清掃活動(更北工場))

青少年育成支援活動

工場見学、インターンシップの受け入れ

工場見学を通じて、近隣の学校等に学習の場を提供しています。2021年度は、新型コロナウイルス感染症対策を行ったうえで、更北工場にて高校生の工場見学を受け入れました。

新光電気グループでは次世代を担う学生の「職業観確立・適性発見」の有効な足掛かりになるよう、インターンシップの受け入れも行っています。

教育機関への授業支援

産業界で活躍できる人材育成やキャリア教育を目的とし、社員が高校や大学にて講義を行っています。

社員が卒業した母校を訪れて、製造業界の仕事内容や会社概要を説明するとともに、自身の経験を紹介することなどにより、今後の進路選択に役立てていただける機会となっています。



(高校生のキャリア教育支援活動)

公益財団法人北信奨学財団の運営サポート

公益財団法人北信奨学財団は当社の創業者・光延丈喜夫元社長が取締役を退任した際の退職金と保有していた当社の株式を寄付し、これを基金として設立されました。

光延元社長の「ハイテク立県はまず人材育成から」という信念の下、長野県出身または長野県内にある大学の理工系および医薬系の学生を対象（留学生も含む）として、これまで延べ551名に奨学金の支給を行っています。

当社は北信奨学財団の事務局として、運営に協力しています。



海外拠点の活動

SHINKO ELECTRONICS (MALAYSIA) SDN. BHD. (SEM：マレーシア) では、現地の大学生との交流や就職支援を目的としてインターンシップ受け入れを行っています。



(インターンシップのオリエンテーション風景 (SEM))

Topics

医療従事者への寄付に対して紺綬褒章受章

当社は、新型コロナウイルス感染症の対応にあたる医療従事者の方々への支援を目的として、当社が事業を展開する自治体に対し、2021年に寄付を行いました。

この支援活動が認められ、同年12月に紺綬褒章を受章しました。



品質による信頼性の向上・お客様への貢献



新光電気グループは、ものづくりにおいて業界一、世界一の品質を目指し、お客様の期待に応える優れた製品の開発・製造に注力してまいりました。私たちは、発想と行動の原点を常にお客様に置き、お客様の成功に貢献し、ともに成長し、世界中のお客様から信頼されるビジネスパートナーとなることを目指しています。

品質でお客様と社会の信頼を支える

新光電気グループは、ものづくりを通じて社会の発展、人々の豊かな暮らしに貢献するとともに、お客様にご満足いただき、信頼していただける製品をご提供することを目指しています。新光電気グループは、品質を事業活動の根幹に関わる事項としてとらえ、その維持・向上に日々たゆまず取り組みます。

品質方針

私たちは「品質方針」に基づき、価値の高い製品とサービスで、お客様と社会から信頼される企業であり続けます。

品質方針

新光電気工業グループは、SHINKO Wayの企業理念に基づき、経営基盤の一つである品質を大切に、価値の高い製品とサービスで、お客様と社会から信頼される企業であり続けます。これを達成するため、全社員が次の指針で行動します。

【行動指針】

1. お客様第一優先に徹した品質追求
2. 変化を先取りした品質づくり
3. 社会的責任を果たす品質の確保
4. 五ゲン主義（現場、現物、現実、原理、原則）による継続的品質改善
5. 品質を考える人づくり

新光電気工業株式会社
代表取締役社長

品質月間の取り組み

毎年11月、日本科学技術連盟・日本規格協会・日本生産性本部などが主催（後援機関：文部科学省など）し、各種団体が一丸となり品質管理活動を推進するための強化月間として『品質月間』が全国的に展開されています。新光電気グループでも、上記団体の掲げるテーマや時流を鑑み、2021年オリジナルテーマを「変化の今こそ誠実に 再考して最高品質を新たな社会へ」と設定し、品質マインドの醸成のために各種活動を展開しました。

■全社品質改善報告会

品質月間のメイン行事として、「品質改善報告会」を実施しています。各事業部から品質に関して抱えている課題に対して行った工程改善や仕組みづくりなどの対策内容を募集し、その内容を事業部間で横展開することはもとより、経理部門・開発部門・設備技術部門などとも内容を共有することにより、全社で品質改善を目指しています。さらに、募集した中から全社において品質改善の参考になる優秀な報告を表彰し、品質改善提案へのモチベーション向上をはかっています。

展示会への出展

お客様や市場のニーズをとらえるため、また新製品・新技術を中心に新光電気グループの製品をわかりやすくご説明するため、国内および海外で開催される展示会への出展をこれまで継続的に実施してきました。2020年度は新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から出展を見合わせましたが、2021年度は感染対策を考慮したうえで、オンライン、ハイブリッド、リアル方式により、下記の展示会への出展を実施しました。

No.	日時	展示会名	出展製品	開催方式
①	2021年4月21日 ～4月22日	MEMS Engineer Forum 2021	センシングエッジデバイス(※) (経爪型酸素飽和濃度計測モジュール)	オンライン
②	2021年7月13日 ～7月15日	SEMI パートナーサーチ - For Power & Compound -	パワー半導体用パッケージ(POL)(※)	オンライン
③	2021年11月10日 ～11月12日	IEEE CPMT Symposium Japan 2021	パワー半導体用パッケージ(POL)(※) Co-packaged Optics(2.3D i-THOPベース)(※)	ハイブリッド
④	2022年1月19日 ～1月21日	第14回 カーエレクトロニクス技術展	パワー半導体用パッケージ(POL)(※) 曲がるビルドアップ基板(F-Babuls)(※) デバイス内臓パッケージ(MCeP) ヒートスプレッダー付きフリップチップタイ プパッケージ ガラス端子	リアル

(※) 開発中

【展示会出展の様子】

IEEE CPMT Symposium Japan 2021



第14回 カーエレクトロニクス技術展



【出展製品の紹介】

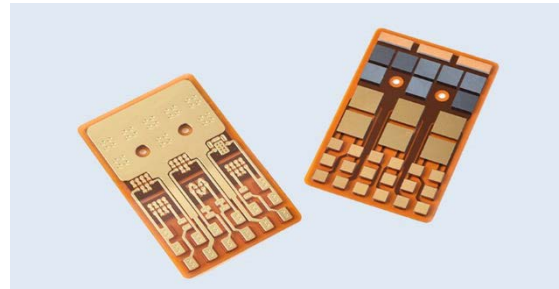
MEMS Engineer Forum 2021

出展製品:センシングエッジデバイス (経爪型酸素飽和濃度計測モジュール)



SEMI パートナーサーチ - For Power & Compound -

出展製品: パワー半導体用パッケージ (POL)



お客様への対応

新型コロナウイルス感染症の影響で、お客様においても感染防止のための行動規制、在宅勤務が継続されています。当社は昨年度に引き続き、オンライン会議等を駆使したコミュニケーションの維持・強化をはかりつつ、状況に応じた臨機応変な体制で、お客様のご要望にお応えしています。特に、将来のニーズを見据えた商品（センシングエッジデバイス、パワー半導体パッケージ、曲がるビルドアップ基板、光導波路付き基板等）の開発に注力し、お客様へ提案することで、ご期待に沿えるよう努めてまいります。

安全と信頼への取り組み

安全保障輸出管理について

当社は、安全保障貿易管理関係法令を遵守し、違反を未然に防ぐための内部規程「安全保障輸出管理規程」を制定し、適切な安全保障輸出管理を実施しています。また、新入社員や新任管理職、輸出製品に携わる社員への定期的な教育を通じ、法令遵守の意識を高めています。

AEO事業者認定

AEO (Authorized Economic Operator)制度とは各国税関が連携した世界の枠組みです。当社は、AEO事業者として2008年に認定を取得しています。これにより輸出品を扱う企業としての信頼性向上と迅速な通関手続きが可能となっています。

サプライチェーンによる社会的責任の推進



新光電気グループの事業活動は、その付加価値の基となるさまざまな物品、部材、サービスなどを提供していただいているお取引先によって支えられています。当社は、お取引先とともにサプライチェーン全体で地球環境保全、法令遵守、人権尊重・労働・安全衛生、製品・サービスの安全性・品質の確保、情報セキュリティの維持・推進、公正取引・企業倫理などに配慮した調達活動を推進しています。

調達基本方針

当社は、お取引先と長期的な信頼関係を構築し、良きパートナーとしてお互いが自己の力をより一層発揮し、ともに繁栄・存続していくことを目指しています。事業活動において必要となる物品、部材、ソフトウェア、サービスなどの調達においては、「調達基本方針」を定め、“お取引先との共存共栄”、“公正な商取引”、“法令および社会規範の遵守”、“地球環境保全”の4方針に沿った調達活動を展開しています。

※「調達基本方針」

<https://www.shinko.co.jp/corporate/procurement/activities/>

企業の社会的責任に配慮した調達活動

調達指針

当社では、社会的責任に配慮した調達活動を自社において推進するとともに、サプライチェーン全体で社会的責任を果たすため、SHINKO Wayおよび「調達基本方針」に基づき、「調達指針」を定めています。当社自ら本指針を遵守するとともに、お取引先の皆様にも遵守をお願いしています。

また、当社では、RBA (Responsible Business Alliance) 行動規範を尊重し、お取引先の皆様にRBA行動規範の理解と遵守浸透をはかる活動もあわせて推進しています。

調達指針

1. 地球環境保全
 - ・環境負荷の少ない資材調達を推進します。
 - ・含有化学物質管理の徹底を推進します。
2. 法令遵守 (コンプライアンス)
 - ・国内、海外の法令および社会規範を遵守します。
3. 人権尊重・労働・安全衛生
 - ・一人ひとりの人権を尊重します。
 - ・不当な差別や人権侵害行為を行いません。また助長、許容しません。
 - ・従業員の安全と健康のため、快適な職場環境を実現します。
 - ・児童労働、強制労働を行いません。
4. 製品・サービスの安全性・品質の確保
 - ・製品・サービスの安全性と品質を確保します。
5. 情報セキュリティの維持・推進
 - ・自社および第三者の情報・情報システムを適切に保護するため、情報セキュリティを維持・推進します。
6. 公正取引・企業倫理
 - (1) 公正な商取引
 - ・公正、透明、自由な競争を尊重し、不公正な手段による商取引を行いません。
 - (2) 秘密情報・個人情報の保護
 - ・自社の秘密情報、第三者の秘密情報、個人情報などを、法令およびルールに基づき、適切に管理します。
 - (3) 知的財産の保護
 - ・知的財産が重要な経営資産であることを理解し、他社の知的財産を尊重するとともに、自社の権利を守ります。
 - (4) 贈収賄等の禁止
 - ・公務員に対する贈賄および業務上の立場を利用した収賄、強要、横領等を行いません。

調達指針の共有のために～「お取引先の皆様へ」～

当社のサプライチェーン全体において「調達指針」の浸透をはかるため、お取引先各社において推進いただきたい事項を「お取引先の皆様へ」としてまとめ、継続的に取引のあるすべてのお取引先に対して、本文書を毎年送付しています。

2021年度も、国内725社、海外24社、計749社に対して本文書を送付し、当社「調達指針」へのご理解とご協力をお願いしました。

また、新規のお取引先にも「調達基本方針」等の周知

を行うことに加え、お取引先におけるCSR取り組み状況を調査表により確認し評価するための仕組みを構築し、取引開始の段階で相互の取り組み状況の理解およびCSRに配慮した調達活動の推進をはかっています。

「お取引先の皆様へ」項目

1. グリーン調達について
2. 事業継続計画(BCP)について
3. 反社会的勢力の排除について
4. 「責任ある鉱物調達」の取り組み
5. 企業の社会的責任について

※「お取引先の皆様へ」

<https://www.shinko.co.jp/corporate/procurement/activities/>

お取引先との対話

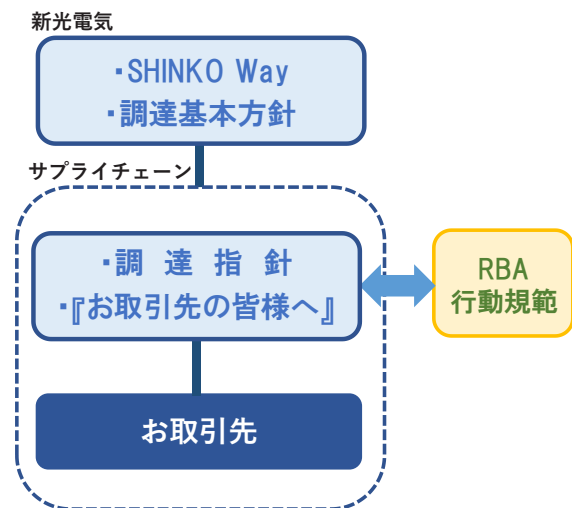
当社では、主要なお取引先に、RBA行動規範に準拠した「企業の社会的責任(CSR)に関する調査」を毎年実施しています。この調査は、各社における「労働」「安全衛生」「環境保全」「倫理」の各分野でのRBA行動規範の遵守状況と管理システムの運用状況についてご回答いただくもので、継続的に各お取引先における状況を確認しています。

2021年度は、海外のお取引先を含め主要なお取引先36社に調査を実施しました。

また、当社工場内において一部工程を委託するすべてのお取引先10社についても、この調査を毎年実施しており、加えて調査の結果に基づき、作業現場等の状況に問題がないか、年2回実地監査を実施し、必要に応じて改善要請を行っています。2021年度の実地監査においても、RBA行動規範および関係法令上、問題のないことを確認しています。

今後も、調査や実地監査、ヒアリング等によるモニタリング活動をはじめ、お取引先とのさまざまな対話を通じて、サプライチェーン全体における社会的責任の推進に努めてまいります。

【サプライチェーン CSR 推進体系】



サプライチェーンにおける人権問題

近年、サプライチェーンにおける人権問題への取り組みがより重要視されています。当社では、当社共通の価値観を示す「SHINKO Way」の行動規範に“人権を尊重します”と掲げています。この理念に基づき、調達指針にも、人権尊重に関する項目を掲げ、当社自ら遵守するとともに、お取引先の皆様にも遵守をお願いしています。

具体的には、当社ではRBA行動規範を尊重し、取り組んでおり、このRBA行動規範に準拠した「企業の社会的責任(CSR)に関する調査」を通じて、主要お取引先の状況を確認しています。また当社工場内の工程委託等のお取引先には、この調査に加えて、作業現場等の実地監査も行っています。これらの活動を通じて、現状問題のないことを確認しています。

「責任ある鉱物調達」の取り組み

当社では、富士通グループ「責任ある鉱物調達対応方針」に基づき、また、経済協力開発機構(OECD)の「紛争地域および高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンのためのデュー・ディリジェンス・ガイダンス」を参考に、お取引先と連携して調達活動におけるサプライチェーンの透明性の確保と責任ある鉱物調達の実践に取り組み、紛争を助長している、あるいは人権侵害や労働問題などに関わるリスクの高い鉱物の調達を回避すべく努めています。2010年に米国で成立した「金融規制改革法(ドッド・フランク法)」では、コンゴ民主共和国(DRC)およびその近隣国で産出される鉱物のうち、タンタル、錫、金、タングステン、その他米国国務省が判断する鉱物を紛争鉱物と定めています。

また、これらの鉱物に加え、不安定な小規模採掘現場での児童労働に関する懸念の高まりをふまえ、コバルトも対象としてサプライチェーンの調査を実施しています。

この取り組みにおいては、まず対象となるお取引先・購入品を特定し、RMI(Responsible Minerals Initiative)が定めた調査票CMRT(Conflict Minerals Reporting Template)およびEMRT(Extended Minerals Reporting Template)を使用して、対象鉱物の調達ルートの調査、リスク評価を毎年実施しています。その結果に基づき、紛争鉱物調達のリスク回避に向けた取り組みとして、サプライチェーン上流に遡り、第三者機関(監査会社等)にRMAP(Responsible Minerals Assurance Process)適合製錬所・精製所として認証された製錬業者からの金属/鉱物調達が100%となるよう継続して要請しています。

2021年度は、58社について調査を実施し、問題のないことを確認しています。

事業継続マネジメント(BCM)

大規模災害など不測の事態においてもお客様が必要とする製品・サービスを安定的に供給するためには、サプライチェーン全体の事業継続マネジメント(BCM: Business Continuity Management)の強化が不可欠です。

当社では、素材・部材などの主要なお取引先を対象としてBCMに関するアンケート調査を、毎年実施しています。

2021年度は、主要購入品286件について調査を実施しました。

この調査は、各社において不測の事態が発生した場合を想定し、事業継続計画(BCP: Business Continuity Plan)策定状況、目標復旧時間の設定、製品の在庫状況、製造拠点や原材料入手の問題点および各々のバックアップ体制の構築状況等を確認するもので、その結果等をふまえて、BCPの充実や拠点の分散化等、BCM強化への一層のご協力をお願いしています。

また、当社自らの施策として、主要な素材・部材などについては、調達先の複数購買化を積極的に推進し、調達リスクの低減をはかっています。

グリーン調達活動

当社は、富士通グループの一員として、富士通グループ グリーン調達基準を参考に、製品開発段階から省エネルギー化を意識した設計、部材の選定を行い、地球環境保全に配慮した、お取引先を含めたサプライチェーン全体にわたるグリーン調達を推進しています。

環境マネジメントシステム(EMS)の構築

お取引先において、環境負荷低減活動を継続的に実践していただくため、主要なお取引先に、ISO14001をはじめとする第三者認証等による環境マネジメントシステム（EMS：Environmental Management System）の構築をお願いしています。

製品含有化学物質の管理

当社では、購入品に含有される化学物質について、各種規制や法令を遵守し、環境影響の低減化をはかることを目的として「取引先環境管理物質管理マニュアル」を随時改定しお取引先へ配付しています。グリーン調達へのご理解とご協力をお願いするとともに、購入品の化学物質の含有状況などを調査しています。

また、部材系の主要お取引先27社を対象として、製品含有化学物質の把握と確実な法規制遵守のため、製品含有化学物質管理システム（CMS：Chemical substances Management System）の構築をお願いしています。具体的な活動として、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、2021年度も当社監査員が対象お取引先をオンライン形式にて、管理状況を確認する監査や、書面による監査を定期的・継続的に実施し、不十分な点がある場合は、是正の要請と改善の支援を行っています。こうした活動を通じて、サプライチェーンにおける製品含有化学物質の管理を強化しています。

お取引先とのCO₂排出量削減および水資源保全活動の推進

当社は、富士通グループにおける活動の一環として、地球温暖化による気候変動問題への対応をはかるべく、お取引先にCO₂排出量削減に向けた継続的な取り組みをお願いしています。

第10期環境行動計画（2021～2022年度）も第9期環境行動計画（2019～2020年度）に引き続き、サプライチェーン上流におけるCO₂排出量削減に加え、水資源保全の取り組み推進を目標として掲げ、お取引先に、各社のお取引先（当社から見た二次お取引先）へCO₂排出量削減および水資源保全の取り組み推進を呼び掛けていただくよう要請しました。

2021年度は、25社の主要なお取引先に対して、富士通グループ共通の環境調査票により活動状況を確認しました。調査結果として、8社のお取引先でCO₂排出量削減を266社の二次お取引先に要請いただいていることを確認しました。水資源保全については、4社のお取引先が二次お取引先91社に活動実施を要請いただいていることを確認しました。

また、調査にご協力いただいたお取引先には、今後の活動の参考としていただけるよう、お取引先の回答を分析した活動傾向をフィードバックし、さらなる活動の推進と、各お取引先への活動展開を依頼しました。

今後もサプライチェーン全体で、CO₂排出量削減および水資源保全の取り組みがはかられるよう、引き続き取り組んでまいります。

調達活動におけるコンプライアンスの徹底

お取引先コンプライアンスライン

当社の社員が調達活動に関してコンプライアンス違反行為をした場合、または、その疑念がある場合の通報窓口として「お取引先コンプライアンスライン」を開設しています。

なお、この通報によって、当社が通報者およびそのお取引先に対して不利益な取り扱いをすることを禁止しています。

※「お取引先コンプライアンスライン」

<https://www.shinko.co.jp/corporate/procurement/complianceline/terms/index.php>

調達担当者への教育

当社では、調達部門の担当者に対し、教育や研修等の機会を設け、SHINKO Way、「調達基本方針」、「調達指針」、および下請法や派遣法等調達業務に関連する法令等について周知・徹底しています。また、反贈収賄等に関する教育を実施し、法令の理解、関連知識の習得をはかることなどを通じて、調達活動におけるコンプライアンスの徹底に継続して取り組んでいます。

環境変化の激しい半導体産業にあって、当社は、経営の透明性を確保し、また変化に迅速に対応して意思決定が適正かつ速やかになされるべく、必要な施策を講じるとともに、コンプライアンスを最重要視し、企業価値の向上、発展を目指してまいります。

※詳細につきましては、当社「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」をご覧ください。

<https://www.shinko.co.jp/corporate/governance/>

コーポレート・ガバナンス体制

体制の概要

当社は、委員の過半数を社外取締役で構成する監査等委員会を置く「監査等委員会設置会社」であり、監査等委員である取締役を含めた取締役会による職務執行の監督ならびに監査等委員会による監査等を基軸とする監査・監督体制としています。当社は、経営の透明性を確保し、業務執行の公正性を監督する機能を強化するため、社外取締役を3名選任しています。また、取締役会の意思決定の迅速化と監督機能の強化ならびに権限・責任の明確化による機動的な業務執行体制を構築することを目的として執行役員制度を導入しています。これらの体制のもと、コーポレート・ガバナンスの強化ならびに企業経営の効率化をはかっています。

■取締役会

取締役会は、基本方針、法令・定款で定められた事項ならびに経営に関する重要事項の決定および執行状況を監督する機関として、定時取締役会を原則として毎月1回開催し、必要に応じて、随時、臨時取締役会を開催しています。取締役会は、代表取締役会長を議長とし、監査等委員でない取締役5名、監査等委員である取締役3名で構成されています。

※当社は、取締役会の実効性を分析・評価するため、取締役全員に対し、毎年、取締役会の構成・運営面についてアンケートを実施し、取締役会の実効性向上をはかっています。

■監査等委員会

監査等委員会は、監査方針および監査計画に基づく業務および財産の状況の調査に加え、取締役会をはじめとする重要な会議への各監査等委員の出席や、監査等委員でない取締役、執行役員および内部監査部門等からの報告などを通じて、取締役等の職務執行を監査しています。監査等委員会は、常勤監査等委員1名および社外取締役である監査等委員2名の3名で構成されています。なお、監査等委員会の職務を補助する組織として監査等委員会室を設置しています。

■指名・報酬委員会

指名・報酬委員会は、取締役の指名・報酬等に関する事項について審議し、取締役会に答申することを役割としています。指名・報酬委員会の委員は取締役会決議で選定され、代表取締役会長、監査等委員でない独立社外取締役および監査等委員である取締役をもって構成されています。

■特別委員会

特別委員会は、支配株主と少数株主との利益が相反する重要な取引・行為について審議し、取締役会に答申することを役割としています。特別委員会の委員は取締役会決議で選定され、独立社外取締役を含む独立性を有する者で構成されています。

■ 経営会議

経営会議は、経営上の重要案件および課題について検討、審議、報告および進捗管理を行い、経営層による自由闊達な議論を行うことを目的として、おおむね月3回開催しています。経営会議は、代表取締役、執行役員を兼務する取締役および事業・営業・経理部門等を担当する執行役員で構成されています。

■ 執行役員会議

執行役員会議は、各部門およびグループ会社の状況、コンプライアンスやリスク管理に関する取り組み状況をはじめ、経営全般に関する審議、報告を目的として毎月開催しています。執行役員会議は、代表取締役社長を議長とし、すべての執行役員で構成されています。

このほか、損益・営業・生産・開発等の状況について、担当執行役員および関係各部門管理職等が参加・構成する会議等を定期的かつ必要に応じて随時開催することなどにより、速やかな状況把握のもと対応等の検討を行い、経営判断に反映させるなど、環境変化の激しい半導体市場に柔軟かつ迅速に対応できる体制を整えています。

社外取締役

当社の社外取締役は3名で、監査等委員でない取締役1名および監査等委員である取締役2名です。

当社は、社外取締役を選任するための独立性に関する基準として、「社外取締役の独立性判断基準」を定めていますが、社外取締役3名はこの基準の要件を満たしています。当社は、各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出しています。

内部監査・会計監査体制

当社の内部監査部門である監査室は、当社における業務全般について、制度および業務の遂行状況を検討・評価することによって各業務が適切かつ効率的に実施されることに寄与するため、「内部監査規程」に基づき、内部監査を実施しています。内部監査の結果の概要は、定期的また随時、取締役会に報告しています。監査室は、監査等委員会の監査が実効的に行われるよう、内部監査の計画およびその結果について、定期的に、また随時に監査等委員会に報告し、また、監査等委員会から当該報告に対して追加の監査や調査等の指示を受けた場合、優先して対応をはかります。経営管理部門は、監査室に対し、必要に応じて報告および資料等の提出を行い、これらの監査が適切に実施されるよう協力しています。

また、会計監査人にはEY新日本有限責任監査法人を選任し、会計監査および四半期レビューならびに内部統制監査を受けています。

譲渡制限付株式（中長期インセンティブ）の2種類を組み合わせたものとしています。報酬構成割合は、全社一体的な経営視点のもと、毎期の着実な業績成長と中長期的な企業価値の向上に向けた実効性のあるインセンティブとして機能するよう、「基本報酬：変動報酬=5：5」かつ「基本報酬：業績連動賞与：譲渡制限付株式=5：3：2」としています。業績連動賞与は、評価指標として当社グループの成長・規模拡大を目指す観点から、当社グループの売上高、収益性の利益指標として特に重要視している経常利益、資本効率性を意識した経営の観点からROIC（経常利益÷投下資本（純資産および有利子負債の期中平均））の3つを使用するものとし、それぞれの評価ウエイトは均等としています。譲渡制限付株式は、企業価値の持続的な向上をはかるインセンティブを与えるとともに、株主との一層の価値共有を進めることを目的として、職責や役位等に基づき対象取締役（監査等委員である取締役および監査等委員でない社外取締役を除く。以下同じ）に割り当て、対象取締役が当社の取締役、執行役員および使用人のいずれの地位からも退任または退職する日までの間、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができないものとし、また、当社に損害を与え、もしくは当社の社会的な信用または企業価値を棄損する行為を行い、当社から懲戒またはそれに類する処分を受けた場合等には当社が全部または一部を当然に無償取得するものとしています。

監査等委員でない社外取締役については、業務執行より独立した客観的な立場から経営を監督するという役割・職務に鑑みて、基本報酬のみとし、業績連動賞与および譲渡制限付株式の対象外としています。基本報酬の水準は、外部調査機関による役員報酬調査データの同業他社の一定水準を基礎に、その職責等に応じて決定します。

■監査等委員である取締役の報酬等について

監査等委員である取締役の報酬については、業務執行より独立した客観的な立場から経営を監査・監督するという役割に鑑みて、基本報酬のみとし、業績連動賞与および譲渡制限付株式の対象外としています。基本報酬の水準は、外部調査機関による役員報酬調査データの同業他社の一定水準を基礎に、その職責等に応じて決定します。なお、監査等委員である取締役の個人別の報酬額については、株主総会において承認決議された報酬枠の範囲内で、監査等委員会において定める内規に基づき、所定の算定方法に基づく監査等委員の協議により決定し、支給します。

取締役の報酬等の額(2021年度)

区分	支給人員	支給額
監査等委員でない取締役 (うち社外取締役)	7名 (1名)	256百万円 (6百万円)
監査等委員である取締役 (うち社外取締役)	3名 (2名)	37百万円 (12百万円)
合計	10名	294百万円

※上記支給人員および支給額には、2021年6月25日開催の第86回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役(監査等委員である取締役を除く)2名を含んでいます。

ステークホルダーの方々から信頼され、社会から必要とされる企業であり続けるためには、何より、私たち社員全員が、日々の行動において常に法令を遵守し、誠実で、適正かつ公正な事業活動を行っていくことが重要です。新光電気グループでは、SHINKO Way「行動規範」に基づき、コンプライアンスの徹底をはかっています。

コンプライアンス推進体制

当社の各部門および国内グループ会社では、部門・会社ごとにコンプライアンス責任者を任命のうえ、各部門・会社におけるコンプライアンスの推進を行っています。

また、海外グループ会社も、各社において推進体制を整備のうえ、コンプライアンス推進に取り組んでおり、グループ全体でコンプライアンスの強化をはかっています。

SHINKO Wayの周知・徹底

SHINKO Wayの一層の浸透・定着に向け、SHINKO Wayの冊子や骨子を記載した携帯用カードの全社員への配付、啓発用ポスターの職場における掲示、全社員を対象とした毎年の教育やトップメッセージの発信など、社員が常にSHINKO Wayを意識した行動を行うことができるよう、さまざまな取り組みを実施しています。

Global Business Standardsの運用

社員として遵守すべきルールやガイドラインを定めたSHINKO Way「行動規範」を具体化したものが、富士通グループ共通のコンプライアンス基準であるGlobal Business Standards (GBS) です。

GBSは、文化や常識、法制度の異なる世界中の国・地域において統一的に運用できるよう、具体的な項目ごとに、社員一人ひとりがどのように行動すべきかを各国の言語により解説した基準です。贈収賄・腐敗行為防止や競争法遵守等をはじめ、多岐にわたる遵守項目について詳細に説明することにより、日々のビジネス活動における手引きの役割を果たしています。

※Global Business Standards (GBS)

<https://www.shinko.co.jp/assets/pdf/gbs.pdf>

Global Business Standards(GBS)項目

- | | |
|----------------------|----------------------|
| 1. 人権を尊重します | 4. 知的財産を守り尊重します |
| 1.1 人権の尊重 | 4.1 知的財産権の保護 |
| 1.2 差別行為またはハラスメント | 4.2 第三者の知的財産権の尊重 |
| 1.3 健全な職場環境 | 5. 機密を保持します |
| 2. 法令を遵守します | 5.1 一般原則 |
| 2.1 関連諸法令および規制の尊重と遵守 | 5.2 秘密情報の保護 |
| 2.2 財務報告および社内記録 | 5.3 お客様など第三者の秘密情報の保護 |
| 2.3 環境と製品 | 5.4 個人情報の取扱い |
| 2.4 健康と安全 | 6. 業務上の立場を私的に利用しません |
| 2.5 国際貿易 | 6.1 一般原則 |
| 2.6 マネーロンダリング | 6.2 利益の相反 |
| 3. 公正な商取引を行います | 6.3 贈答および接待 |
| 3.1 公正な競争 | 6.4 インサイダー取引 |
| 3.2 贈収賄 | 6.5 会社資産の保護 |
| 3.3 政府との対応 | |
| 3.4 公正かつ倫理的な購買 | |
| 3.5 マーケティングと広告 | |
| 3.6 政治およびメディア活動 | |

関連規程類の整備

SHINKO Way「行動規範」およびGBSに沿い、グループにおけるコンプライアンスの徹底をはかるため、コンプライアンスに関する基本的事項を規定した「コンプライアンス規程」を制定しています。さらに、特にビジネスに与える影響が大きい独占禁止法・競争法遵守、反贈収賄・反腐敗、反社会的勢力への対応等の分野について、細則やガイドラインを整備し、詳細に規定しています。

なお、国内・海外における法制度の整備・変更やリスクの増大等、外部環境の変化をふまえ、細則およびガイドラインを適宜制定、改定しています。

コンプライアンス教育

社員一人ひとりのコンプライアンス意識を高めるため、継続的な教育を計画的に実施しています。特にビジネス上のリスクが高い、贈収賄・腐敗行為や競争法違反等の分野に関する教育については、新光電気グループにおける関係者全員が定期的・反復的に必ず受講するしくみにより、リスクの軽減をはかっています。

2021年度の国内社員向けの教育としては、カルテル・談合防止、反贈収賄、安全保障輸出管理をはじめコンプライアンス全般に関するe-Learning等に加え、前年度に引き続き品質コンプライアンスに関する教育も実施しました。海外社員向けには、全拠点においてカルテル防止・反贈収賄・安全保障輸出管理等に関するe-Learningを実施しました。

2021年度 コンプライアンス教育実績（新光電気グループ）

	受講人数
国内社員向け教育※ ¹	4,996
海外社員向け教育※ ²	272

※1 国内子会社含む ※2 海外子会社および関連会社

今後も、各種教育を引き続き実施することにより、グループ全体におけるコンプライアンス意識の醸成、およびリスクの軽減に取り組んでまいります。

内部通報制度の整備

新光電気グループのすべての社員がコンプライアンスに関する通報・相談を行えるよう、国内において「企業倫理ヘルプライン（社内および社外窓口）」を設置するとともに、海外においても外部機関が運用する通報窓口を利用できる環境を整備しています。

これらの窓口については、コンプライアンス教育、イントラネットやポスター、連絡先を記載したカードの配付等により周知をはかっています。

企業倫理ヘルプライン（内部通報 / 相談窓口）

企業倫理ヘルプラインとは

企業倫理ヘルプラインは、法令違反行為、社内規程違反行為はもとより、人権の尊重等 SHINKO Way の「行動規範」に定められた、個々の従業員が即に行動すべきかという基本ルールに関して、業務を通じて判断に迷うようなことがあった場合に、安心して相談していただくための窓口です。

万一問題が発生した場合に、会社だけでなく個人にも大きな影響を及ぼす可能性が高い各国の競争法や贈収賄等の法令違反行為、および品質不正等についても、本窓口にて通報・相談を受け付けています。通報・相談したことや、通報・相談内容等に関する調査に協力したことを理由として、通報者・相談者および調査に協力した者に対して不利益な取扱いをすることは、[内部通報規程](#)により禁止されています。また、通報内容については秘密保持を徹底し、情報の取扱いには細心の注意を払っています。

〔イントラネットの周知〕

さらに、「お取引先コンプライアンスライン」を設置のうえ、部材等の調達先であるお取引先からの通報を受け付けています。

なお、これらの窓口については、匿名での通報・相談も受け付けています。

また、通報・相談を理由として通報者に対して不利益な取り扱いを行うことを一切禁止するとともに、通報者が特定されることのないよう情報の取り扱いに細心の注意を払っています。通報がなされた場合は適切な調査を実施し、調査の結果、行動規範やGBSに照らして問題が認められた場合には、是正（懲戒処分を含む）を実施するとともに、再発防止策を講じています。

今後も、コンプライアンス違反の未然防止、早期発見をはかるべく、内部通報制度の周知、利用促進に努め、風通しのよい組織風土の醸成を目指します。

● RBA行動規範への取り組み ●

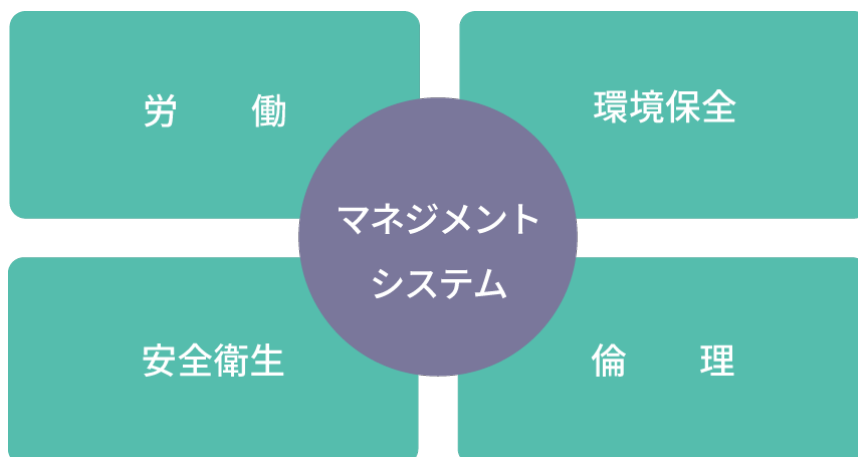
新光電気グループは、RBA(Responsible Business Alliance)が定める行動規範である「RBA行動規範」を尊重し、「労働」「安全衛生」「環境保全」「企業倫理」の4側面で、行動規範が規定する基準への適合性を向上させるため、同規範の「マネジメントシステム」に規定されている管理体制の充実とプロセスの実践に努めています。具体的には、各側面のリスク評価や法規制・顧客要求事項等の遵守状況確認などを行い、その結果もふまえ年間目標および実施計画を策定し、経営トップのマネジメントレビューを経た後に、各種の施策を実施しています。また、管理体制、法規制等の遵守、基準への適合性および計画の実施等の状況について監査を行い、必要に応じ是正をはかる体制を整えています。

これらの年間活動およびその監査結果については、経営トップに報告し、レビューを受けたうえで、その意見を翌年度の活動に反映させています。

さらに、お取引先にもRBA行動規範についてご理解いただき、同規範に基づく活動を実施していただくように努めることで、サプライチェーン全体での行動規範の推進にも取り組んでいます。

なお、RBA行動規範への活動状況については自己評価（Self Assessment Questionnaire=SAQ）を実施したうえで、その結果をRBAに報告し、RBAメンバーである当社のお客様と共有しています。この活動は、国内に加え海外の生産拠点においても、実施しています。

また、RBAでは、RBA行動規範の遵守状況を第三者機関が評価するプログラム（有効性評価プログラム、Validated Assessment Program=VAP）を設けています。当社は、RBAメンバーであるお客様からの要望に対応して、2020年度にVAPを受審し、受審した結果をふまえて基準への適合性の向上をはかりました。今後もRBA行動規範に沿い、各側面における取り組みを強化してまいります。



リスクマネジメント

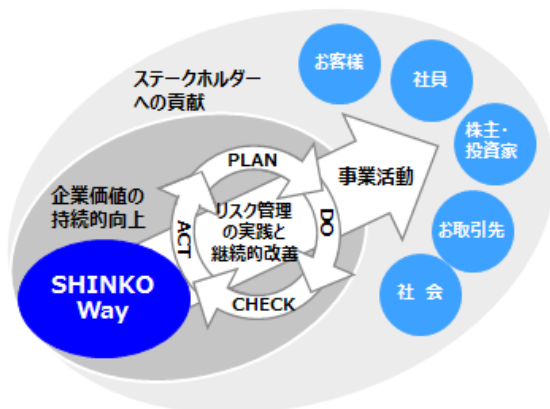


新光電気グループは、事業活動を通じて、企業価値を持続的に向上させ、お客様や地域社会をはじめすべてのステークホルダーの皆様に貢献することを目指しています。この目的の達成に影響を及ぼすリスクを適切に把握し、その未然防止および発生時の影響の最小化と再発防止を経営における重要な課題と位置づけています。

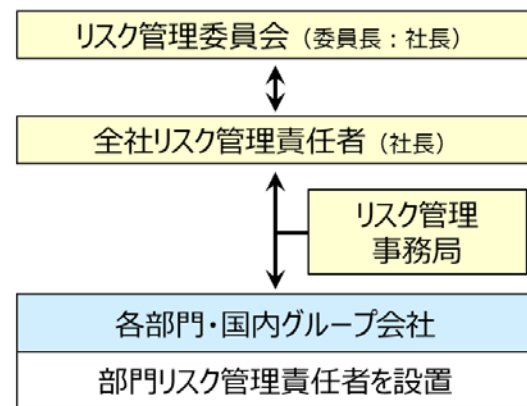
リスクマネジメントの推進

新光電気グループ（国内）では、各部門・グループ会社におけるリスクマネジメント推進のため、「リスク管理委員会」を設置しています。当社のリスク管理に関するすべての責任と権限を有する全社リスク管理責任者である社長がその委員長を務め、各部門には部門リスク管理責任者を配置し、相互に連携をはかりながら、潜在リスクの発生予防と顕在化したリスクへの対応の両側面からリスクマネジメントを推進する体制を構築しています。

【リスクマネジメントの考え方】



【リスク管理体制図】



事業活動に伴うリスクアセスメント

新光電気グループは、グループに影響を及ぼすリスクを適切に把握し、対応するために、潜在リスク調査を定期的実施しています。潜在リスク調査は、各部門・各グループ会社で、発生可能性のあるリスク（潜在リスク）を抽出・分析・評価したうえで、影響の回避や軽減をはかる対策を立案・実施するとともに、万一リスクが顕在化した場合には迅速に対応するよう努めています。

取締役会への報告

取締役会において、新光電気グループ全体を対象として定期的実施している潜在リスク調査の調査結果、および気候変動や自然災害、感染症などの代表的な重要リスクの対策実施状況等について報告しています。さらに、必要に応じて顕在化した重要なリスクの状況等について、随時取締役会へ報告を行うことにより、取締役会が適切に事業活動におけるリスクを監督する体制を構築しています。

【事業等のリスク(※)】

- | | |
|---|-----------------------|
| 1. 経済や金融市場の動向に関するリスク（主要市場における景気動向、為替動向および資本市場の動向） | 7. 情報セキュリティに関するリスク |
| 2. 製品やサービスの欠陥や瑕疵に関するリスク | 8. 環境・気候変動に関するリスク |
| 3. 調達先等に関するリスク | 9. お客様に関するリスク |
| 4. 自然災害や突発的事象発生リスク | 10. 多額な設備投資に関するリスク |
| 5. 競争・業界に関するリスク | 11. 公的規制、政策、税務に関するリスク |
| 6. 知的財産に関するリスク | 12. コンプライアンスに関するリスク |
| | 13. 人材に関するリスク |

※事業等のリスクに記載した事項は新光電気グループのすべてのリスクを網羅するものではありません。

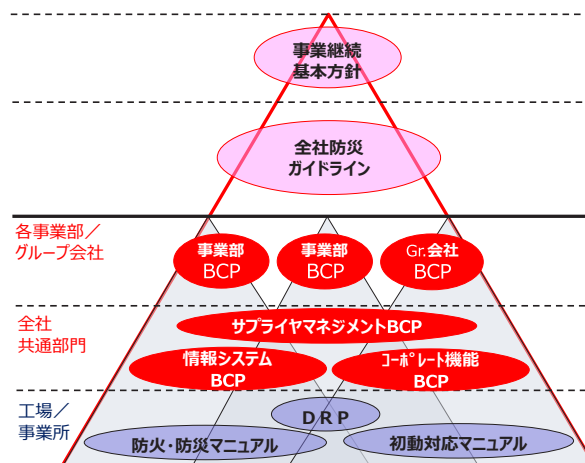
事業継続の取り組み

新光電気グループは、災害、事故など不測の事態発生時の対応として、社員および社員家族、周辺地域の人命の安全確保および二次災害の防止を最優先事項とし、公益への貢献に配慮しながら、お客様の重要な業務継続のために必要な活動を実施することとしています。

事業継続マネジメント(BCM)

新光電気グループにおいては事業継続マネジメント(BCM: Business Continuity Management)の推進にあたり、全社BCMの基本方針として「新光電気グループ事業継続基本方針」を制定しています。また、「全社防災ガイドライン」に基づき、各統括・事業部門においても「事業継続計画(BCP: Business Continuity Plan)」を策定し、不測の事態発生時にも、組織の重要な事業を必要な時間内に再開・継続するために必要とされる初動対応を定め、必要な事前対策、教育訓練を実施しています。2021年度は、大型台風や大規模水害の発生が予想される場合の行動基準・行動概要を定めた「台風・水害タイムライン」を策定し、全部門において机上訓練を実施しました。タイムライン発動から警戒の解除まで、各タイミングにおける対応を確認し、課題の洗い出しをはかりました。今後も、BCPにおける対策の実施、教育・訓練、評価・改善、マネジメントレビューを行い、現場定着に向けた活動を行ってまいります。

【事業継続マネジメントの推進体制】



新光電気グループ事業継続基本方針

■基本理念

新光電気グループは、さまざまなリスクに対する対応力・復旧力の向上に継続的に取り組むことにより、自然災害・事故をはじめとする不測の事態発生時においても重要な事業を継続し、企業としての社会的責任を遂行するとともに、お客様の求める高性能・高品質なプロダクト、サービスの安定的な供給を実現します。

【行動指針(平常時)】

- ・各事業において、不測の事態発生時にも継続すべき重要業務と目標復旧時間を決定し、それを達成するための対策を計画的に実施します。
- ・不測の事態発生時の事業継続および復旧のための手順書を作成し、計画的な訓練を実施します。
- ・事業環境の変化や訓練の結果を定期的に評価し、その結果に基づいた対策計画や復旧手順書の見直し・改善を継続的に実施します。

【行動指針(不測の事態発生時)】

- ・社員および社員家族、周辺地域の人命の安全確保および二次災害の防止を最優先事項とします。
- ・公益への貢献に配慮しながら、お客様の重要な業務継続のために必要な新光電気としての活動を実施します。
- ・ステークホルダーに対する緊急時コミュニケーションを早期に確立し適切な情報発信に努めます。

全社防災

当社では、予見できない大規模災害に備えた全社防災体制の基本的な考え方を定めた「全社防災ガイドライン」を策定しており、各工場においては、「全社防災ガイドライン」をもとに地域および事業所の特性を考慮した「事業所防火防災マニュアル」、「災害時対応計画（DRP）」を策定し、効果的に初動に対処できる体制の構築を進めています。また、台風や水害などの進行型災害に備え、大型台風や大規模水害の発生が予想される場合の行動基準・行動概要を定めた「台風・水害タイムライン」を策定し、社員一人ひとりが災害発生前に適切な対策や避難行動をとることで、社員の安全を確保し、被害を最小限にとどめる対策を実施しています。

防災体制・対応力強化に向けた取り組み

当社では、事故の未然防止、災害時の人的・物的被害を最小限にとどめるために、各工場における防火防災マニュアル、災害時対応計画（DRP）、防災組織の運用、防災備品・設備の整備状況などについて、定められたチェック項目に従って自主的に点検を行う防災自主点検を実施しています。

また、社員の安否確認を迅速かつ確実にするため、安否確認システムを導入しており、毎年全社員を対象に安否報告・確認訓練を実施しています。

災害・事故対応訓練の実施

毎年防災体制の実効性を検証し、対応力を強化するために、さまざまな災害、事故（爆発、漏洩等）を想定した各種対応のシミュレーションや訓練の実施等を行うとともに、自衛消防隊組織等による定期的な訓練を実施しています。また、海外の各生産拠点においても毎年防災訓練を実施し、有事の際は一人ひとりが迅速に的確な初動対応がとれるよう対応力の強化をはかっています。



(KOREA SHINKO MICROELECTRONICS CO., LTD. の
救助訓練の様子)

新型コロナウイルス感染症への対応

2020年より世界中で猛威を振るう新型コロナウイルス感染症について、当社では感染予防および感染拡大防止のため、基本方針に沿い、社内での三密防止対策をはじめとする各種感染防止対策を継続的に実施することにより、事業継続に努めています。

基本方針

1. 日本政府および地方自治体などの方針に従い、新型コロナウイルスの感染拡大防止に努める。
2. お客様、お取引先様、地域の皆様や社員等の健康と安全確保を最優先の上、お客様への製品提供をはじめ事業の継続に努める。

感染予防・感染防止のための主な対応

当社では、2020年以降の感染拡大をふまえ、主に以下の対策を実施し、感染予防・感染防止に努めています。

1. 事務部門・営業部門等の間接部門を対象とした在宅によるテレワークの実施
2. 事業所内における三密（密閉・密集・密接）防止対策の徹底
 - ▶ 事務所・食堂のレイアウト変更、仕切り板設置、利用人数の制限
 - ▶ 社内会議の延伸・中止、オンライン会議への切替え、会議室利用ルールの厳格化等
3. 海外出張の原則禁止、国内出張の制限
4. 社内における飲食を伴う懇親会・会食の禁止
5. 来訪者の入構制限
6. 出社前の検温・体調チェックの実施、体調不良の場合は出社禁止
7. 社員による感染拡大地域への私的な移動の自粛を要請
8. 社員に対し、基本的な感染防止対策の徹底を指導（マスク着用、手洗い・手指消毒励行、三密回避等）



(会議室使用ルールの例)

海外拠点においても、各国政府・自治体等の方針・指導に従い、在宅勤務をはじめ感染防止対策を実施し、操業への影響の最小化に努めています。

情報セキュリティ

近年、情報通信技術の進展により個人情報や機密情報の漏洩リスクが以前にも増して高まっており、情報セキュリティの強化は企業における責務となっています。

新光電気グループにおいては、業務における各種情報の適切な取り扱いを企業活動の基本と位置づけており、SHINKO Wayに基づいた全社方針として、「情報セキュリティ基本方針」を制定するとともに、「個人情報保護ポリシー」および「情報管理規程」をはじめとする関連規定類を整備し、情報セキュリティの維持・向上に取り組んでいます。

情報セキュリティ基本方針

1. 目的

新光電気グループは、事業の遂行において情報が基礎となること、また、情報の取扱いにおけるリスクを深く認識し、次の事項を目的として情報セキュリティに取り組むことにより、SHINKO Wayに示す「お客様のかけがえのないパートナーとなり、お取引先と共存共栄の関係を築く」との企業指針を実現し、社会的責任の重要な側面として、行動規範で定める「機密保持」を実践いたします。

- (1)新光電気グループは、その事業において、お客様およびお取引先の個人や組織から提供を受けた情報を適切に取り扱い、当該個人および組織の権利および利益を保護します。
- (2)新光電気グループは、その事業において、営業秘密、技術情報その他の価値ある情報を適切に取り扱い、新光電気グループの権利および利益を保護します。
- (3)新光電気グループはその事業において情報を適切に管理し、製品およびサービスを適時にかつ安定的に提供することによりその社会的機能を維持します。

2. 取組の原則

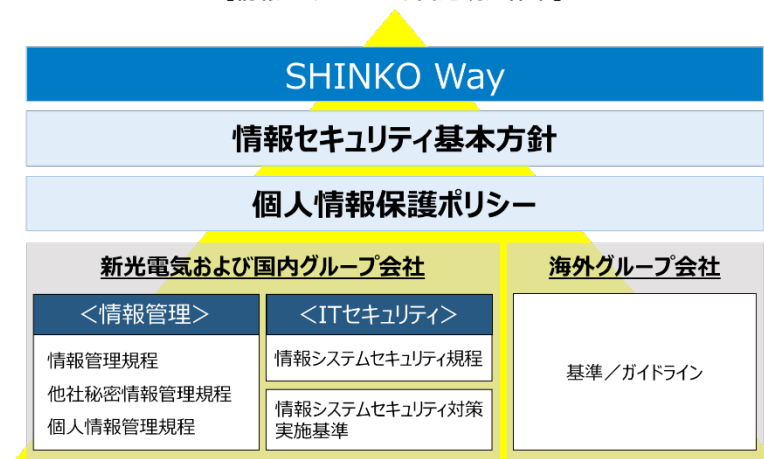
新光電気グループは、次の事項を情報セキュリティへの取組みの原則とします。

- (1)取り扱う情報について、機密性、完全性、可用性の維持を情報セキュリティの目的とし、これを達成するための情報セキュリティ対策を立案します。
- (2)情報セキュリティ対策を適切かつ確実に実施するため、体制と責任を明確にします。
- (3)情報セキュリティ対策を維持するため、計画、実施、評価および改善の各段階のプロセスを整備し、情報セキュリティの水準を維持・向上させます。
- (4)情報セキュリティ対策を適切かつ確実に実施するため、役員および従業員に対し情報セキュリティに関する啓発と教育を行い、その重要性を認識させ、行動させます。
- (5)情報セキュリティ対策を適切に実施するため、情報の取扱いに伴うリスクおよび対策のための投資を勘案します。

3. 新光電気グループの施策

上記目的および取組みの原則に基づく情報セキュリティ対策を確実に実施するため、新光電気グループは、関連規定を整備し、これを実施します。

【情報セキュリティ関連規定体系】



情報の適切な管理

当社では、社内に流通する情報に関する取り扱いのルールとして「情報管理規程」を定め、情報を分類し、適切に管理、運用しています。また、分類された情報を、法的な要求事項、価値、重要性など複数の観点から格付けを行い、格付けに応じたセキュリティ対策を講じて情報を保護しています。

情報保護マネジメントシステムによる情報の保護

当社では、他社秘密情報および当社秘密情報を適切に保護するために、業務上取り扱う情報について、適切な管理を設定し現場での自律した情報保護の取り組みと、内部監査の実施により、取り組み状況を確認する「情報保護マネジメントシステム」を構築し、情報保護の強化に努めています。

情報セキュリティ教育

情報漏洩を防ぐためには、社員一人ひとりが、情報セキュリティルールを軽視した行為が重大なセキュリティ事故につながるリスクを十分認識し、ルールの徹底、セキュリティに対する意識の向上をはかることが重要だと考えています。社員の意識向上策の一環として、国内の当社グループ全社員を対象に、階層別教育やe-Learning、職場教育等による情報セキュリティ教育を実施しています。

個人情報の保護

当社では、個人の人格尊重の理念のもと、個人情報を適正に取り扱うことを企業としての社会的責務であると深く認識し、「個人情報保護ポリシー」および「個人情報管理規程」を定め、個人情報の保護、尊重に取り組んでいます。業務において利用する個人情報については、「個人情報保護マネジメントシステム」により、適正な管理、運用に努めています。

また、EU一般データ保護規則（GDPR）をはじめ海外における個人情報保護法令へも適切に対応するため、個人情報保護の強化をはかっています。

【情報の分類】

情報の分類			
公開情報	公開ウェブサイト、カタログ等、一般に公開されているものをいいます。		
秘密情報	当社の秘密情報	社外秘密情報	社外に開示してはならない情報のことをいい、社内ルール、社内報等がこれにあたります。
		関係者外秘密情報	「人事情報」「研究中の技術情報」「顧客リスト」等、知る必要のない人には知られてはならない情報をいいます。
	他社秘密情報		秘密保持契約やライセンス契約等によりお客様や他社から入手した秘密情報など、契約による守秘義務が課されている情報です。
			個人情報 公開情報、秘密情報に関わらず、左記の各情報には、お客様やお取引先、社員等に関する多様な個人情報が含まれています。

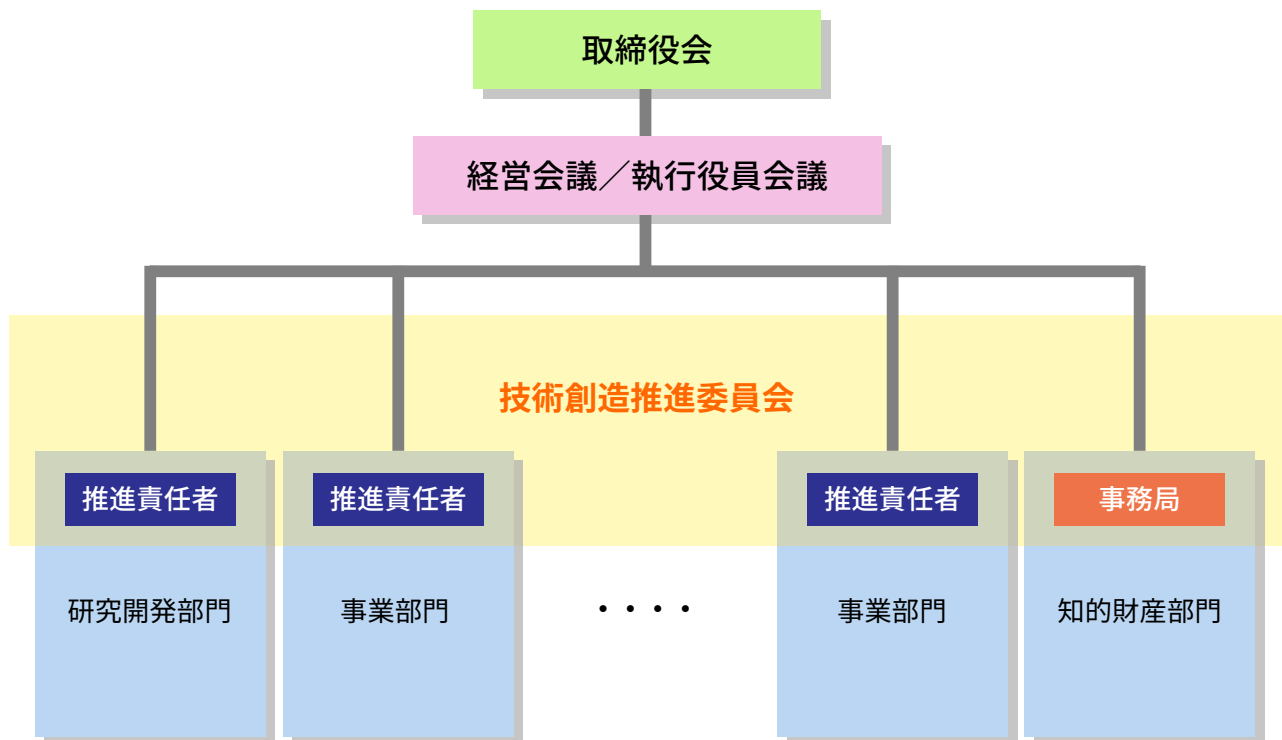
知的財産への取り組み

新光電気グループは、創業以来「技術開発」を経営の最重要指針の一つに掲げており、知的財産を重要な会社の経営資源として認識し、その知的財産の源泉である研究開発活動を不可欠なものと考えています。(研究開発 <https://www.shinko.co.jp/rd/rd/>)

その研究開発活動の成果として得られる知的財産を、特許として権利化をはかるとともに、秘匿すべき技術は公開せずに秘匿し保護しています。ビジネスのグローバル化に伴い、特許権は国内のみならず、海外の主要な市場国等においても取得しています。知的財産の創造を活性化させる体制として、各事業部門および研究開発部門に推進責任者を置き、組織的に技術創造を推進しています。また、新光電気グループは知的財産の尊重を、「SHINKO Way」の行動規範の一つとして定めており、自社知的財産の取得・保護・活用に取り組むとともに、他者の知的財産を尊重し、侵害しないよう徹底をはかっています。

技術創造活動

当社では、「技術開発力の強化をはかり、新製品を創出して事業の発展に結びつける」ことを目的とした技術創造を長年にわたって全社的な活動として取り組んでいます。この活動は、事業部門および研究開発部門の技術創造推進責任者のもとで複数の活動グループを組織し、発明創出などの活動を継続的に実施しています。また、「研究開発成果発表会」などを毎年度開催し、技術者の技術交流の活性化、技術情報の共有化をはかり効率的な新技術・製品の開発や発明創出に繋げています。



知的財産教育

当社では、知的財産に関する理解を深めてもらうため、技術者に対して特許関連を中心とした教育を定期的に行っています。教育内容は、「特許制度の概要」、「発明発掘」、「特許公報の読み方」、そして技術者が自ら調査できるように「特許検索ツールの操作方法」など、技術者のスキルにあわせて幅広く実施しています。これら教育により、技術者の発明創出へのモチベーションを高め、発明を深く読み取る力の育成や、質の高い発明を生み出すきっかけになると考えています。また技術者だけでなく知的財産部門も外部研修等を活用し、実務スキル向上に努めています。

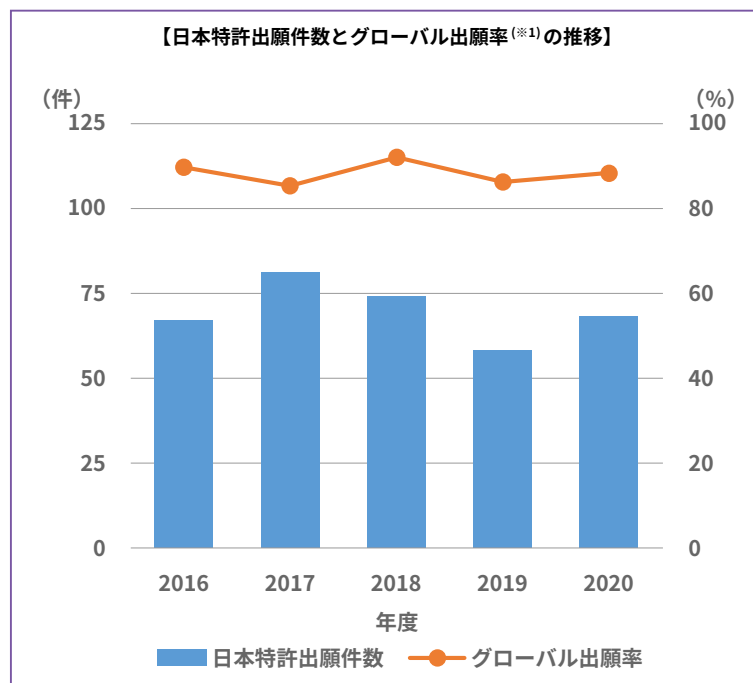
発明報奨

当社では、職務発明をした者に対して報奨金を支給する社内制度を設けています。報奨金の支給は特許出願時だけでなく、取得した特許権に係る製品の売上げ等にもとづき実績報奨等として支給しています。実績報奨等に際しては、発明考案審査会議にて審議のうえ、その結果を発明者に通知するとともに、異議申し立ての期間を設けて審議した結果の公正性を担保しています。

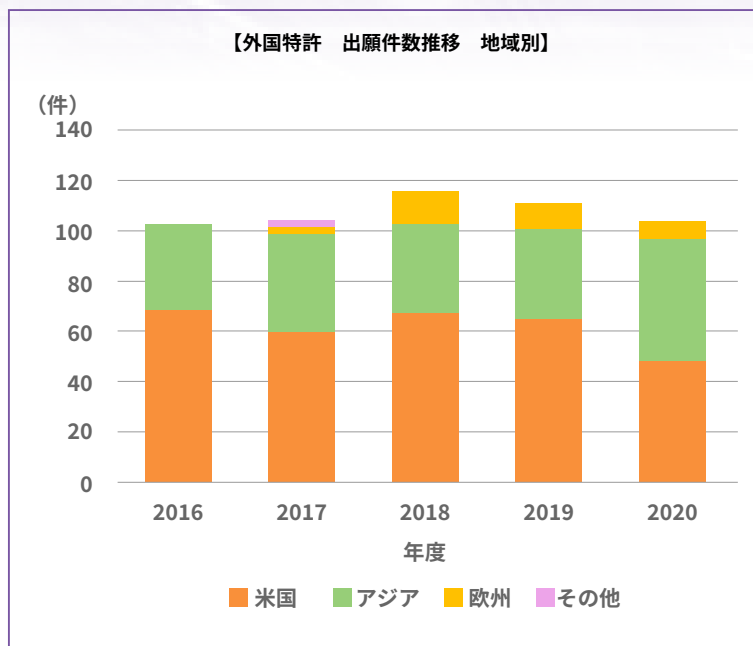
知的財産関連データ

特許出願件数

特許にかかわる製品が流通する地域に適切に外国出願をして知的財産保護に努めています。

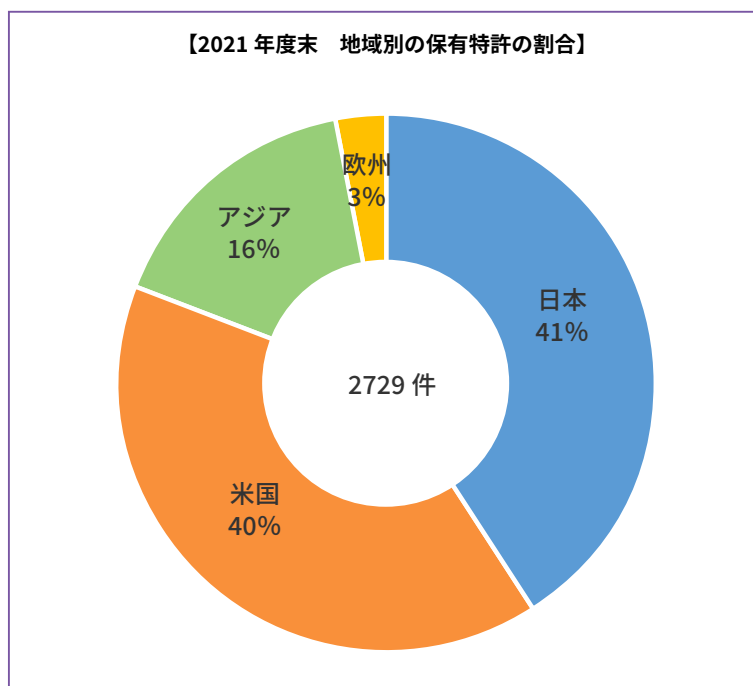


※1：グローバル出願率：国内出願のうち海外にも出願した件数の比率



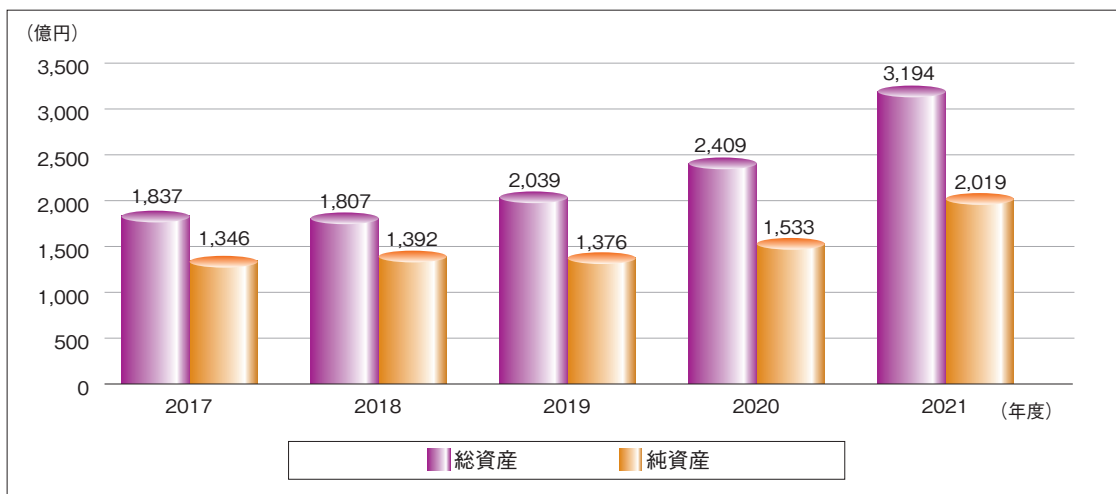
特許保有件数

事業戦略、特許価値の評価、費用対効果など、総合的に判断して適正な特許の権利維持に努めています。

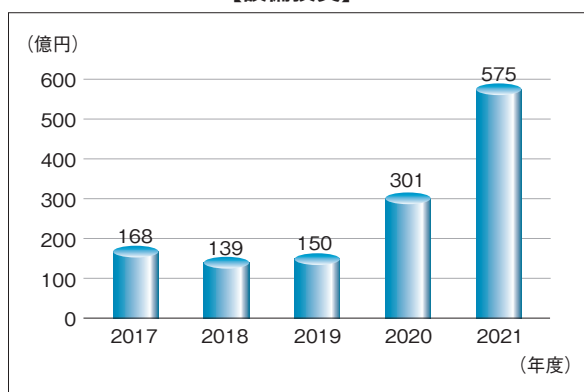


業績・財務情報(連結)

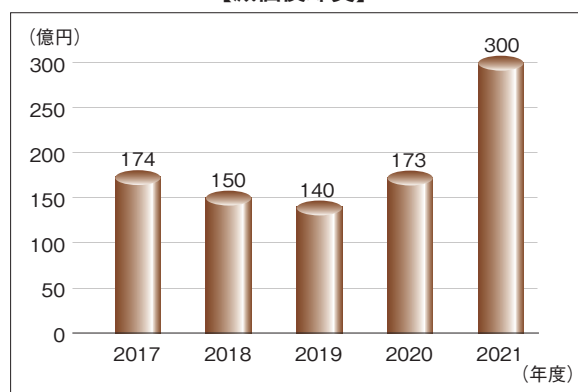
【総資産／純資産】



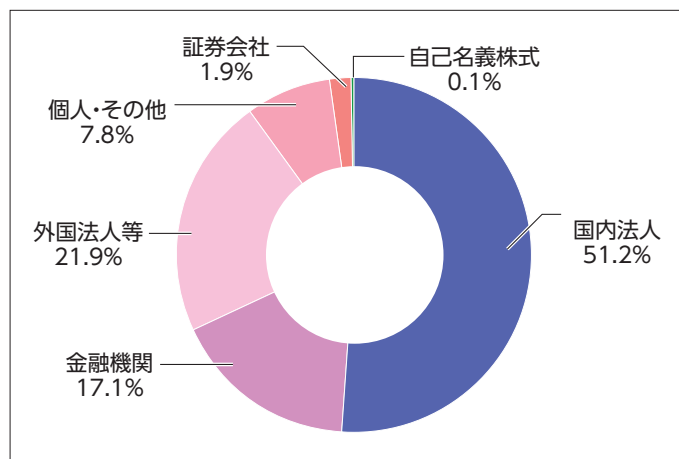
【設備投資】



【減価償却費】



【所有者別株式分布状況 (2022年3月末日現在)】



社員関連データ

■社員構成（新光電気グループ）

		2019年度 (2020年3月期)	2020年度 (2021年3月期)	2021年度 (2022年3月期)
地域別社員数(人)	合計	4,936	5,060	5,352
	日本	85.3%	85.6%	86.8%
	アジア	14.0%	13.6%	12.5%
	米州	0.7%	0.7%	0.7%
雇用形態別社員数(人)	正規	4,936	5,060	5,352
	非正規※	413	449	496

※嘱託社員、契約社員、パートタイマー等を含み、派遣社員は含まない

■多様性（新光電気） （障がい者雇用率には、国内グループ会社および非正規含む）

		2019年度 (2020年3月期)	2020年度 (2021年3月期)	2021年度 (2022年3月期)
社員数(人)	合計	4,132	4,265	4,608
平均年齢(歳)		44.5	44.1	43.2
平均勤続年数(年)	全平均	22.3	21.6	20.1
	男性	21.6	20.8	19.2
	女性	25.0	24.8	23.4
男女別社員数(人)	男性	3,253	3,371	3,671
	女性	879	894	937
女性社員比率(%)		21.3%	21.0%	20.3%
女性管理職比率(%) (グループ会社への出向者含む)		3.3%	4.1%	5.0%
外国人社員数(人) (グループ会社からの出向者および非正規含む)		41	54	53
障がい者雇用率(%) (毎年6月集計)		2.26%	2.16%	2.31%

■雇用状況（新光電気）

		2019年度 (2020年3月期)	2020年度 (2021年3月期)	2021年度 (2022年3月期)
新卒採用(人)	合計	124	110	128
	男性	99	88	96
	女性	25	22	32
キャリア採用(人)	合計	125	161	351
	男性	115	148	304
	女性	10	13	47
正規社員の離職者数(人)※	合計	71	67	76
正規社員の離職率(%)※		1.7%	1.6%	1.7%

※正規社員の離職：定年退職者を含む

■制度利用（新光電気）

		2019年度 (2020年3月期)	2020年度 (2021年3月期)	2021年度 (2022年3月期)
有給休暇平均取得日数(日)		12.9	12.5	12.7
育児休暇 利用者数(人)	合計	24	27	27
	男性	1	7	8
	女性	23	20	19
育児休暇後の復職率(%)		100%	100%	100%
育児休暇後の定着率(%)※		100%	100%	100%
介護休暇 利用者数(人)	合計	2	2	3
	男性	1	2	3
	女性	1	0	0
介護休暇後の復職率(%)		0%	100%	100%
介護休暇後の定着率(%)※		-	50%	100%
出産育児サポート休暇 取得者数(人)		38	40	60

※育児休暇後／介護休暇後の定着率：復職後12か月の時点で在籍している社員の比率

■その他

	2019年度 (2020年3月期)	2020年度 (2021年3月期)	2021年度 (2022年3月期)
死亡・後遺障害およびこれに準ずる重大災害の発生(件)	0	0	0
度数率【災害発生率】(%)	0.24%	0.11%	0.21%
特定保健指導実施率(%)	61.5%	63.6%	70.1%
組合員比率(%)※	90.6%	90.0%	89.4%
一人当たりの平均学習時間(時間)	15.3	14.0	19.2
一人当たりの平均教育費用(千円)	9.2	7.4	10.6

※正規社員(管理職を含む)のうち、一般社員の比率

環境データ

環境データ算出における信頼性向上のため、2021年度より第三者保証を受けています。[★：第三者保証対象指標]
 第三者保証報告書(P87)参照

環境負荷データ

INPUT

		2019年度	2020年度	2021年度
エネルギー	GJ	3,267,857	3,843,784	★ 4,386,131
電力	MWh	286,038	331,515	361,089
再生可能エネルギー由来の電力購入	MWh	—	—	66,118
自社による再生可能エネルギー発電	MWh	47	24	31
再生可能エネルギー利用率	%	—	—	18
重油・軽油・ガソリン ※1	千L	4	970	1,046
天然ガス・都市ガス	千m ³	16,724 ※4	18,241	19,010
LPG・LNG	t ※2	40 ※2	155	197
物質	t	39,071	37,083	31,431
原材料	t	36,451	34,376	27,471
化学物質	t	2,620	2,707	3,960
水資源	千m³	3,464	3,994	★ 4,902
上水道	千m ³	694	1,043	1,203
地下水	千m ³	2,770	2,951	3,700
リサイクル率	%	48	55 ※3	51

OUTPUT

		2019年度	2020年度	2021年度
大 気				
Scope1	t -CO ₂	38,556	44,976	★ 46,870
エネルギー起源	t -CO ₂	37,415	43,749	★ 45,763
非エネルギー起源	t -CO ₂ ※4	1,141 ※4	1,226	★ 1,108
Scope2	ロケーション基準 t -CO ₂	131,863	151,821	★ 163,357
	マーケット基準 t -CO ₂	—	—	★ 122,797
NOx	t ※4	18 ※4	29	28
SOx	t	0	1	0
化学物質	t	5	5	★ 6
水 域				
排水	千m ³	2,852	3,444	3,996
河川放流	千m ³	1,940	2,339	2,853
下水道放流	千m ³	912	1,105	1,143
廃棄物等	t	22,448	25,130	★ 29,382
有効利用物	t	22,409	24,988	★ 29,192
その他廃棄物	t	39	142	190
特定有害産業廃棄物	t	0	10	8
有効利用率	%	99.8	99.4	99.4
(最終処分量)	t	3	22	★ 11

用語解説

再生可能エネルギー由来の電力購入	再生可能エネルギー由来の電力購入量(再エネ電力証書の購入を含む)
再生可能エネルギー利用率	(再生可能エネルギー由来の電力購入 + 自社による再生可能エネルギー発電) / 電力
化学物質	PRTR法対象物質(集計範囲：国内のみ)
水資源リサイクル率	(総使用量 - 水資源投入量) / 総使用量
エネルギー起源のCO ₂	Scope1：重油・ガス・軽油・天然ガス・都市ガス・LPG・LNG Scope2：電気
非エネルギー起源の温室効果ガス	非エネルギー起源CO ₂ ・メタン(CH ₄)・四フッ化炭素(CF ₄) 六フッ化硫黄(SF ₆)・三フッ化窒素(NF ₃)・フロン類(HFC) (GWP換算)(Scope1)
NOx	工場のボイラーなどから排出された窒素酸化物量
SOx	工場のボイラーなどから排出された硫黄酸化物量
有効利用物	廃棄物等のうち、有効利用したもの(サーマルリサイクルを含む)
廃棄物等	産業廃棄物、一般廃棄物および有価物の排出量
その他廃棄物	廃棄物等のうち、単純焼却もしくは埋立てした量(廃棄物等 - 有効利用物)
特定有害産業廃棄物	その他廃棄物のうち、特性に合わせた管理が必要なもの
有効利用率	有効利用物 / 廃棄物等
最終処分量	直接埋立ておよび中間処理後に埋立てされる残渣物量(廃棄物等の内数)

集計範囲：2019年度：新光電気グループ(国内)
 2020年度以降：新光電気グループ(国内+海外生産拠点)
 海外生産拠点：
 KOREA SHINKO MICROELECTRONICS CO., LTD.(KSM)
 SHINKO ELECTRONICS(MALAYSIA) SDN. BHD.(SEM)
 SHINKO ELECTRIC INDUSTRIES(WUXI) CO., LTD.(SEW)

端数処理により合計が合わない項目があります

水ストレス地域からの取水はありません

※1：工場等の敷地外を走行する自動車等に係るエネルギーは含まない

※2：算定精度向上のため、算出結果を遡及して追加

※3：算定精度向上のため、算出方法を変更

※4：算定精度向上のため、算出結果を遡及して修正

環境負荷データ 算出方法

項目	算出方法
エネルギー	$\Sigma[(\text{電力、燃料油、ガスの年間使用量}) \times \text{エネルギー毎の熱量換算係数}]$ 換算係数：電力)省エネ法施行規則第4条別表3より 昼間/夜間係数 その他)環境省「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル(Ver4.8) (令和4年1月)
エネルギー起源のCO ₂	
Scope1	$\Sigma[(\text{燃料油、ガスの年間使用量}) \times \text{エネルギー毎のCO}_2\text{換算係数}]$ 換算係数：環境省「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル(Ver4.8)(令和4年1月)
Scope2	購入電力量 × CO ₂ 換算係数 換算係数： ロケーション基準 国内 「電気事業低炭素社会協議会」調整後排出係数より 2021年度：0.441t-CO ₂ /MWh 2020年度：0.444t-CO ₂ /MWh 2019年度：0.461t-CO ₂ /MWh 海外 IEA最新値(国別) マーケット基準 国内 電力会社ごとの排出係数(調整後排出係数)を使用 *環境省 温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度 「電気事業者別排出係数」より 海外 IEA最新値(国別)
非エネルギー起源の温室効果ガス(Scope1)	$\Sigma(\text{各ガスの年間排出量} \times \text{ガス毎の地球温暖化係数})$ 地球温暖化係数：環境省「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル(Ver4.8)(令和4年1月)

サプライチェーン排出量(GHGプロトコルスタンダードに基づく温室効果ガス排出量)

★：第三者保証対象指標

排出項目		排出量(t-CO ₂)				
		2019年度	2020年度	2021年度		
上流	Scope 3	1 購入した製品・サービス	—	686,905 ※1 ★	270,919	
		2 資本財	—	84,253	97,072	
		3 Scope1,2に含まれない燃料およびエネルギー活動	—	28,143	32,086	
		4 輸送・配送	—	8,215	9,555	
		5 事業から出る廃棄物	—	512	887	
自社	Scope 1	直接排出 ※2	—	※3 42,026	★ 46,870	
		二酸化炭素(CO ₂)	—	40,855	45,831	
		メタン(CH ₄)	—	0	0	
		四フッ化炭素(CF ₄)	—	978	577	
		六フッ化硫黄(SF ₆)	—	0	74	
		三フッ化窒素(NF ₃)	—	0	0	
		フロン類(HFC)	—	※4 192	388	
	Scope 2	エネルギー起源の間接排出	ロケーション基準	—	137,651	★ 163,357
			マーケット基準	—	—	★ 122,797
	Scope 3	6 出張	—	※3 207	225	
7 雇用者の通勤		—	※3 7,011	7,691		
8 リース資産		—	非該当	非該当		
下流	Scope 3	9 輸送、配送	—	非該当	非該当	
		10 販売した製品の加工	—	※5 非該当	非該当	
		11 販売した製品の使用	—	非該当	非該当	
		12 販売した製品の廃棄	—	非該当	非該当	
		13 リース資産	—	非該当	非該当	
		14 フランチャイズ	—	非該当	非該当	
		15 投資	—	非該当	非該当	
Scope 1 + Scope 2 ※6		—	※3 179,677	210,227		
Scope 3		—	※3 815,246	418,435		

集計範囲：2020年度：新光電気グループ(国内)
2021年度：新光電気グループ(国内+海外生産拠点)

海外生産拠点：
KOREA SHINKO MICROELECTRONICS CO., LTD.(KSM)
SHINKO ELECTRONICS(MALAYSIA) SDN. BHD.(SEM)
SHINKO ELECTRIC INDUSTRIES(WUXI) CO., LTD.(SEW)

2020年度より集計開始

端数処理の関係で合計が合わない項目があります

※1：算定精度向上のため、2021年度より算定方法を見直し

※2：工場等の敷地外を走行する自動車等のエネルギー消費により排出されるCO₂排出量は含まない

※3：算定精度向上のため、算出結果を遡及して修正

※4：算定精度向上のため、算出結果を遡及して追加

※5：算定精度向上のため、算出方法を検討した結果、算定精度が不十分であり、精緻な算出は困難な為、非該当とし、2020年度算出結果を遡及して修正

※6：Scope 2はロケーション基準により算出した値を集計

サプライチェーン排出量 算出方法

カテゴリ	算出方法
1 購入した製品・サービス	<p>年度内の部材調達量および生産委託金額に排出原単位を乗じて算出。国内の部材調達量は重量ベース、国内の生産委託と海外の部材調達量は金額ベースで集計し、それぞれ上位90%に相当する重量もしくは金額を対象に含む。</p> <p>排出原単位：・サプライチェーンを通じた組織の温室効果ガス排出等の算定のための排出原単位データベースVer.3.2 ・IDEAv2.3(サプライチェーン温室効果ガス排出量算定用)</p>
2 資本財	<p>当該年度の資本財に関する設備投資額に排出原単位を乗じて算出。</p> <p>排出原単位：・サプライチェーンを通じた組織の温室効果ガス排出等の算定のための排出原単位データベースVer.3.2</p>
3 Scope1, 2に含まれない燃料およびエネルギー活動	<p>購入した燃料やガスおよび外部から調達した電力の年間購入量に排出原単位を乗じて算出。</p> <p>排出原単位：・サプライチェーンを通じた組織の温室効果ガス排出等の算定のための排出原単位データベースVer.3.2 ・IDEAv2.3(サプライチェーン温室効果ガス排出量算定用)</p>
上流 4 輸送・配送	<p>①+②</p> <p>①年度内の輸送量(調達額上位90%に相当するサプライヤ対象)に排出原単位を乗じて算出。</p> <p>排出原単位：・サプライチェーンを通じた組織の温室効果ガス排出等の算定のための排出原単位データベースVer.3.2 ・国内の排出原単位データベース</p> <p>②新光電気グループを荷主とする国内輸送に関わるCO₂排出量 算出方法：「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」(省エネ法)に基づく新光電気グループを荷主とする国内輸送に関わるCO₂排出量燃費法(一部車両)および改良トンキロ法(車両、鉄道、航空)</p>
5 事業から出る廃棄物	<p>事業所が排出した廃棄物の種類・処理方法別の年間処理・リサイクル量×年間処理・リサイクル量当たりの排出原単位を乗じて算出。</p> <p>排出原単位：・サプライチェーンを通じた組織の温室効果ガス排出等の算定のための排出原単位データベースVer.3.2 ・IDEAv2.3(サプライチェーン温室効果ガス排出量算定用)</p>
自社 6 出張	<p>(移動手段別) Σ (交通費支給額×排出原単位)</p> <p>排出原単位：・サプライチェーンを通じた組織の温室効果ガス排出等の算定のための排出原単位データベースVer.3.2</p> <p>自家用車および社有車利用分については、Σ (燃料使用量×排出原単位)</p>
7 雇用者の通勤	<p>Σ (通勤距離×排出原単位)</p> <p>排出原単位：・サプライチェーンを通じた組織の温室効果ガス排出等の算定のための排出原単位データベースVer.3.2 ・IDEAv2.3(サプライチェーン温室効果ガス排出量算定用)</p>

環境会計

環境省「環境会計ガイドライン 2005年版」に準拠
 ※集計範囲：新光電気グループ（国内）（新光パーツを除く）

単位：百万円

項目	主な内容	投資額			費用			経済効果		
		2019年度	2020年度	2021年度	2019年度	2020年度	2021年度	2019年度	2020年度	2021年度
公害防止	大気汚染防止、水質汚濁防止等	-	-	612	-	-	2,158	-	-	13,245
事業エリア内	地球環境保全	-	-	196	-	-	1,657	-	-	63
	資源循環	-	-	0	-	-	529	-	-	13,486
上・下流	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
管理活動	ISO14001、環境教育、環境保全等	-	-	0	-	-	346	-	-	71
研究開発	製品等への環境配慮研究等	-	-	0	-	-	1	-	-	1,640
社会活動	-	-	-	0	-	-	0	-	-	-
環境損傷対応	-	-	-	0	-	-	0	-	-	0
合計		-	-	808	-	-	4,691	-	-	28,505

環境測定データ

■水質 単位：水素イオン指数以外（mg/L）

更北工場

項目	下水排除基準	自主基準	実績値		平均
			最大	平均	
BOD	600	540	440	269	
浮遊物質量	600	300	110	40	
n-ヘキサン	5	4.5	<1	<1	
銅	3	1	0.30	0.17	
亜鉛	2	1	0.13	0.08	
溶解性鉄	10	5	<0.02	<0.02	
水素イオン指数	5.0～9.0	5.2～8.8	最小	最大	7.5
			7.1	8.1	

新井工場

項目	国の基準	新潟県基準	自主基準	実績値	
				最大	平均
BOD	160	25	23	13	5.2
浮遊物質量	200	50	32	13	5
n-ヘキサン	5	5	4	<1	<1
銅	3	2	1	0.04	0.02
亜鉛 ^{*1}	4	4	1	0.07	0.07
溶解性鉄	10	10	5	1.60	1.06
溶解性マンガン	10	10	3	0.46	0.37
クロム	2	2	0.5	<0.02	<0.02
水素イオン指数	5.8～8.6	5.8～8.6	6.0～8.4	最小	最大
				7.0	7.6

若穂工場

項目	下水排除基準	自主基準	実績値		平均
			最大	平均	
BOD	600	540	450	301	
浮遊物質量	600	200	58	42	
n-ヘキサン	5	4.5	<1	<1	
銅	2	1.8	0.42	0.33	
亜鉛	3	1	<0.02	<0.02	
溶解性鉄	10	3	<0.02	<0.02	
溶解性マンガン	10	4	0.11	0.05	
クロム	2	0.4	<0.02	<0.02	
水素イオン指数	5.0～9.0	5.2～8.8	最小	最大	7.6
			7.2	7.9	

京ヶ瀬工場

項目	国の基準	新潟県基準	自主基準	実績値	
				最大	平均
BOD	160	160	80	4.8	3.7
浮遊物質量	200	200	65	3	2
n-ヘキサン	5	5	2	<1	<1
銅	3	3	1	0.03	<0.02
亜鉛 ^{*1}	4	4	1	0.03	<0.02
溶解性鉄	10	10	3	0.38	0.17
溶解性マンガン	10	10	3	0.07	0.05
クロム	2	2	0.5	<0.02	<0.02
水素イオン指数	5.8～8.6	5.8～8.6	6.2～8.2	最小	最大
				6.7	7.0

高丘工場

項目	国の基準	長野県基準	自主基準	実績値	
				最大	平均
BOD	160	30	27	18	8.5
浮遊物質量	200	50	25	15	4
n-ヘキサン	5	5	2	<1	<1
銅	3	2	1	0.14	0.08
亜鉛 ^{*1}	4	3	1.5	0.02	<0.02
溶解性鉄	10	10	3	0.05	0.05
溶解性マンガン	10	10	3	0.13	0.05
クロム	2	1	0.5	<0.02	<0.02
水素イオン指数	5.8～8.6	5.8～8.6	6.0～8.4	最小	最大
				6.8	7.6

※1 国・県の基準値は、2024年12月10日までの暫定基準

第三者保証報告書

「新光電気グループ サステナビリティレポート2022」は、開示情報の信頼性確保のためにKPMGあずさサステナビリティ株式会社の第三者保証を受けています。




独立した第三者保証報告書

2022年9月16日

新光電気工業株式会社
代表取締役社長 倉嶋 進 殿

KPMG あずさサステナビリティ株式会社
東京都千代田区大手町一丁目9番7号

代表取締役

衛藤 和彦 

当社は、新光電気工業株式会社(以下、「会社」という。)からの委嘱に基づき、会社が作成したサステナビリティレポート 2022(以下、「サステナビリティレポート」という。)に記載されている2021年4月1日から2022年3月31日までを対象とした★マークの付されている環境パフォーマンス指標(以下、「指標」という。)に対して限定的保証業務を実施した。

会社の責任

会社が定めた指標の算定・報告規準(以下、「会社の定める規準」という。サステナビリティレポートに記載。)に従って指標を算定し、表示する責任は会社にある。

当社の責任

当社の責任は、限定的保証業務を実施し、実施した手続に基づいて結論を表明することにある。当社は、国際監査・保証基準審議会の国際保証業務基準 (ISAE) 3000「過去財務情報の監査又はレビュー以外の保証業務」及び ISAE3410「温室効果ガス情報に対する保証業務」に準拠して限定的保証業務を実施した。

本保証業務は限定的保証業務であり、主としてサステナビリティレポート上の開示情報の作成に責任を有するもの等に対する質問、分析の手続等の保証手続を通じて実施され、合理的保証業務における手続と比べて、その種類は異なり、実施の程度は狭く、合理的保証業務ほどには高い水準の保証を与えるものではない。当社の実施した保証手続には以下の手続が含まれる。

- サステナビリティレポートの作成・開示方針についての質問及び会社の定める規準の検討
- 指標に関する算定方法並びに内部統制の整備状況に関する質問
- 集計データに対する分析的手続の実施
- 会社の定める規準に従って指標が把握、集計、開示されているかについて、試査により入手した証拠との照合並びに再計算の実施
- リスク分析に基づき選定した若穂工場に対する現地往査の代替的な手続としての質問及び証拠等の文書の閲覧
- 指標の表示の妥当性に関する検討

結論

上述の保証手続の結果、サステナビリティレポートに記載されている指標が、すべての重要な点において、会社の定める規準に従って算定され、表示されていないと認められる事項は発見されなかった。

当社の独立性と品質管理

当社は、誠実性、客観性、職業的専門家としての能力と正当な注意、守秘義務及び職業的専門家としての行動に関する基本原則に基づく独立性及びその他の要件を含む、国際会計士倫理基準審議会の公表した「職業会計士の倫理規程」を遵守した。

当社は、国際品質管理基準第1号に準拠して、倫理要件、職業的専門家としての基準及び適用される法令及び規則の要件の遵守に関する文書化した方針と手続を含む、包括的な品質管理システムを維持している。

以上

GRIスタンダード対照表

1. 一般標準開示項目

※…中核 (Core) オプションの指標

一般標準開示項目		掲載頁	掲載項目
組織のプロフィール			
102-1	※ 組織の名称	5-8	新光電気グループ概要
102-2	※ 活動、ブランド、製品、サービス	5-8	新光電気グループ概要
102-3	※ 本社の所在地	5-8	新光電気グループ概要
102-4	※ 事業所の所在地	5-8	新光電気グループ概要
102-5	※ 所有形態および法人格	5-8 64-67 80	新光電気グループ概要 コーポレート・ガバナンス 業績・財務情報(連結)
102-6	※ 参入市場	5-8	新光電気グループ概要
102-7	※ 組織の規模	5-8 80 81	新光電気グループ概要 業績・財務情報(連結) 社員関連データ
102-8	※ 従業員およびその他の労働者に関する情報	81	社員関連データ
102-9	※ サプライチェーン	59-63	サプライチェーンによる社会的責任の推進
102-10	※ 組織およびそのサプライチェーンに関する重大な変化	-	※該当なし
102-11	※ 予防原則または予防的アプローチ	10-17 22-26 27-31 48 70 71-76	サステナビリティマネジメント 環境マネジメント 気候変動 安全・快適な職場環境づくり RBA行動規範への取り組み リスクマネジメント
102-12	※ 外部イニシアティブ	28 70	気候変動に関する国際的なイニシアチブへの参加 RBA行動規範への取り組み
102-13	※ 団体の会員資格	-	※該当なし
戦略			
102-14	※ 上級意思決定者の声明	3-4	トップメッセージ
102-15	重要なインパクト、リスク、機会	3-4 10-17 22-26 71-76	トップメッセージ サステナビリティマネジメント 環境マネジメント リスクマネジメント
倫理と誠実性			
102-16	※ 価値観、理念、行動基準・規範	9 68-70	SHINKO Way コンプライアンス
102-17	倫理に関する助言および懸念のための制度	39-40 63 68-70	人権の尊重 調達活動におけるコンプライアンスの徹底 コンプライアンス
ガバナンス			
102-18	※ ガバナンス構造	64-67	コーポレート・ガバナンス
102-19	権限委譲	64-67	コーポレート・ガバナンス
102-20	経済、環境、社会項目に関する役員レベルの責任	10-17 22-26 27-31 48 64-67 71	サステナビリティマネジメント 環境マネジメント 気候変動 安全・快適な職場環境づくり コーポレート・ガバナンス リスクマネジメントの推進
102-21	経済、環境、社会項目に関するステークホルダーとの協議	12 52-55	ステークホルダーとのコミュニケーション 地域社会への貢献
102-22	最高ガバナンス機関およびその委員会の構成	64-67	コーポレート・ガバナンス
102-23	最高ガバナンス機関の議長	64-67	コーポレート・ガバナンス

一般標準開示項目		掲載頁	掲載項目
102-24	最高ガバナンス機関の指名と選出	64-67	コーポレート・ガバナンス
102-25	利益相反		「コーポレート・ガバナンス報告書」
102-26	目的、価値観、戦略の設定における最高ガバナンス機関の役割	9 64-66	SHINKO Way コーポレート・ガバナンス体制
102-27	最高ガバナンス機関の集会的知見	10-17	サステナビリティマネジメント
102-28	最高ガバナンス機関のパフォーマンスの評価	10-17	サステナビリティマネジメント
102-29	経済、環境、社会へのインパクトの特定とマネジメント	11 71	重要課題の選定 リスクマネジメントの推進
102-30	リスクマネジメント・プロセスの有効性	71	リスクマネジメントの推進
102-31	経済、環境、社会項目のレビュー	71	リスクマネジメントの推進
102-32	サステナビリティ報告における最高ガバナンス機関の役割	10-17	サステナビリティマネジメント
102-33	重大な懸念事項の伝達	64-66 71	コーポレート・ガバナンス体制 リスクマネジメントの推進
102-34	伝達された重大な懸念事項の性質と総数	-	-
102-35	報酬方針	66-67	役員報酬について 「有価証券報告書 【コーポレート・ガバナンスの状況等】」
102-36	報酬の決定プロセス	66-67	役員報酬について 「有価証券報告書 【コーポレート・ガバナンスの状況等】」
102-37	報酬に関するステークホルダーの関与	66-67	役員報酬について
102-38	年間報酬総額の比率	-	-
102-39	年間報酬総額比率の増加率	-	-
ステークホルダー・エンゲージメント			
102-40	※ ステークホルダー・グループのリスト	12	ステークホルダーとのコミュニケーション
102-41	※ 団体交渉協定	43	労使関係
102-42	※ ステークホルダーの特定および選定	12	ステークホルダーとのコミュニケーション
102-43	※ ステークホルダー・エンゲージメントへのアプローチ方法	11 12	重要課題の選定 ステークホルダーとのコミュニケーション
102-44	※ 提起された重要な項目および懸念	11 12 13-17	重要課題の選定 ステークホルダーとのコミュニケーション サステナビリティ活動目標および進捗状況
報告実務			
102-45	※ 連結財務諸表の対象になっている事業体	5-8	新光電気グループ概要
102-46	※ 報告書の内容および項目の該当範囲の確定	11	重要課題の選定
102-47	※ マテリアルな項目のリスト	11	重要課題の選定
102-48	※ 情報の再記述	82-86	環境データ
102-49	※ 報告における変更	20 21 82-86	中長期環境目標 環境行動計画 環境データ
102-50	※ 報告期間	2	編集方針【対象期間】
102-51	※ 前回発行した報告書の日付	2	編集方針【発行日】
102-52	※ 報告サイクル	2	編集方針【発行日】
102-53	※ 報告書に関する質問の窓口	2	お問い合わせ先
102-54	※ GRIスタンダードに準拠した報告であることの主張	88-92	GRIスタンダード対照表
102-55	※ GRI内容索引	88-92	GRIスタンダード対照表
102-56	※ 外部保証	87	第三者保証報告書

2. 特定標準開示項目

■…新光電気グループにおける重要課題

特定項目		掲載頁	掲載項目
マネジメント手法			
103-1	※ マテリアルな項目とその該当範囲の説明	2 9 11	編集方針【対象範囲】 SHINKO Way 重要課題の選定
103-2	マネジメント手法とその要素	10-17 21 22-26 27-31 39-40 48 56 59 70	サステナビリティマネジメント 環境行動計画 環境マネジメント 気候変動 人権の尊重 安全・快適な職場環境づくり 品質でお客様と社会の信頼を支える 企業の社会的責任に配慮した調達活動 RBA行動規範への取り組み
103-3	マネジメント手法の評価	11	重要課題の選定
経済			
経済パフォーマンス			
201-1	創出、分配した直接的経済価値	5-8	新光電気グループ概要 「有価証券報告書【経理の状況】」
201-2	気候変動による財務上の影響、その他のリスクと機会	27-31 71	気候変動 リスクマネジメントの推進
201-3	確定給付型年金制度の負担、その他の退職金制度	-	「有価証券報告書【経理の状況】」
201-4	政府から受けた資金援助	-	-
地域経済での存在感			
202-1	地域最低賃金に対する標準新人給与の比率(男女別)	-	-
202-2	地域コミュニティから採用した上級管理職の割合	-	-
間接的な経済的インパクト			
203-1	インフラ投資および支援サービス	54	青少年育成支援活動
203-2	著しい間接的な経済的インパクト	-	-
調達慣行			
204-1	地元サプライヤーへの支出の割合	-	-
腐敗防止			
205-1	腐敗に関するリスク評価を行っている事業所	71	リスクマネジメントの推進
205-2	腐敗防止の方針や手順に関するコミュニケーションと研修	63 68-70	調達活動におけるコンプライアンスの徹底 コンプライアンス
205-3	確定した腐敗事例と実施した措置	-	※該当事項なし
反競争的行為			
206-1	反競争的行為、反トラスト、独占的慣行により受けた法的措置	-	※該当事項なし
税金			
207-1	税務へのアプローチ	-	-
207-2	税務ガバナンス、管理、およびリスクマネジメント	-	-
207-3	税務に関連するステークホルダー・エンゲージメントおよび懸念への対処	-	-
207-4	国別の報告	-	-
環境			
■原材料			
301-1	使用原材料の重量または体積	82-86	環境データ
301-2	使用したリサイクル材料	-	-
301-3	再生利用された製品と梱包材	-	-
■エネルギー			
302-1	組織内のエネルギー消費量	82-86	環境データ
302-2	組織外のエネルギー消費量	82-86	環境データ
302-3	エネルギー原単位	-	-
302-4	エネルギー消費量の削減	30 38	省エネルギーの推進 海外拠点の取り組み
302-5	製品およびサービスのエネルギー必要量の削減	-	-
■水			
303-1	共有資源としての水の相互作用	33-34 82-86	水使用量削減 環境データ
303-2	排水に関連するインパクトのマネジメント	82-86	環境データ
303-3	取水	82-86	環境データ

特定項目		掲載頁	掲載項目
303-4	排水	82-86	環境データ
303-5	水消費	82-86	環境データ
■生物多様性			
304-1	保護地域および保護地域ではないが生物多様性価値の高い地域、もしくはそれらの隣接地域に所有、賃借、管理している事業サイト	-	-
304-2	活動、製品、サービスが生物多様性に与える著しいインパクト	-	-
304-3	生息地の保護・復元	35-37 53	自然共生 地域環境保全活動
304-4	事業の影響を受ける地域に生息するIUCNレッドリストならびに国内保全種リスト対象の生物種	-	-
■大気への排出			
305-1	直接的な温室効果ガス(GHG)排出量(スコープ1)	82-86	環境データ
305-2	間接的な温室効果ガス(GHG)排出量(スコープ2)	82-86	環境データ
305-3	その他の間接的な温室効果ガス(GHG)排出量(スコープ3)	82-86	環境データ
305-4	温室効果ガス(GHG)排出原単位	27-31	気候変動
305-5	温室効果ガス(GHG)排出量の削減	27-31	気候変動
305-6	オゾン層破壊物質(ODS)の排出量	-	-
305-7	窒素酸化物(NOx)、硫黄酸化物(SOx)、およびその他の重大な大気排出物	82-86	環境データ
■排水および廃棄物			
306-1	排水の水質および排出先	82-86	環境データ
306-2	種類別および処分方法別の廃棄物	32-34 82-86	資源循環 環境データ
306-3	重大な漏出	22-26	環境マネジメント
306-4	有害廃棄物の輸送	32-34	資源循環
306-5	排水や表面流水によって影響を受ける水域	-	-
■環境コンプライアンス			
307-1	環境法規制の違反	22-26	環境マネジメント
■サプライヤーの環境面のアセスメント			
308-1	環境基準により選定した新規サプライヤー	-	-
308-2	サプライチェーンにおけるマイナスの環境インパクトと実施した措置	59-60 62-63	企業の社会的責任に配慮した調達活動 グリーン調達活動
社会			
■雇用			
401-1	従業員の新規雇用と離職	81	社員関連データ
401-2	正社員には支給され、非正規社員には支給されない手当	-	-
401-3	育児休暇	41-43 81	活力ある企業風土づくり 社員関連データ
労使関係			
402-1	事業上の変更に関する最低通知期間	-	-
■労働安全衛生			
403-1	労働安全衛生マネジメントシステム	48-51	労働安全衛生
403-2	危険性(ハザード)の特定、リスク評価、事故調査	48-51	労働安全衛生
403-3	労働衛生サービス	48-51	労働安全衛生
403-4	労働安全衛生における労働者の参加、協議、コミュニケーション	43 48-51	労使関係 労働安全衛生
403-5	労働安全衛生に関する労働者研修	48-51	労働安全衛生
403-6	労働者の健康増進	48-51	労働安全衛生
403-7	ビジネス上の関係で直接結びついた労働安全衛生の影響の防止と緩和	-	-
403-8	労働安全衛生マネジメントシステムの対象となる労働者	48-51	労働安全衛生
403-9	労働関連の傷害	48-51	労働安全衛生
403-10	労働関連の疾病・体調不良	48-51	労働安全衛生
■研修と教育			
404-1	従業員一人あたりの年間平均研修時間	46-47 81	人材の育成と活用 社員関連データ
404-2	従業員スキル向上プログラムおよび移行支援プログラム	44-45 46-47 81	ダイバーシティの尊重 人材の育成と活用 社員関連データ
404-3	業績とキャリア開発に関して定期的なレビューを受けている従業員の割合	46-47	人材の育成と活用

特定項目		掲載頁	掲載項目
■ダイバーシティと機会均等			
405-1	ガバナンス機関および従業員のダイバーシティ	81	社員関連データ 「有価証券報告書 【コーポレート・ガバナンスの状況等】」
405-2	基本給と報酬総額の男女比	-	-
■非差別			
406-1	差別事例と実施した救済措置	39-40	人権の尊重
■結社の自由と団体交渉			
407-1	結社の自由や団体交渉の権利がリスクにさらされる可能性のある事業所およびサプライヤー	-	-
■児童労働			
408-1	児童労働事例に関して著しいリスクがある事業所およびサプライヤー	39-40 59-60	人権の尊重 企業の社会的責任に配慮した調達活動
■強制労働			
409-1	強制労働事例に関して著しいリスクがある事業所およびサプライヤー	39-40 59-60	人権の尊重 企業の社会的責任に配慮した調達活動
保安慣行			
410-1	人権方針や手順について研修を受けた保安要員	-	-
先住民族の権利			
411-1	先住民族の権利を侵害した事例	-	※該当事項なし
人権アセスメント			
412-1	人権レビューやインパクト評価の対象とした事業所	70	RBA行動規範への取り組み
412-2	人権方針や手順に関する従業員研修	39-40	人権の尊重
412-3	人権条項を含むもしくは人権スクリーニングを受けた重要な投資協定および契約	-	-
■地域コミュニティ			
413-1	地域コミュニティとのエンゲージメント、インパクト評価、開発プログラムを実施した事業所	12 35-37 52-55	ステークホルダーとのコミュニケーション 自然共生 地域社会への貢献
413-2	地域コミュニティに著しいマイナスのインパクト(顕在的、潜在的)を及ぼす事業所	-	-
■サプライヤーの社会面のアセスメント			
414-1	社会的基準により選定した新規サプライヤー	59-60	企業の社会的責任に配慮した調達活動
414-2	サプライチェーンにおけるマイナスの社会的インパクトと実施した措置	59-60 61	企業の社会的責任に配慮した調達活動 「責任ある鉱物調達」の取り組み
公共政策			
415-1	政治献金	-	-
顧客の安全衛生			
416-1	製品およびサービスのカテゴリに対する安全衛生インパクトの評価	56	品質でお客様と社会の信頼を支える
416-2	製品およびサービスの安全衛生インパクトに関する違反事例	-	-
マーケティングとラベリング			
417-1	製品およびサービスの情報とラベリングに関する要求事項	-	-
417-2	製品およびサービスの情報とラベリングに関する違反事例	-	-
417-3	マーケティング・コミュニケーションに関する違反事例	-	-
顧客プライバシー			
418-1	顧客プライバシーの侵害および顧客データの紛失に関して具体化した不服申立	75-76	情報セキュリティ
社会経済面のコンプライアンス			
419-1	社会経済分野の法規制違反	-	※該当事項なし